JA BANK SAGASHINREN

Disclosure

ディスクロージャー誌

2024


唐津城（唐津市）


佐賀インターナショナルバルーンフェスタ（佐賀市）


徐福サイクルロード（佐賀市）


大川内山の風景（伊万里市）

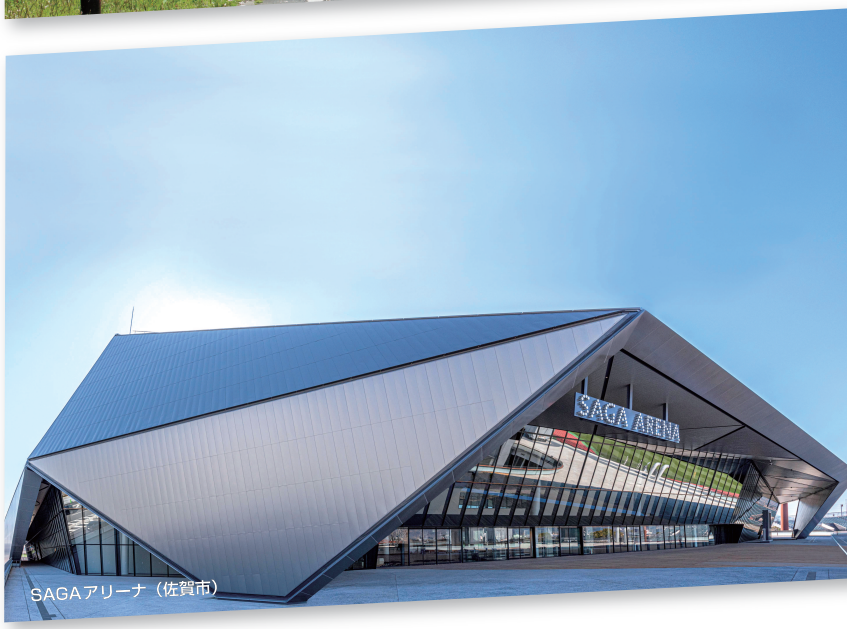

SAGAアリーナ（佐賀市）

JAバンク佐賀信連

写真提供：佐賀県観光連盟
株式会社 佐賀新聞社

CONTENTS

ごあいさつ……1

1 系統組織の仕組み…… 2~4

2 経営方針…… 5~11

3 経営環境・業績報告…… 12~13

4 内部統制強化への取組み……14~27

5 地域貢献に関する状況…… 28~38

6 トピックス……39

7 事業のご案内……40

8 商品・サービスのご案内…… 41~45

9 組織の概要……46

10 役員等の報酬体系…… 47

11 資料編…… 48~84

12 沿革・歩み……85

13 県内ＪＡ店舗体制…… 86

14 索引…… 87

■本冊子は農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー資料です。
金額は、原則として、単位未満を切り捨てのうえ表示しています。

《JAマークについて》



全体として、三角構造の安定感のあるデザインは、「ゆるぎない大地」「日本の国土」をイメージさせ、三角形は「自然」、Ａの部分は「人間」を表しています。

さらに、Ｊの左端の円は、「農業の豊かさ」「実り」と、協同の精神に基づく「人の和」を象徴しています。

ごあいさつ



経営管理委員会会長
大島信之



代表理事理事長
材木洋幸

当会は、昭和23年の設立以来、佐賀県内のJAと一体となり、農業専門金融機関として農業の発展と農家経済の向上を図るとともに、地域金融機関として地域社会・地域経済の繁栄に貢献すべく歩んでまいりました。これもひとえに皆さまのご理解とご支援の賜物と深く感謝申しあげます。

また、本年も当会の業務内容や活動状況などについて、皆さまにご紹介するため「ディスクロージャー誌」を作成し、お手元にお届けすることにいたしました。この冊子により、皆さまの当会に対するご理解を一層深めていただければ幸いに存じます。

さて、今日の事業を取り巻く環境について、農業面においては、国際情勢の変化に伴う生産資材価格の高止まりと適正な価格形成の必要性を背景に「食料・農業・農村基本法」が改正され、食料安全保障への期待も含め、より一層、JAグループに対する農業所得増大・農業生産拡大に向けた取り組み支援と、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合としての役割発揮が強く求められております。

金融面においては、日銀によるマイナス金利政策の解除により、金利のある世界が期待される一方、先行き不透明な市場動向の継続が見込まれるため、事業環境の変化に対して柔軟な対応が必要となるほか、利用者目線に立った金融サービスの普及やマネロン対策の拡充も含め、地域金融機関としての役割と機能発揮が強く求められております。

このような情勢の中、当会では不断の取り組みとしてJA自己改革を実践し、農業とくらしを支え地域に選ばれ続けるJAバンク佐賀の実現を基本目標に掲げた「JAバンク佐賀中期戦略」の達成に向けた事業を展開するとともに、「持続可能なJA経営基盤の確立に向けた事業変革支援」、「長期安定的な収益還元に向けた収益基盤の強化」を基本方針に掲げた「第14次中期経営計画（令和4年度～令和6年度）」の最終年度として、将来にわたる安定的な事業基盤の確立に向け、役職員一丸となって取り組み続けることとしております。

今後も当会は、永年にわたって培った地域の皆さまとの信頼関係を基盤に、JAの総合力を発揮しながら、農業メインバンクとして、また、地域のメインバンクとして役割を果たすとともに、引き続き信頼される金融機関であり続けるため、利用者保護態勢等の拡充に努めるとともに、法令等を遵守するなど、コンプライアンス態勢の拡充等に取り組んでまいる所存でございます。

皆さまのご理解となお一層のご支援ご愛顧を賜りますようお願い申しあげます。

令和６年７月

経営管理委員会会長 **大島 信之**
代表理事理事長 **材木 洋幸**

1 系統組織の仕組み

私たちの協同組織は、指導・信用・共済・経済等の事業を担う市町村段階のJAを基盤とし、それぞれの事業の補完的機能を担う県連合会、さらに全国段階の組織体で構成しています。

この市町村段階から全国段階にいたる協同組織を「JAグループ（系統組織）」と呼んでいます。

JAグループの仕組み

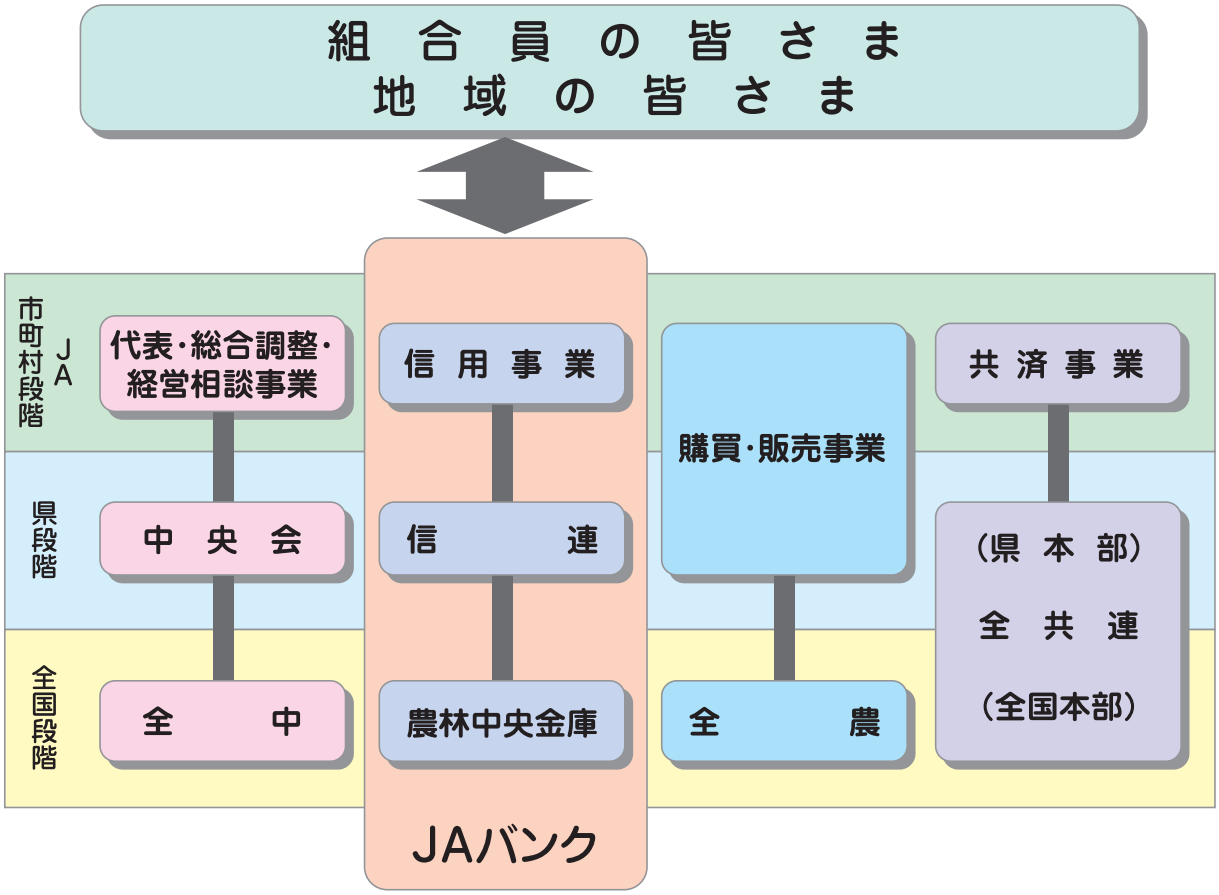

JAバンクの仕組み

JA・信連・農林中央金庫にいたる信用事業の仕組みや機能を「JAバンク（系統信用事業）」と呼んでいます。

JAバンクは、実質的に「ひとつの金融機関」として、組合員や地域の皆さまのニーズに対応した金融サービスの提供など信頼性の高い経営を目指しています。

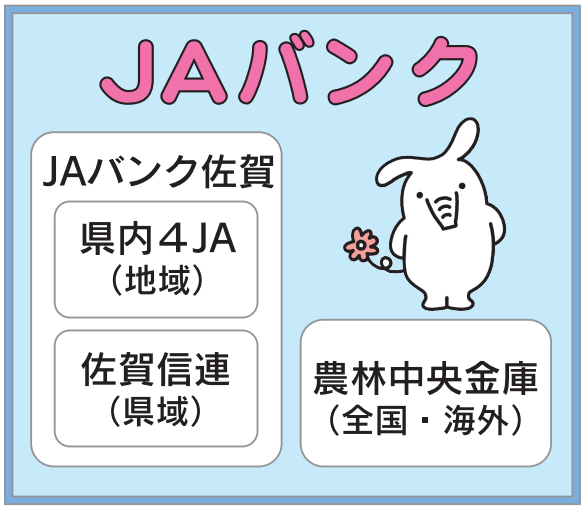

JAバンクの資金の流れ

JAは、組合員や地域の皆さまから貯金を預かり、この貯金を原資として、資金を必要とする組合員や地域の皆さまへの貸出などで運用を行い、貯金から貸出金を除いた「余裕金」の大部分を、信連への預け金として運用しています。

信連は、JAからの余裕金を貯金として預かり、これを原資として資金を必要とする農業法人・一般企業等への貸出で運用を行い、貯金から貸出金を除いた「余裕金」を有価証券および農林中央金庫への預け金として運用しています。

農林中央金庫は、信連からの預金を中心に資金調達を行い、農林水産関連企業への融資のほか、国内外の金融市場などでも資金運用を行っています。

以上のように、それぞれは別の経営体ですが、JAバンクとして資金の調達・運用などで実質的に「ひとつの金融機関」として、組合員や地域の皆さまに金融サービスを提供しています。

（令和６年３月末現在）

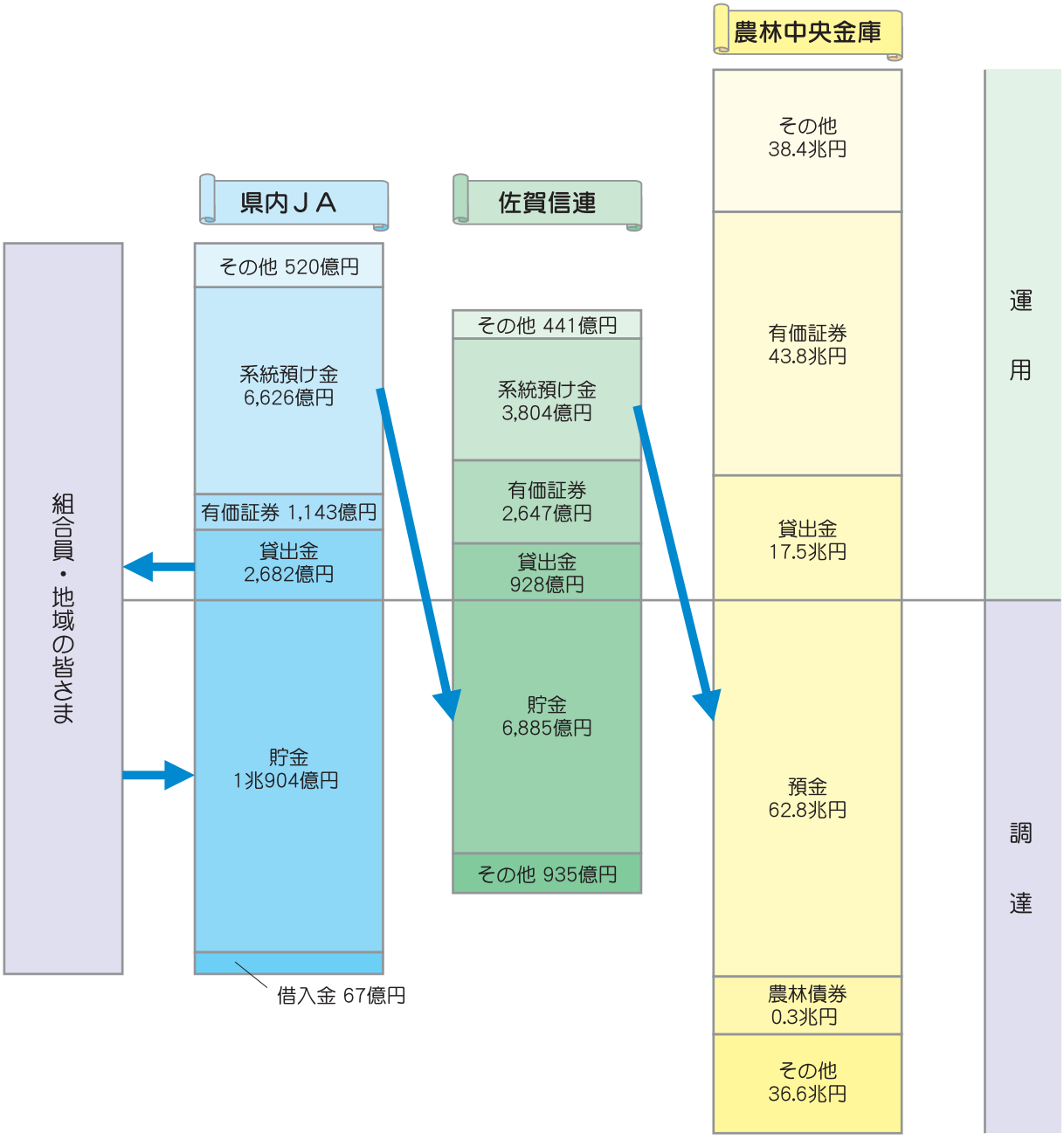

JAバンクシステム

JA、信連、農林中央金庫が総合力を最大限に発揮し、実質的に「ひとつの金融機関」として、健全かつ効率的な経営と高度な金融サービスを提供する仕組みのことを「**JAバンクシステム**」と呼んでいます。

JAバンクシステムは、「**一体的事業運営による良質で高度な金融サービスの提供**」と「**破綻未然防止システムによるJAバンク全体としての信頼性確保**」を柱とし、この2つの柱を実現するために全国段階の「JAバンク中央本部」と県段階の「JAバンク県本部」が連携し、関係団体等の協力を得て運営しています。

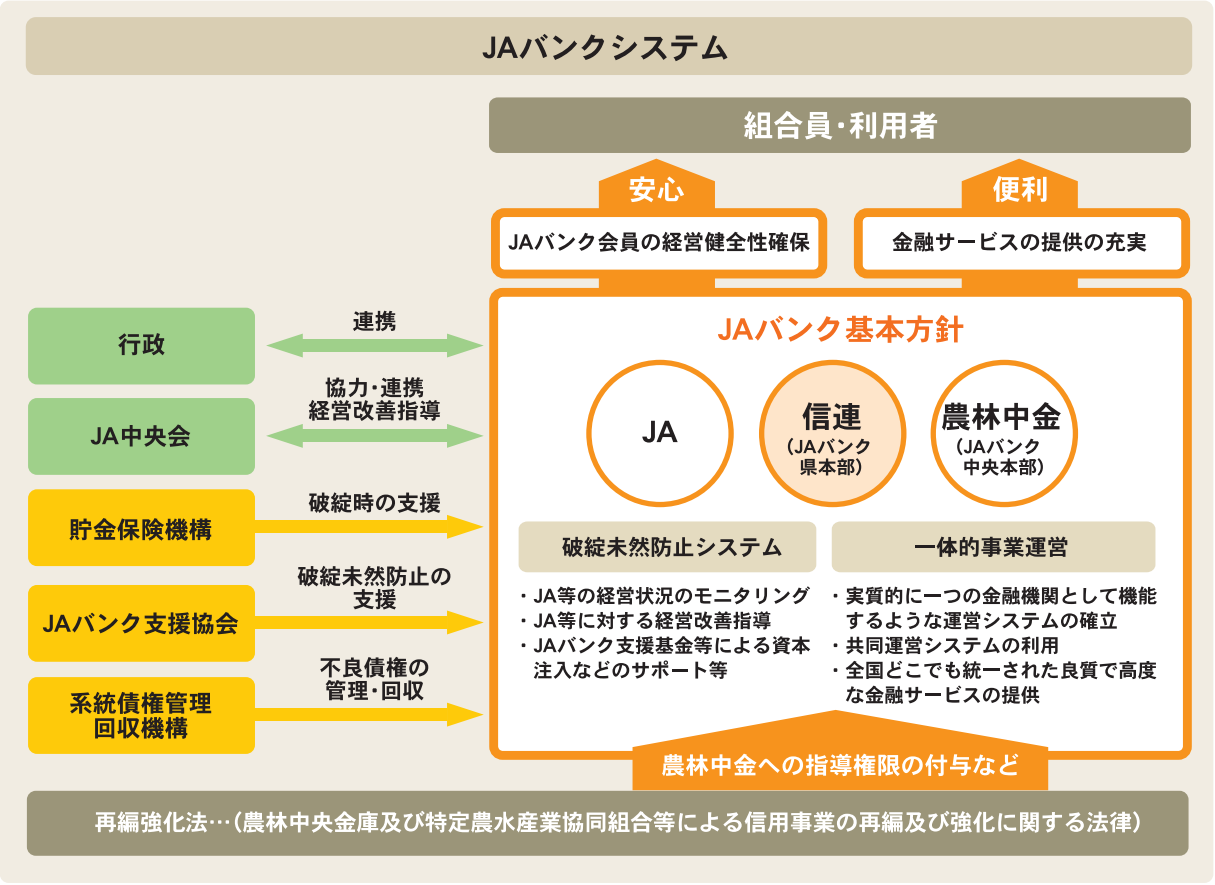

一体的事業推進による良質で高度な金融サービスの提供

組合員・地域の皆さまのニーズにお応えするため、JAバンクでは情報システムやネットワークを一元化し、インターネットバンキングをはじめとする高品質な金融サービスを全国のJAに導入するとともに、統一化された窓口事務などにより、全国どこでも良質で高度な顧客サービスの提供に取り組んでおります。

今後も商品の全国統一化や魅力的な金融商品の開発など一体的事業運営の実践により、一層便利で頼れる「JAバンク」の実現を目指していきます。

破綻未然防止システムによるＪＡバンク全体としての信頼性確保

JAバンクは、国の公的な制度である「貯金保険制度」に加え、JAバンクシステムに基づく自主的な「破綻未然防止システム」で支えられており、組合員・地域の皆さまに安心してご利用いただけるよう、JAバンク全体の信頼性向上と金融機能維持に向け取り組んでいます。

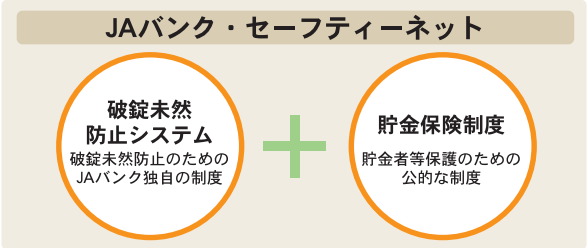

2 経　営　方　針

経営理念

地域の皆さまと共に 郷土の未来を拓きます

JAバンク佐賀信連は、県内の農業協同組合及び連合会などを主な出資者として構成される協同組織の金融機関です。

昭和23年の設立以来、70年以上の長きにわたり農業専門金融機関として、また、地域金融機関として、その本来的機能の適切な発揮と健全経営に徹しながら、広く地域社会の発展に貢献してまいりました。

豊かな緑に包まれた佐賀は、限りない自然の恵みのなかで、たゆみなく成長を続けています。私たちはこのすばらしい環境を後世に引き継ぐために、農業金融を通じながら、自然を育み、皆さまの豊かなくらしと地域の発展に役立ちたいと願っております。

特性を生かした業務展開

農業の再構築と農村の活性化に向けて、これまで以上にJAのもつ専門的な機能を発揮するとともに、ますます高度化・多様化する皆さまのニーズに応えながら、質の高い金融サービスを提供いたします。

地域社会への貢献

当会は、JA組合員を基盤とする「協同組織の金融機関」であると同時に、「地域と共に歩む金融機関」として、広く地域社会の発展と皆さまの豊かな生活づくりに貢献できるよう努めます。

経営体質強化の徹底

金融機関を取り巻く環境が大きく変化する中で、皆さまにご満足いただけるサービスを提供するため、経営の合理化と効率化を進めるとともに、資産の健全性の確保と自己資本の充実を図ることにより、揺るぎない経営基盤の確立に努めます。

内部統制の強化

• リスクマネジメント態勢の確立

金融・経済のグローバル化の進展により、各種リスクが多様化・複雑化する中、健全経営を維持し、環境変化に機敏に対応していくため、ALM管理をはじめ経営全般にわたるリスク管理の一層の拡充・強化に努めます。

• コンプライアンス態勢の確立

金融機関の業務内容やリスクが多様化・複雑化している中、自己責任原則に基づいた業務運営の確立やコンプライアンス態勢の整備・強化が強く求められております。

当会では、金融システムを担う一員として、引き続きその基本的使命や社会的責任を果たし、皆さまに常に信頼される金融機関であるために、利用者保護態勢等の拡充に努め、徹底した自己責任原則に基づく自己規律のもと、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行ってまいります。

不断の自己改革の実践

経営理念の実践に向け、組合員・利用者目線でその負託に応え続けていくために不断の自己改革を行ってまいります。

中期経営計画

JAバンクを取り巻く環境は、金利のある世界への迅速な対応が必要な厳しい資金運用状況にあり、持続可能な経営基盤の確立に向けた事業モデルの変革が求められております。

このような時こそ、SDGs等の視点を踏まえて、食と農を未来へつなぎ、地域の発展に貢献するため、①持続可能なJA経営基盤の確立に向けた事業変革支援、②長期安定的な収益還元に向けた収益基盤の強化、の二つを基本方針とした「第14次中期経営計画（令和4年度～6年度）」等を策定いたしました。

第14次中期経営計画

基本方針

1. 持続可能なＪＡ経営基盤の確立に向けた事業変革支援
2. 長期安定的な収益還元に向けた収益基盤の強化

【ＪＡの事業変革支援】

- ◆「農業・くらし・地域」への金融仲介機能の発揮に向けた対応支援
- ◆ＪＡ貸出強化に対する支援
- ◆資産形成、運用ニーズへの対応支援
- ◆業務効率化に向けたシステムインフラ導入に関する対応支援

【収益基盤の強化】

- ◆農業専門・地域金融機関としての金融仲介機能の発揮
- ◆環境変化に対応した余裕金の効率運用や中長期的な収益の安定確保に配慮したポートフォリオの構築
- ◆リスク管理の高度化並びに内部統制の拡充・強化

【不断の取組み】

- ◆デジタル化等の業務効率化によるリソースの創出
- ◆持続的成長に向けた専門的かつ自立変革型の人材育成
- ◆働き方改革を踏まえた職場環境の改善等による職員満足度の向上

ＪＡバンク佐賀中期戦略

基本目標

持続可能な農業の振興・豊かなくらし・地域共生社会の実現に向けた金融仲介機能の発揮

基本戦略

Ⅰ．農業への金融仲介機能発揮

1．農業融資体制構築による担い手対応力の強化・満足度向上
2．農業者のニーズに応じた資金供給および審査・債権管理の高度化
3．農業所得の向上に向けた「担い手コンサルティング」の実践
4．食農教育活動の実施
5．バリューチェーン構築を目的とした食農関連企業向け投融資
6．労働力確保及び再エネ普及拡大に向けたビジネスマッチング

Ⅱ．くらしへの金融仲介機能発揮

1．生活資金ニーズへの対応
2．資産形成・運用ニーズへの対応
3．相談機能の提供
4．ライフイベントに応じた利用者接点の強化
5．キャッシュレス決済の提供・加盟店化・利用促進
6．利用者への農産物提供・農業体験等の機会提供
7．その他（リモート機能強化・移動店舗の活用等）

Ⅲ．地域への金融仲介機能発揮

1．創意工夫ある地域活性化策の実践
2．再生エネルギーへの取組み
3．ＪＡ施設の防災拠点化

Ⅳ．徹底的な業務・事務の効率化

1．事務の削減・解消・抑制
2．各種システムの導入等による事務の効率化

Ⅴ．不断の取組み

1．サステナブル関連への取組み
2．不祥事未然防止にかかる取組み
3．内部管理態勢の構築にかかる取組み

Ⅵ．システムインフラ・人材育成・情報発信

1．システムインフラへの対応強化
2．人材育成の取組み
3．情報発信の取組み

Ⅶ．経営の基盤・持続性の確保

1．早期警戒制度に向けた対応
2．見える化プログラムの実践等による収支改善の実現
3．環境変化等を見据えた店舗・ＡＴＭ再編

農業・くらし・地域の活性化

・県産農畜産物の消費（販路）拡大
・ビジネスマッチングの強化
・農業・くらし・地域への金融仲介機能の発揮
・貸出強化による地域活性化支援
・日本政策金融公庫との連携による農業者の成長支援
・協同組合等連携による街づくり活動の実施



環境負荷の軽減

・ソーシャルボンド、ESG投資等の拡充
・太陽光発電の普及に向けた提案力の強化
・森林整備活動等の実施
・CO2削減への取組（クールビズ対応等）
・ペーパーレス化の加速等に向けた取り組み



安心・安全・便利な金融サービスの提供

・県内農畜産物消費拡大に寄与する金融商品の企画、販売
・食と農を意識した広告、ＰＲの展開
・利用者目線による質の高い金融サービスの提供(非対面チャネルの拡充等)
・資産形成、運用ニーズへの対応
・マネー・ロンダリング及びテロ資金供与、反社会的勢力、
　金融機能不正利用防止への取り組み
・年金・相続相談会の実施による高齢者等の利便性向上
・専門家との連携等による相談機能の提供
・移動店舗車の配備による地域との繋がりの実現
・各種協賛による文化的活動の支援
・行政等との連携による食農教育の実践
・自然災害等発生時の金融支援力の強化



職員活躍支援

・事務の合理化による職員満足度の向上
・ハラスメント防止等のコンプライアンス研修の実施
・人材の育成強化



中期経営計画（令和4年度～6年度）における自己改革への取組み実績

当会では、農業者の所得増大等への取組み・自己改革を行うＪＡの支援・下支えを行うべく「持続可能なJA経営基盤の確立に向けた事業変革支援」「長期安定的な収益還元に向けた収益基盤の強化」を基本方針とした中期経営計画（令和４年度～令和６年度）を策定のうえ、各ＪＡが取り組む自己改革を支援するとともに、当会自体も協同組合としての自己改革を進めております。

当会における令和５年度の自己改革の主な取り組みは以下のとおりです。

●農業所得増大・地域活性化応援プログラムの活用による担い手支援

ＪＡの自己改革による「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」の目標を後押しする農業者応援事業メニューを設定し、544件に対して282百万円の支援を行いました。うち当会の拠出額は28百万円となっております。

（単位：件、百万円）

部門	令和５年度	
	件数	助成額
経済	73	23
園芸	224	154
畜産・酪農	247	101
態勢応援事業	－	3
合計	544	282
うち当会拠出額	－	28

●農業者の所得増大等に向けた保証料助成

農業者等による規模拡大・コスト低減等に向けた取り組みへの支援策として、設備資金等を借り入れされる際に生じる保証機関への保証料の全額を助成するメニューを設定し、令和５年度は借入件数718件に対して、36百万円の助成を行いました。

また、県内ＪＡグループにおける農業融資の新規実行額は、1,183件、13,774百万円の実績となりました。

（単位：百万円）

	令和５年度
保証料助成額	36
農業融資新規実行額	13,774

※新規実行額は県内ＪＡ及び当会の合計額

●担い手等への訪問活動

各ＪＡおよび県域担い手サポートセンターと連携をはかり、担い手・農業法人など出向く先のリストを作成のうえ、担い手ニーズへの対応や各種応援（助成）事業の活用提案を行いました。

	令和５年度
出向く先の選定数	2,993先
訪問件数	8,226件

※訪問件数は延べ数

●信用事業の基盤強化および農業所得増大に向けた取り組み

ＪＡが積極的に自己改革に取り組むためには、確固とした財源の確保として信用事業の基盤強化（事業量確保）が求められることから、ライフイベント・ニーズに応じたターゲット・セット推進や年金営業力の強化に取り組みました。

また、農業所得増大に資する金融商品として、県内農産物をプレゼントする懸賞付定期貯金「うまかばい2023」や収穫体験定期積金「もぎたて」、プラチナ世代応援定期貯金「煌（かがやき）」を取り扱いました。

（単位：億円）

	令和５年度
県内ＪＡ貯金平均残高	10,979
県内ＪＡ貸出金平均残高	2,688

（単位：億円）

	定期貯金	定期積金
懸賞付定期貯金「うまかばい!2023」（5年度）	66	－
収穫体験定期積金「もぎたて」（5年度）	－	28
プラチナ世代応援定期貯金「煌」（5年度）	152	－

※定期貯金、定期積金ともに契約額で記載。

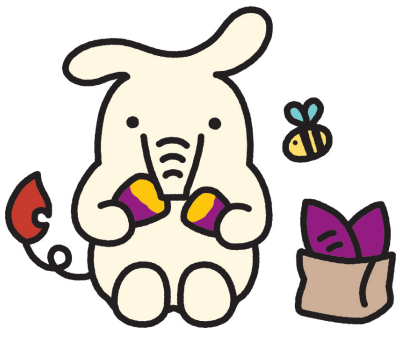

中期経営計画（令和4年度～6年度）の重点実施事項にかかる主な実績

ＪＡバンク自己改革の更なる実践

◇農業所得増大・地域活性化応援プログラムの活用推進

平成28年4月に、中央会等県連機能による「県域担い手サポートセンター」、当会機構改革による「農業金融支援センター」（31年4月に「農業融資センター」に改称）をそれぞれ設置し、農業所得増大に向けた諸支援策の具体化と速やかな実践への取り組みをスタートさせ、農業者応援メニューとして282百万円（うち当会拠出28百万円）、さらに保証料助成事業として36百万円を支援しました。

◇情報共有システムの導入

担い手に出向いた先での提案力・指導力強化を目的に、ＪＡグループ佐賀独自の「担い手支援システム」の運用を行っております。

県内4ＪＡの営農指導員や金融渉外担当者向けにタブレット端末を導入し、出向く活動で得られた情報を共有するなどして部門間連携を強化することにより、多様化する担い手ニーズに対応していきます。

◇信用事業運営の合理化

ＪＡが営農経済事業に注力できる環境整備の一環として、県内ＪＡ全店舗にオンラインキャッシャーを導入しました。

◇地域貢献の取組み等の情報発信強化

地域貢献の取組み等に関するディスクロージャー誌での掲載ページ数やホームページでの情報発信回数を拡大し、ＪＡバンク佐賀における地域貢献活動への取組状況を積極的に発信しています。

◇次世代リーダー養成講座開催

日本政策金融公庫および県畜産協会と連携し、県内肉用牛農家の後継者を対象とした「次世代リーダー養成講座」を開催しました。

本講座では、自らの経営自体を把握してもらうため経営分析や経営課題等の洗い出し手法等、今後の経営発展に向けた支援を講じました。

ＪＡ信用事業の強化

◇担い手コンサルティングの実践

当会では、行政・日本政策金融公庫および中小企業診断士等と連携し、農業者の経営の安定・成長に向け、事業性評価を実施し、可視化された経営課題について、解決策を提案するなど、金融仲介機能の柱の取組みの一つと位置付けた担い手コンサルティングを実施しています。

◇日本政策金融公庫との連携強化による取扱シェアの拡大

日本政策金融公庫との定例会の実施により情報共有を行い、青年等就農資金やスーパーＬ資金を中心に農業融資取扱シェアの維持・拡大に努めています。



◇担い手サポートセンターとの連携による担い手支援の強化・取引拡大

担い手等への訪問活動強化を行うため、各ＪＡ及び県域担い手サポートセンターと連携をはかり、担い手・農業法人など出向く先のリストを作成のうえ、令和5年度は2,993先延べ8,226件の訪問を行い、担い手ニーズへの対応や各種応援事業の活用提案などを行いました。

◇相続対応定期貯金の展開

次世代を含め、ＪＡバンク利用世帯をサポートするため、相続により取得された資金の受入商品として、県統一商品「縁むすび」を取り扱っております。

令和5年度の実績は234件1,104百万円となりました。



相続定期貯金
「縁むすび」

収益力の強化

◇資金量の増強、融資伸長、余裕金運用の効率的運用等による収益力の向上

年4回のＡＬＭ委員会にて、中期収支見込・収支シミュレーション・リスク量見込の検証を実施しています。

マイナス金利政策の解除に伴い、大きな転換期を迎えていることから、収支向上策を取りまとめ、担当部署にてその実践を行っています。

◇システムへの戦略的投資・アウトソーシング等による業務の合理化

インフラ整備プロジェクトを設置し、システム導入等による業務効率化について検討を行いました。

また、Web会議システムを導入し会議や研修会等で活用しています。

◇ＰＤＣＡ機能の拡充による経営管理の強化

実績管理表の様式見直し（実施方策にかかる業績評価指標（KPI）の進捗状況、差異分析および今後の対策を追加）により、ＰＤＣＡ機能を拡充しております。

四半期ごとの担当役員レビュー、部課長会による進捗管理・情報の共有を図り、未達項目は要因を分析し今後の対策を検討しています。

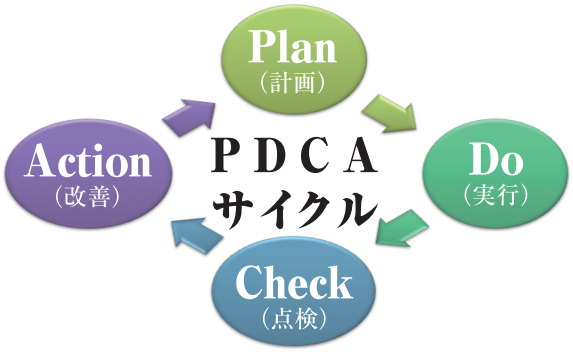

機能還元力の強化

◇ＪＡ業務のサポートに向けた専門的業務機能の強化、ＪＡ後方事務集約化等に向けた専門的業務機能の強化

中期経営計画の実現に向け、当会の限られた経営資源および業務内容の再点検を行い、同計画に掲げる「重点実践事項」「経営目標」「業務計画」の着実な実践と目標の必達に向けた体制再構築として、機能還元力強化、収益力強化に向けた体制を強化しました。

◇変革・革新をリードし得る人材の育成

研修計画に基づき、農林中金アカデミー等が主催する研修会や系統外の外部研修への参加を呼び掛けるなど、経営環境への対応や広い視野の取得を促すとともに、階層別資格試験の受験を勧奨し、ＪＡの指導機関に求められる人材開発に取り組みました。

3 経営環境・業績報告

経営環境

令和5年度のわが国経済は、新型コロナウイルスの5類感染症への移行に伴い、経済正常化に向けて回復基調にあったものの、民間消費については、年度上期こそ回復の兆しを見せていましたが、ロシア・ウクライナ紛争の長期化等を背景としたエネルギー価格の高騰に加え、急速な円安進行を背景とする食料品・生活用品の物価高騰等の影響により実質所得が逓減し、一時マイナス成長に転じる等、先行き不透明な状態が続きました。

金融面では、少子化に伴う人口減少等に加え、長短金利操作（YCC）の段階的な撤廃やマイナス金利政策の解除等、長年の金融政策の転換があり、事業環境の変化への迅速な対応が必要とされる年度となりました。一方でSDGs（持続可能な開発目標）・サステナブル経営やESG（環境・社会・企業統治）投資等をはじめとする環境・社会に配慮した取組みが世界規模で求められており、JAバンクとしても社会的使命の一つとして果たすべき優先事項となっています。

農業面では、ロシア・ウクライナ紛争の長期化等により、肥料・飼料・燃料ならびに農業資材価格が高騰し、農業経営のひっ迫や食料安全保障上のリスクの高止まり等、農業を取り巻く環境が制定時には想定されなかったレベルで変化していることから、「食料・農業・農村基本法」が改正され、農政の枠組みを再構築する姿勢が示されました。

業績報告

このような金融経済環境のもと、役職員一同、業績の向上と経営内容の充実に努めました。以下、業績をご報告いたします。

貯　金

県内JA貯金は、「集まる貯金」への取組強化による個人貯金の増加や公金貯金の積極的な取得が寄与し、期末残高については前年度を上回る1兆904億円となりました。

当会の貯金は、長期安定資金の確保のため「JAバンク佐賀」としてJAと一体となった系統貯金の増強に取り組むとともに、大口先を中心とした系統外貯金の獲得に努めたものの、JA自主運用額の増加に伴うJAからの受入貯金減少等により、期末残高は前年度を下回る6,885億円となりました。

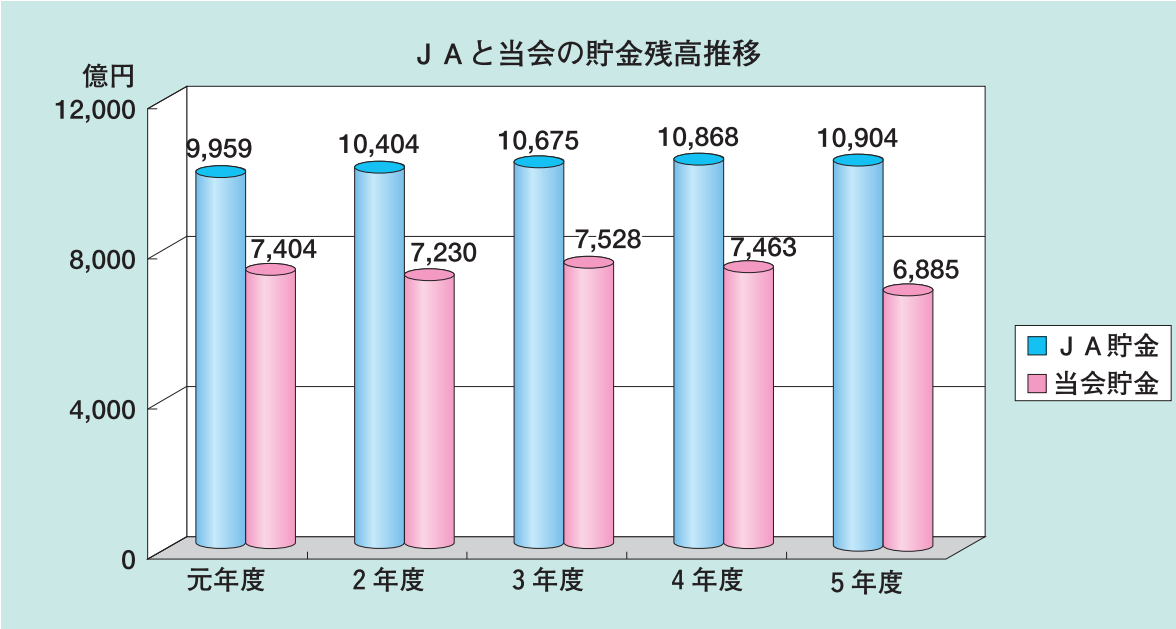

貸 出 金

地域金融機関として、食農関連企業や地場企業等への新規取引開拓ならびに既取引先との取引拡大に努めるとともに、金融機関貸付、及び、シンジケートローン等への取組みを行いましたが、期末残高は前年度を下回る928億円となり、貯貸率は13.49%となりました。

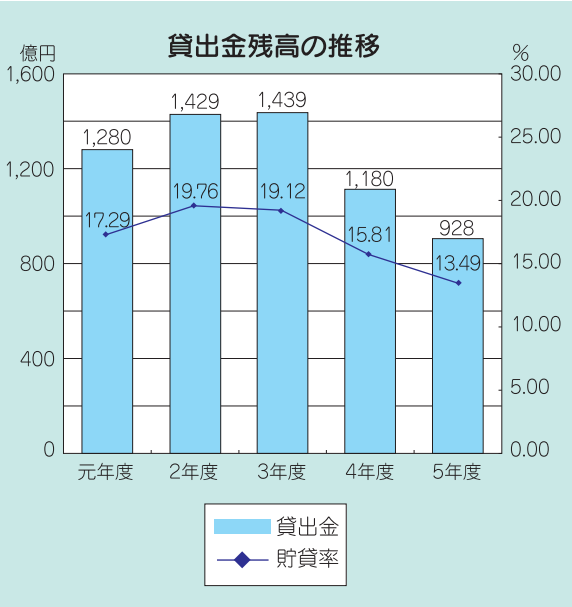

有価証券

市場動向の情報を収集しながら信用リスク・流動性リスクなどに留意し、長短金利差を享受するため国債・社債での運用や内外金利差および為替相場動向に着目した外国証券での運用を行うなど、リスク・リターンを考慮した効率的なポートフォリオの構築等に努めた結果、期末残高は前年度を上回る2,434億円となりました。

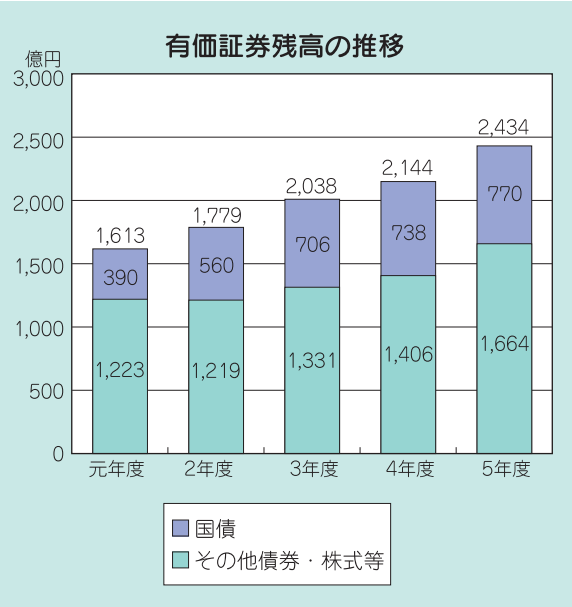

損益の状況

資金運用の効率化や経費の抑制など経営全般にわたる合理化等を進めた結果、当期剰余金は1,619百万円となりました。

なお、令和3年度は会員JAへの長期安定還元に向けて2,400百万円の目的積立金を創設したため、例年と比較し多くの当期剰余金を計上しております。

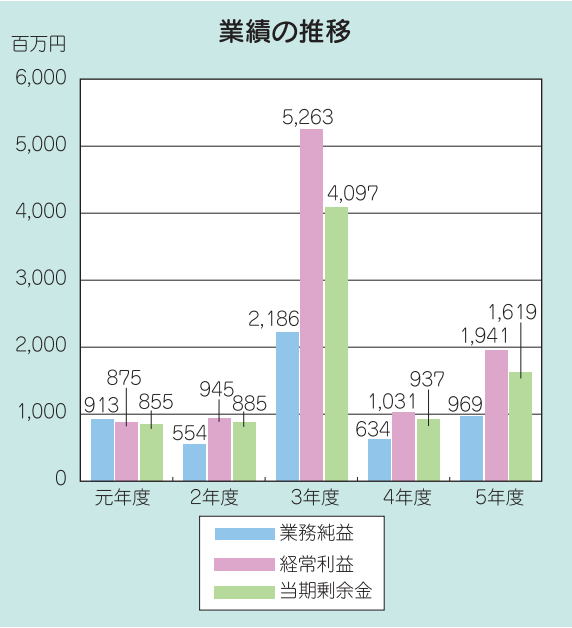

自己資本比率

利益剰余金の増加等により、自己資本額は前年度を上回る586億円となり、加えて預け金残高の減少や貸出の減少等に伴うリスク・アセットの減少により昨年度から＋1.45ポイント上昇し18.66%となりました。

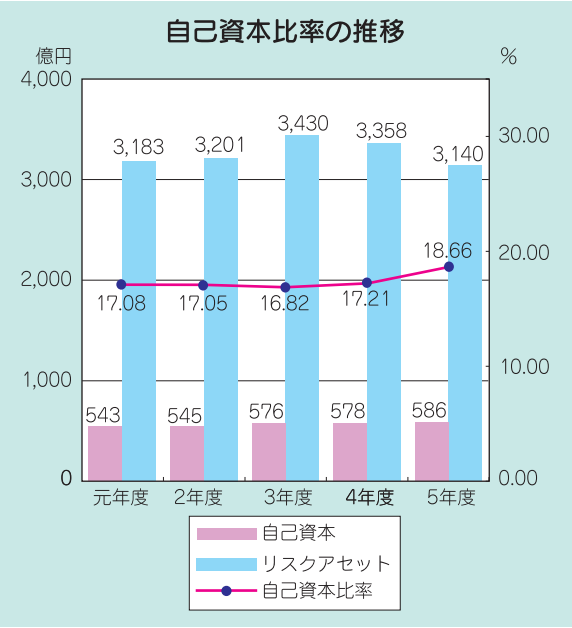

4 内部統制強化への取組み

基本的考え方

当会は、農業者の協同組織を基盤とした金融機関としての基本的使命、社会的責任を果たしていくため、経営管理態勢の構築を経営の最重要課題と位置づけるとともに、企業倫理、法令等の遵守、適切なリスク管理やその他業務執行の適正性を確保するための内部統制に関する基本方針を制定しています。

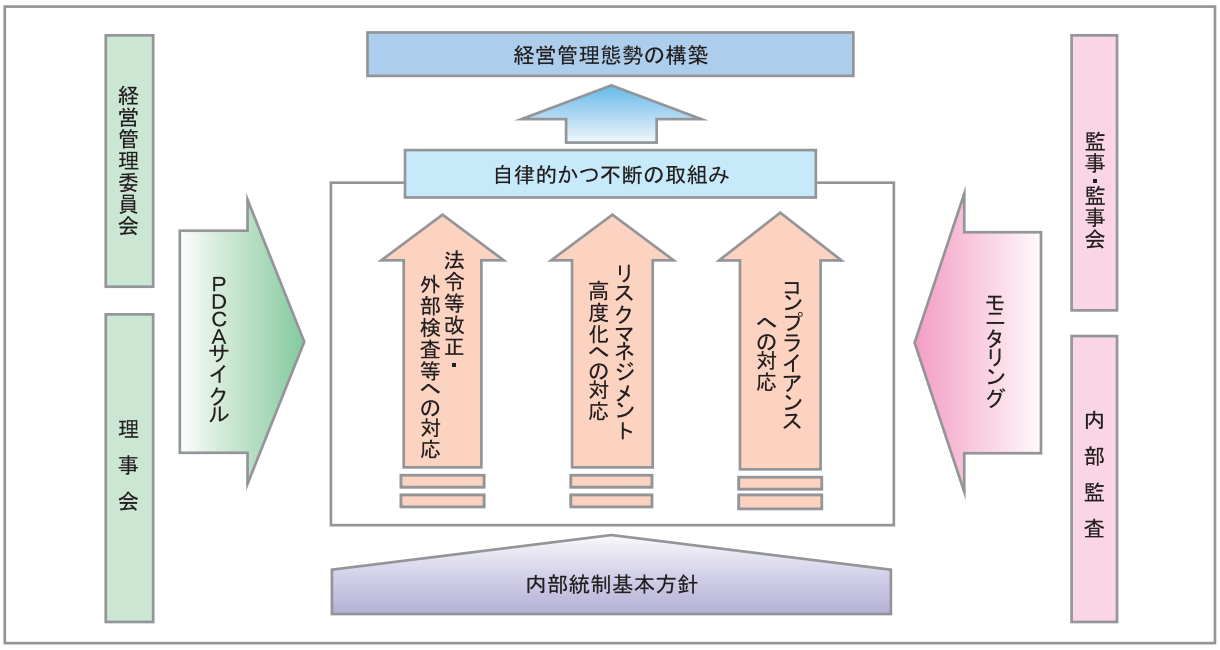

内部統制基本方針の内容

1 役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 法令等の遵守による経営の健全性を確保するため、コンプライアンス・マニュアル等を定め、役職員が法令等を厳格に遵守し誠実かつ公正な業務運営を遂行することの重要性を周知徹底する。

(2) 理事の法令等遵守状況については、他の理事および監事による監督を受けるほか、重要な経営判断などの意思決定を行うにあたっては、定款や職務権限規程等の定める決定手順を遵守する。

(3) 内部通報・相談制度(ヘルプライン)を設け、役職員がコンプライアンス関係部署および外部の法律事務所に直接相談・情報提供できる体制とする。

(4) 「コンプライアンス・プログラム」を年度ごとに策定し、コンプライアンス推進・教育研修活動などを計画的に実施する。

(5) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって排除の姿勢を堅持する。

(6) 財務報告に係る内部統制について、財務報告の信頼性・適正性を確保するための態勢を整備する。

(7) お客さま本位の業務運営の徹底のため、基本方針を制定するとともに、役職員へ研修等を通じて、お客さま本位の金融サービスを提供する態勢を整備する。

2 役員の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

(1) 経営管理委員会・理事会その他の重要な会議の議事録、稟議書等職務の執行にかかる重要な文書等は、保存期間および管理基準を定めて適切に管理する。

(2) サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。

(3) 業務の担当部署は、経営管理委員・理事または監事の求めに応じ職務の執行にかかる情報を閲覧に供する。

3　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 経営の健全性や安全性を維持すると同時に安定的な収益構造を確立するために、適切にリスク管理を行うことを重要な経営課題ととらえ、経営として認識するリスクの種類・定義、リスク管理の組織体制と仕組み等を定めたリスク管理の基本方針を制定する。

(2) 管理すべきリスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスク(信用リスク、市場リスク、流動性リスク)とオペレーショナル・リスクに分類し、各リスクの特性を踏まえたリスク管理の方針およびプロセスを定めて管理する。こうしたリスクマネジメントを適切に実行するために、リスク管理にかかる意思決定機関、担当部署を設置し、それぞれの役割責任を明確に定義して実施体制を整備する。

(3) 種々のリスクを計量化したうえで、その合計額と自己資本額を対比することによってリスク量が当会の経営体力の範囲内に収まるように管理する統合的リスク管理態勢を構築しているが、リスク管理の高度化に向け、現行の統合的リスク管理態勢の見直し・改善を行う。

(4) 農協法で規定される経営の健全性確保を遵守するため、法令で定められた要件に基づき規制資本に関するマネジメントを実施する。

(5) 大規模な災害による被災等に際し、業務の維持を図るために必要な態勢を確保する。

4　役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 中期経営計画および事業計画を定め、その進捗状況を定期的に評価する。

(2) 経営管理委員会・理事会の意思決定を効率的に行うため、業務運営会議(企画会等)を設置し、経営管理委員会・理事会の議決事項にかかる原案等を検討する。

(3) 役職員の職務の執行を効率的に行うため、組織体制の整備を行い、機構・職制・業務分掌等を明確に定める。

5　内部監査体制

(1) 当会の適正な業務運営の執行に資するため、業務執行部門から独立した内部監査部門として監査室を設置し、業務運営全般にわたる内部監査が実効的に行われることを確保するための態勢を整備する。

(2) 内部監査は、当会の全業務を対象とし、理事会が承認する内部監査計画に基づき実施する。

(3) 監査室長は、内部監査終了後、内部監査結果を理事長および監事に報告するとともに、年2回定期的に経営管理委員会および理事会へ報告する。

(4) 監査室長は、監事および会計監査人と定期的および必要に応じて意見・情報交換を行い、連携を強化する。

6　監事の職務を補助すべき職員に関する事項および当該職員の理事からの独立性に関する事項

(1) 監事の職務執行を補助するため、監事は監査室を監査の補助に当たらせることができる。

(2) 監事の職務を補助する職員は、当該監査業務に従事している期間中は理事の指揮命令を離れ、監事の指揮命令に従うこととする。

(3) 監査室には、監事会運営に関する事務および監事の指示する事項にかかる業務に従事するため、原則として2名以上の職員を配置する。

7　役員および職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

(1) 経営管理委員・理事は、当会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、ただちに当該事実を監事会に報告する。

(2) コンプライアンス所管部は、コンプライアンスの観点から重要な事実を把握した場合またはコンプライアンス態勢全般に関して重要な事項がある場合には、監事にその旨を報告する。

(3) 監査室は、内部監査結果を監事に報告し、定期的に意見交換を行う。

(4) 主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供する。

8　監事に報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

適正な目的により監事へ報告を行った当会の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保することとし、その旨を周知徹底する。

9　監事の職務執行について生ずる費用にかかる方針

監事がその職務執行について生ずる費用等は、監事の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用をすべて負担するものとする。

10　その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事監査の重要性・有用性を十分認識し、次のとおり、監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。

(1) 監事は、経営管理委員会および理事会に出席するほか、重要な会議に出席して、意見を述べることができるものとする。

(2) 代表理事は、監事と定期的に意見交換を行う。

(3) 経営管理委員・理事および職員は、監事からの調査またはヒアリング依頼に対して協力する。

(4) その他、経営管理委員・理事および職員は、監事監査規程に定めのある事項を尊重する。

内部統制基本方針の運用状況

当会は、法令遵守、リスク管理、内部監査の各管理体制について、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の会議体において体制ごとに進捗管理を行い、適切な内部統制の構築・運用に努めており、令和5年度の運用状況は以下のとおりです。

1　役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

法令等遵守体制については、役職員の行動規範を定めるとともに、コンプライアンスプログラムを策定し、役職員の研修等を行いコンプライアンス体制の強化に取組んでいます。

また、反社会的勢力との関係遮断については、県内JA、顧問弁護士、警察等との連絡会議により情報共有等の取組みを実施しています。

2　役員の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

当会は、重要な会議体については議事録の作成保管に対する体制を整備するとともに、文書取扱規程をはじめとする諸規程を制定のうえ役職員に対して周知し情報の管理を堅確なものとしています。

3　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当会は、リスクマネジメント基本方針を定め、業務執行から生ずる様々なリスクを把握し、リスク管理委員会、理事会、経営管理委員会で定期的に協議・検討を行い、リスク認識と統合的リスク管理に努めています。

また、災害等が発生した場合でも利用者に基本的サービスを継続的に提供できるようJAバンク業務継続要領を定めています。

4　役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期経営計画および事業計画の進捗状況を予算委員会、理事会において定期的に検討・協議し実効性を図っています。

また、役員・部課長による合同会議を月1回程度の頻度で開催し、重要案件の報告等を行い理事の迅速な経営判断ができるような協議の場としています。

5　内部監査体制

内部監査規程を定め、当会の経営諸活動の全般にわたる管理、運営の制度および業務の遂行状況を内部統制の適切性の観点から検討・評価しており、その結果については理事長および監事に報告しています。

6　監事の職務を補助すべき職員に関する事項および当該職員の理事からの独立性に関する事項

監事の職務を補助するため、業務執行部門から独立した機構として監査室を設置し、監事補助の従事に当たっては独立性を確保しています。

7　役員および職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

理事会や理事会から付託されて協議等を行う会議体において、監事が出席し報告を受ける体制を整えております。

また主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供しています。

8　監事に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監事監査規程に、監事に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことの確保を明記しており、役職員に周知しています。

9　監事の職務執行について生ずる費用にかかる方針

監事の職務執行について生ずる費用についてはあらかじめ予算計上しており、監事の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用のすべてを支払うこととしています。

10　その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

理事と監事は、業務の運営や課題等について定期的に意見交換を行っており、内部監査部署には監事との連携を指示し、監事監査が実効的に行われるための体制を整備のうえ運営しています。

リスク管理体制

リスク管理基本方針等

利用者の皆さまに安心して当会をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理体制を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体制を整備しています。この基本方針に基づき、収益とリスク管理の適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当会ではマネロン対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

統合的リスク管理体制

当会では、規制上の自己資本の管理にとどまることなく、自己資本比率の算定に含まれない金利リスクや与信集中リスク等も含めて管理を行っております。

また、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクを総体的に捉え、当会の経営体力と対比することによって、自己管理型のリスク管理に取り組んでおります。

さらに、リスク管理を進めるうえでは、個別にリスクを管理するとともに、それらを統合的にマネジメントする複線的な対応が不可欠との認識から、「規制資本管理」に加え、「経済資本管理」に取り組むことで、リスク・収益・資本のバランスの最適化を図り、経営の健全性と収益力の向上に努めています。

なお、運用資産の安定性の維持を目的として、潜在するリスクを事前に察知するため、日々の予兆管理（モニタリング）の明確化を行っています。

今後とも皆さまの信頼に応えるために、リスクマネジメントの高度化を経営の重要課題として捉え、更なる充実を図っていきます。

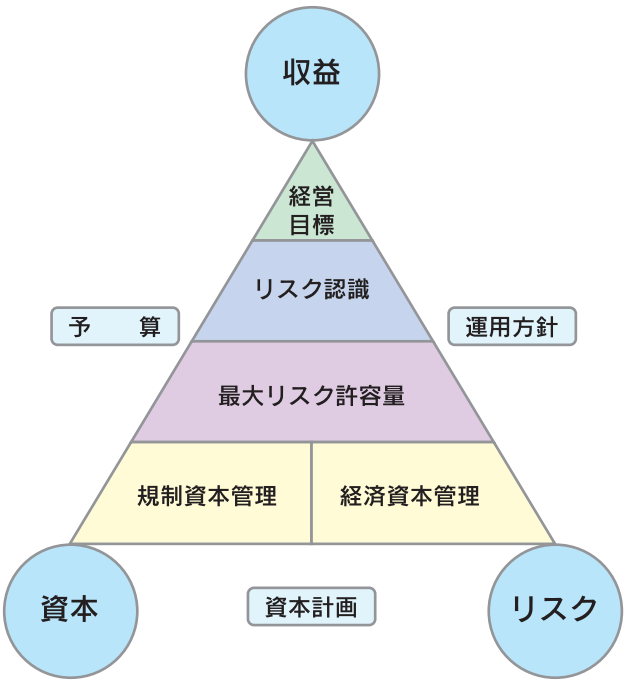

リスク認識

当会が経営目標を達成するために、必要なリスクの種類、規模及び制御する水準について認識します。

最大リスク許容量の設定

当会では、市場リスク・信用リスク・オペレーショナル・リスク等、重要なリスクの範囲とリスクの評価方法を定めるとともに、とりうる最大リスク許容量を設定しています。

リスク量と最大リスク許容量の整合性確認

定量的に認識されるリスク量が最大リスク許容量を超過していないか、超過するおそれがないかを確認することにより、経営の健全性を維持していきます。

規制資本管理

経営の健全性を確保するため、法令で定められた要件に基づく規制資本管理を実施しています。

規制資本管理にあたっては、法令の要件に従い、信用リスクアセット額、オペレーショナル・リスク相当額、自己資本額を適正に算定し、適正な水準の規制上の自己資本比率を確保し、経営の健全性を確保することに努めています。

経済資本管理

リスクテイクを自己資本をベースとする経営体力に見合う範囲で行うことによって経営の健全性を確保し、同時にリスク・リターン特性を踏まえた資産運用を行うことにより、収益性・効率性の向上を目指す経済資本管理を実施しています。

経済資本管理にあたっては、自己資本総額のうち経営の健全性を維持するための資本余裕額を確保したうえで、市場部門に対して市場リスク枠及び市場性信用リスク枠を、貸出部門に対して市場リスク枠及び信用リスク枠を配賦し管理を行っています。

また、リスクテイクが配賦枠内で行われているか等、経済資本管理の運営状況について月次ベースでモニタリングを実施し、経営層へ報告を行うとともに、四半期毎に経営管理委員会・理事会及び監事へ報告を行い、必要に応じて適切な対応等を講じることにより、経済資本管理の実効性向上に努めています。

【経済資本管理体系図】

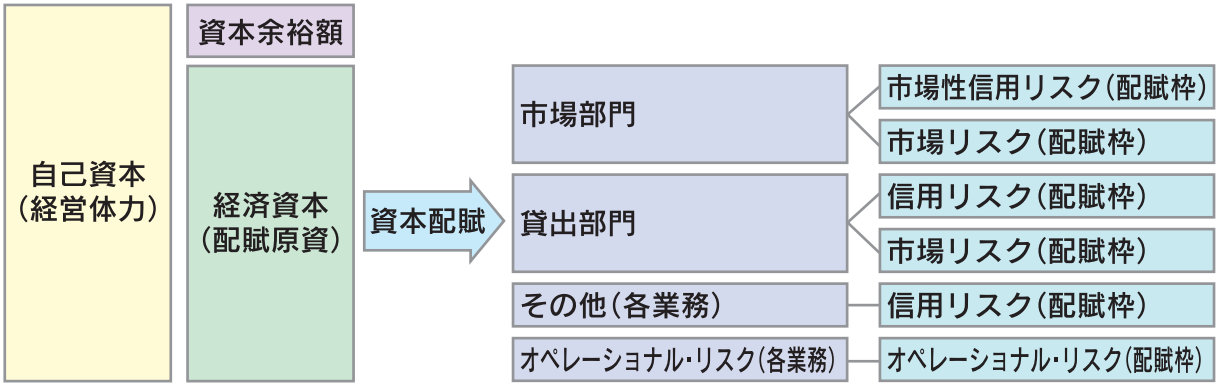

市場リスク

金利、有価証券の価格等、市場のリスク要素の変動により保有する資産・負債の価値が変動し、当会が損失を被るリスク。

リスクとリターンの関係は、一般的に低リスクなものは収益性が低く、高リスクなものは収益性が高いという、「リスク・リターン特性」があります。

信用リスク

信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク。

当会は、主体的に市場リスクを取るとともに、効率的な市場リスクポートフォリオを構築し、安定的な収益の確保を目指しています。

リスクを取るにあたっては、市場ポートフォリオのリスク量、各資産の相関等を踏まえ、市場ポートフォリオ全体のリスクバランスに配慮した分散投資を基本とし、財務の状況、市場環境等に応じて、資産配分を行っております。

オペレーショナル・リスク

当会の経営に多大な影響を及ぼす可能性のあるリスクとして、システムリスクや事務リスク等も管理しております。

システムリスクにつきましては、「災害時等の緊急時対応計画(コンティンジェンシープラン)」に基づき、また、事務リスクにつきましては、事務手続の整備や内部チェック体制の強化を図るなど、リスク特性に応じた管理体制の充実・強化に努めています。

当会は、主体的に信用リスクを取るとともに、効率的な信用リスクポートフォリオを構築し、安定的な収益の確保を目指しています。

与信審査につきましては、審査能力の強化を進めており、融資部門での一次審査と審査部門による二次審査を実施し、総合的に資金の安全性・効率性・妥当性を審査しています。

また、債権管理にあたっては財務分析などにより、融資先の状況等を適切に把握することにより、不良債権の発生防止に努めています。

さらに、個別貸出先の信用リスクのみならず、貸出ポートフォリオ全体として、大口・業種別等の与信限度管理を行っております。

ＡＬＭ管理体制

金融機関の業務は多岐にわたり、それと同時にリスクも多様化・複雑化しています。こうした中で、各取引のリスクをコントロールするだけでなく、資産・負債を総合的に管理するＡＬＭの重要性が益々高まっております。

当会では、「ＡＬＭ委員会」を定期的に開催し、今後の景気動向や市場金利予測に基づく資金調達・運用方針を協議しています。

また、金利予測に基づく収益シミュレーションや調達・運用資金の契約期間のギャップ分析等によりリスクの把握に努めるほか、必要に応じ金利スワップ・オプション等のデリバティブを活用し、市場金利変動に伴うリスクの軽減を図るなど、財務の健全性維持と収益力の強化・安定化に努めています。

【リスクマネジメント体制図】

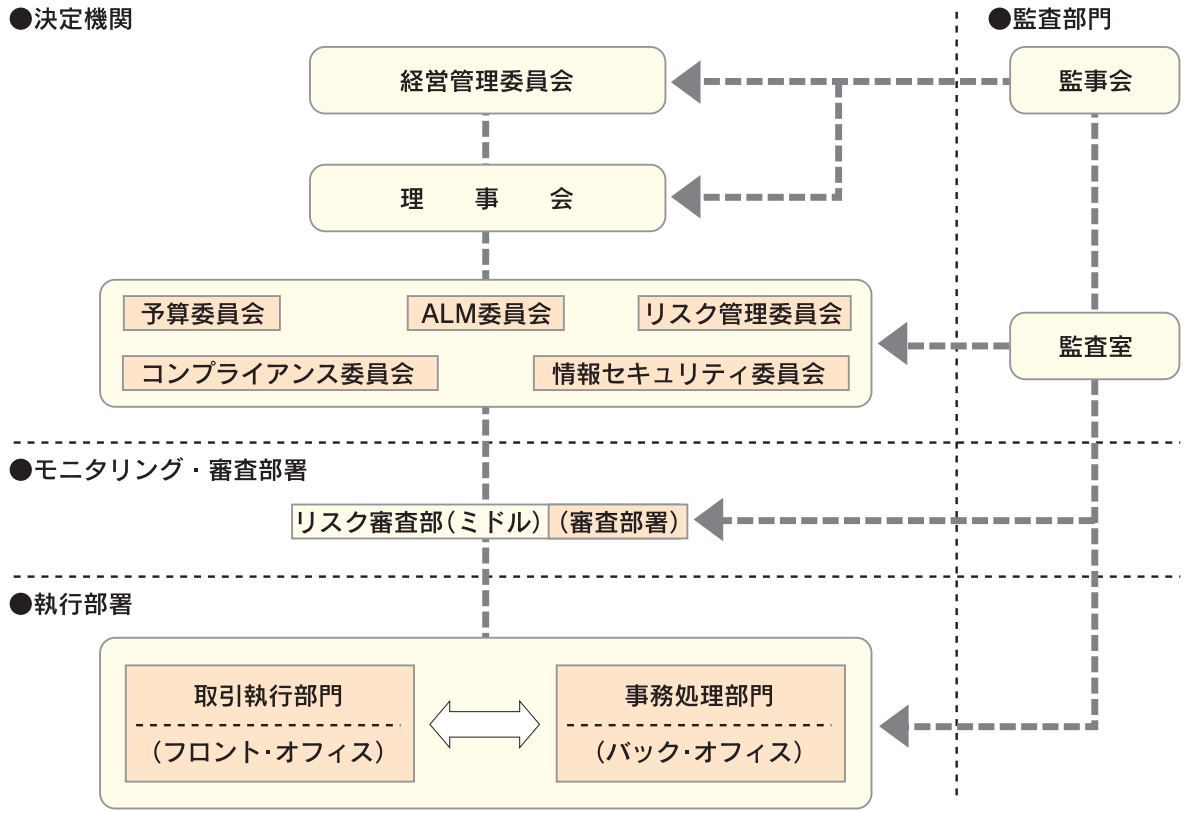



法令順守体制

コンプライアンスにかかる基本方針

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置付け、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点に立ち、コンプライアンスを重視した経営に取組みます。

コンプライアンスにかかる基本方針

当会は、系統信用事業の都道府県段階の連合会組織であり、農業者および地域の企業・住民のための協同組織金融機関として、①農業の健全な発展、②豊かな国民生活の実現、③地域社会の発展に貢献することを基本的な役割・使命としています。

当会が、経営を取り巻く様々な環境変化の中にあってもこうした基本的役割・使命を全うし、これまで以上に揺るぎない地域社会からの信頼を確立していくため、ここに、①基本的使命と社会的責任、②質の高いサービスの提供、③法令等の厳格な遵守、④反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応、⑤透明性の高い組織風土の構築、⑥持続可能な社会への貢献の6項目からなる基本方針を定めます。

Ⅰ　基本的使命と社会的責任

当会は、農業専門かつ協同組織の地域金融機関として、農業の健全な発展や地域経済・社会の繁栄への貢献を使命とするとともに、「JAバンクシステム」における都道府県域の指導機関として、県内信用秩序の維持に責任を負っています。

こうした基本的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで、社会からの一層のゆるぎない信頼を確立します。

Ⅱ　質の高いサービスの提供

お客さま本位のサービス提供により、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高いサービスの提供を行い、経済社会の発展に貢献します。

Ⅲ　法令等の厳格な遵守

関連する法令等を厳格に遵守するとともに、社会からの要請に適応し、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。

Ⅳ　反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなか、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。

Ⅴ　透明性の高い組織風土の構築

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図り、良好な関係維持に努めつつ、職員の個性を尊重し、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保するなど、透明性の高い組織風土を構築します。

Ⅵ　持続可能な社会への貢献

社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、持続可能な社会の実現に貢献します。

コンプライアンス運営体制

コンプライアンス体制全般にかかる検討・審議・推進を行うため、代表理事理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の窓口を設置しています。

金融ＡＤＲ制度への対応

金融機関・金融グループにおいて、金融商品・サービスの多様化・複雑化が急速に進む中、各種サービスの販売・勧誘等を巡るお客さまとの様々なトラブルが増加傾向にあります。

このような状況下、トラブル等を未然に防ぐのはもちろんですが、発生したトラブル等に対する事後的な対応の重要性が高まり、22年10月に金融ADR制度が創設され、金融商品取引業者の対応が義務付けられました。

金融ADR制度とは、「金融分野における裁判外紛争解決制度（Alternative Dispute Resolution）」のことで、左記のようなトラブルに対し、裁判を起こさず、第三者に仲立ちしてもらいながら当事者同士が話し合いで和解の道を探り解決を目指す制度であり、一般的に裁判による解決に比べ、短期間かつ少ない費用での解決が見込めます。

当会では、金融ADR制度への対応として、以下のとおり、「相談・苦情等処理措置」および「紛争解決措置」を講じるなど、トラブルの未然防止と誠実な問題解決に努めております。

１．相談・苦情等処理措置の内容

当会では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ等で公表するとともに、JAバンク相談所と連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当会の相談・苦情等受付窓口

電話：０９５２－２５－５１８６
受付時間：午前９時～午後５時
（金融機関の休業日を除く）

２．紛争解決措置の内容

当会では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

東京弁護士会（電話：０３－３５８１－００３１）

東京以外の地域の方々からの申立てについて、申請者の居住地域の近隣弁護士会で手続を進める「現地調停・移管調停」が東京弁護士会が設置している仲裁センター等でご利用いただけます。
あらがじめJAバンク相談所へお申し出ください。

福岡県弁護士会（電話：【福岡】０９２－７９１－１８４０／【北九州】０９３－５６１－０３６０／【久留米】０９４２－３０－０１４４）

上記１の窓口または、「JAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所）」（電話：03－6837－1359）にお申し出ください。なお、福岡県弁護士会については、直接紛争解決をお申立ていただくことも可能です。

金融商品の勧誘方針

当会は、貯金・国債その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、
次の事項を遵守し、お客様に対して適正な勧誘を行います。

１．お客さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
２．お客さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
３．不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような説明は行いません。
４．電話や訪問による勧誘は、お客さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
５．お客さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
６．販売・勧誘に関するお客さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

利益相反管理方針

当会は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を定め、その概要を次のとおりホームページ等へ公表しております。

利益相反管理方針の概要

1．対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2．利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。

（1）お客さまと当会の間の利益が相反する類型
（2）当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

3．利益相反の管理の方法

当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

（1）対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
（2）対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
（3）対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）
（4）その他対象取引を適切に管理するための方法

4．利益相反管理体制

（1）当会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
（2）利益相反管理統括部署は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

5．利益相反管理体制の検証等

当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。



個人情報保護方針

当会は、預け金や有価証券といった目に見える資産だけでなく、個人情報のように目に見えない財産についても厳格に管理することが、当会事業の基本であり、社会的責務と認識しております。

なお、詳細については、「個人情報のお取扱いについて」をホームページへ公表しております。

個人情報保護方針

当会は、利用者の個人情報および個人番号等（以下「個人情報等」といいます。）を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であると認識しております。

なお、詳細については、「個人情報のお取扱いについて」をホームページへ公表しております。

1．関係法令等の遵守

当会は、利用者の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます。）および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項および当会の諸規程を誠実に遵守します。

2．利用目的

当会は、利用者の個人情報等の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。

なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。

また、当会は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法による個人情報の利用はいたしません。

当会の個人情報等の利用目的は、当会の窓口に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。

3．適正な取得

当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4．安全管理措置

当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業者および委託先（再委託先等も含みます。）を適正に監督します。

5．第三者への提供

当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者（外国にある第三者を含みます。）に提供しません。

なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。

6．機微（センシティブ）情報の取扱い

当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。）につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7．仮名加工情報の取り扱い

当会は、仮名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

8．匿名加工情報の取扱い

当会は、匿名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

9．開示・訂正等、利用停止等

当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等および利用停止等のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

また、第三者提供記録につきましても、ご本人からの開示のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

10．継続的な改善

当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取組みを継続的に見直し、その改善に努めます。

11．苦情・ご意見・ご要望のお申し出

当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。

当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、次の窓口までお申し出ください。

〒840－0803　　佐賀県佐賀市栄町３番３２号

佐賀県信用農業協同組合連合会　リスク審査部

℡　0952－25－5186

情報セキュリティ基本方針

当会は、会員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、会内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識しております。

1．当会は、情報資産を適正に取り扱うため、デジタル社会形成基本法、その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2．当会は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等などが発生しないよう努めます。
3．当会は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、会全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4．当会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が起きた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5．当会は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

利用者保護等管理方針

当会は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便性の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取組みを行ってまいります。

1．利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切にかつ十分に行う。
2．利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
3．利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
4．当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
5．当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。



反社会的勢力等との取引排除

当会は、反社会的勢力等との取引排除を法令遵守に関わる重大な問題として捉えており、以下の方針に基づき反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むこととしております。

また、マネー・ローンダリング等組織犯罪等の防止に取り組み、お客様に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

JAグループ佐賀として佐賀県警との間で「犯罪の起きにくい社会づくりに関する覚書」を締結するとともに、JAバンク佐賀としては、「反社会的勢力・防犯対策連絡協議会」を立ち上げ、各警察署等と連携した反社会的勢力の排除や振り込め詐欺対策の取組強化に努めています。

※「反社会的勢力等」とは、「政府指針」に記載される集団または個人の他、マネー・ローンダリング等の組織犯罪等を行う反社会性を有する集団または個人を指します。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

佐賀県信用農業協同組合連合会（以下、「当会」といいます。）は事業を行うにあたり、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」という。）等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、顧客に犯罪組織等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当会は実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当会は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当会は、警察、公益財団法人佐賀県暴力追放運動推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

財務報告に係る信頼性の確保

当会は財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制基本方針」を制定のうえ、年度毎に定めた内部統制評価スケジュールに基づき、各部署の内部統制文書および業務プロセスの評価を実施しています。

財務諸表の正確性および内部監査の有効性の確保

金融機関の業務の健全性及び適切性の確保が求められる中で、当会では、財務諸表に記載された事項が適正であること及び当該財務諸表作成に係る内部監査が有効であることを確認し、情報の適切な開示を行い、信頼性の向上に努めております。

不良債権の状況

当会では、厳格な自己査定の実施や、適正な償却・引当を行うことにより、資産の健全性を維持しています。

自己査定

自己査定は、まず、債務者の財務状況に基づき、**正常先・要注意先・破綻懸念先・実質破綻先・破綻先**の5つに債務者を区分しています。

次に債務者区分に従い、各債務者に対する個別与信についてその回収可能性により、**Ⅰ分類からⅣ分類**までの4つの資産に分類しています。

また、自己査定にあたっては、一次査定部門とは独立した審査部門において検証することによって、より厳格な査定を実施しています。

債務者区分

正常先	業況が良好であり財務内容に特段の問題がないと認められる債務者
要注意先	今後の管理に注意を要する債務者
破綻懸念先	今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの実質的に経営破綻に陥っている債務者
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

償却・引当

償却・引当は、自己査定結果に基づく債務者区分に応じて行っています。

一般貸倒引当金は、自己査定において正常先・要注意先に区分された債務者に対する債権額に、貸倒実績率に基づき算定した額を引き当てています。

個別貸倒引当金は、自己査定において破綻懸念先に区分された債務者に対する債権額については、Ⅲ分類額のうち必要な額を、実質破綻先・破綻先に区分された債務者に対する債権額については、Ⅲ分類及びⅣ分類の全額をそれぞれ引き当てています。

資産分類

Ⅰ分類	回収の危険性について問題のない資産
Ⅱ分類	回収について通常の度合を超える危険性のある資産
Ⅲ分類	最終の回収について重大な懸念があり、損失発生の可能性が高いが、その損失額を合理的に推計することが困難な資産
Ⅳ分類	回収不可能又は無価値と判定される資産

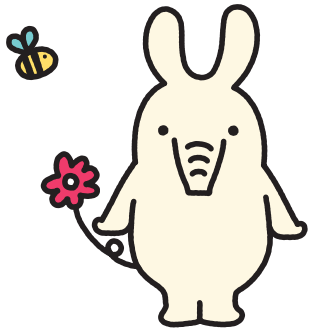

農協法及び金融再生法に基づく開示債権

破綻再生債権及びこれらに準ずる債権はなく、危険債権は84百万円、要管理債権もなく、合計で84百万円となっています。

なお、令和5年度末の総与信に占める金融再生法開示債権の割合は、0.08%となっています。

金融再生法開示債権区分

1 破綻更生債権及びこれらに準ずる債権	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
2 危険債権	債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権
3 要管理債権	農協法の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額
4 三月以上延滞債権	元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないもの
5 貸出条件緩和債権	債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債権者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないもの
6 正常債権	債務者の財政状況及び経営成績に特に問題がないものとして、1.2.4.5.に掲げる債権以外のものに区分される債権

【債務者区分及び開示債権の状況】（令和6年3月末現在）

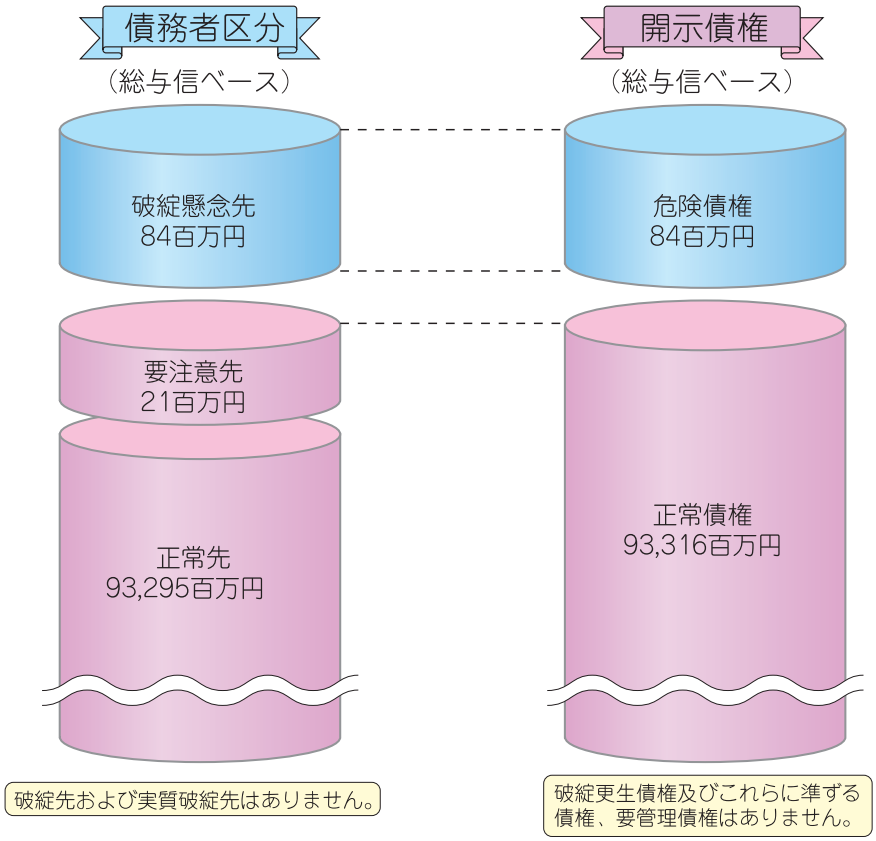

繰延税金資産

繰延税金資産とは、法人税の支払いが財務会計上前払いと認められる場合に、貸借対照表上に資産として計上されるもので、財務会計と税務会計の差異を調整する税効果会計に基づくものです。

当会では、繰延税金資産の回収可能性を厳しく検証したうえで計上額を判断しています。その結果、令和6年3月末における繰延税金資産への計上額は300百万円、自己資本に対する割合は、0.51%となっています。

5 地域貢献に関する状況

当会の特性

当会は、佐賀県を事業区域として、地元のJA等が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営している相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

農家組合員の皆さまの経済的・社会的地位の向上を目指し、JAとの強い絆とネットワークを形成することにより、JA信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めています。

当会の会員数

	令和４年度	令和５年度
正会員	6会員	6会員
准会員	22会員	22会員
合計	28会員	28会員

農業専門金融機関としての取組み

当会は、農業専門金融機関としての本来的役割である県内農業の発展・振興と、農家組合員・集落営農組織・農業法人（以下、担い手）などへのサポートを第一義とし、県内JAや行政・農業関係機関との連携を強化して、担い手に対し各種農業資金・ファンドの提案・相談等に取り組んでいます。

また、公益社団法人　佐賀県農業法人協会・佐賀県稲作経営者会議の賛助会員へ加入しており、各活動の支援や研修会等への参加による情報収集を行い、各会員との関係強化に努めています。

農業金融センターを主とした体制整備

当会では、農業メインバンク機能強化に向け、JA・信連・農林中央金庫が一体となり、農家組合員・集落営農組織・農業法人などへの訪問を通じ、金融対応力の強化を図っております。

県内JA及び当会に担い手金融リーダー（68名：令和6年4月1日現在）を設置しており、農家組合員などからの資金相談ニーズに対応できる体制を整備するとともに、担い手金融リーダーの農業融資等に関する知識の習得・スキルアップを目指した「農業金融プランナー」の養成を進めるなど、なお一層の体制強化に努めております。

農業者の所得増大・農業生産の拡大等に向けた支援

JA自己改革として、「農業者の所得増大」・「農業生産の拡大」・「地域の活性化」を基本目標に掲げ、その実現に向け、営農・経済職員と担い手金融リーダーが連携し「農業者応援事業」・「新規就農支援事業」・「JAバンク利子補給事業」等の事業提案を強化しております。

また、担い手等に対し「CS（農業者満足度）調査」を実施し、JAに対する要望や満足度の計測を行い、業務改善等に取り組んでおります。

平成28年度からは、当会の独自支援策として、農業資金借入時に生じる保証機関に対する保証料の全額助成を実施しております。

保証料助成事業

（単位：件、千円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
件数	830	846	718
助成金額	41,139	50,069	36,582

農業者の経営安定・成長（農業所得向上）支援

◇新規開拓支援

農林水産業と企業が相互に発展できる関係を目指し、JA・生産者と加工流通業者とのビジネスマッチングの一環として、農林中央金庫の取引先と県内JAとのビジネスマッチングを行っておりましたが、令和2年度以降はECサイトやクラウドファンディングの紹介など、新たな販路拡大を支援しております。

＜ビジネスマッチングの主な提案内容＞

○果樹園 ⟷ ケーキ屋
○果樹園 ⟷ 直売所
○農業法人 ⟷ 人材派遣会社
○農業者・法人 ⟷ 飲食店

◇成長段階支援

県内農業法人の事業（規模）拡大や財務基盤安定に向けた取組みの一環として、訪問活動を通じ、アグリシードファンドの提案を行っています。

本県では、これまでに農業法人に対し、アグリビジネス投資育成㈱より4件の出資が行われております。引き続き、県内農業法人へのアグリシードファンド等の提案を強化し、事業拡大や財務基盤強化に向けた支援を実施していくこととしています。

◇経営改善支援

経営改善を必要とする農業者に対しては、行政（県・市町）およびJAの営農指導・経済部門・金融部門と連携して、経営改善計画の策定支援、制度資金等による金融支援や経営診断等を行いながら経営支援の強化に取り組むとともに条件変更（緩和）にも積極的に対応しております。

◇労働力確保支援

当会では、農業従事者の高齢化に伴う労働力不足により、農作業に支障が出ている農業経営体に対し、農作業の経験がある即戦力人材の紹介やスマホアプリを活用した求人募集アプリを提案するなど、労働力確保支援を通じ農業所得向上に向けた取り組みを支援しております。

利子助成事業による支援

JAバンクとして、日本の農業・農村に対して支援を行うため、農林中央金庫が主体となって「JAバンクアグリ・エコサポート基金」を設立し、JAが行う担い手向けなど一定の農業融資に対して利子補給事業を実施しております。

本県における令和5年12月末実績見込みは、利子補給【3,519件：141百万円】となっております。

また、平成18年度に創設した「アグリステップアップ資金」等に対して令和5年度は39百万円の利子補給を行っております。

直売所利用の活性化

農業所得増大による経済成長および地産地消による流通段階におけるCO2の削減等、直売所の活用を通じ、持続可能な地域の活性化を図り、地域の人々とJAの結びつきをより強めていくことが重要と考えております。

そこで、農業と地域・利用者をつなぐ金融サービスの提供・地域貢献の取組みの一環として、JAカードの利用促進によるJA直売所・ファーマーズマーケット等の利用活性化に取り組んでいます。

対象の直売所等でJAカードによる支払いをされたお客さまについては、お買い物が5％割引となります。

また、佐賀県内の対象となるAコープでJAカードをご利用いただくと通常ポイントに加えて＋2％ポイント還元も併せて実施しております。





金融円滑化への対応

当会は、農業者の協同組織金融機関として、健全な事業を営む中小企業（農業者等）をはじめとする地域のお客さまへ必要な資金を円滑に供給し、利便性の向上を図ることを最も重要な役割のひとつと位置づけております。

このような認識のもと、当会では中小企業等の経営支援に取り組んできており、また、金融円滑化法の期限が到来した後も、法律の有無等に拘らず、従前の主旨・目的を踏襲する方針・姿勢・考え方のもと、前述の役割発揮に努めることとしております。

金融円滑化にかかる基本的方針

1．当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2．当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
　また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3．当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
　また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4．当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5．当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ＡＤＲ手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、農業信用基金協会・信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
　また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6．金融円滑化管理に関する体制
　当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、次のような必要な体制を整備いたしております。
（1）理事長以下、常務、各部長、監査室長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
（2）融資担当常務を「金融円滑化管理責任者」として、当会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
（3）融資部長を「金融円滑化管理担当者」として、当会における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7．当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

金融円滑化にかかる態勢整備の状況及び実績

当会では中小企業等の経営支援等を適切かつ円滑に実施するために、常勤役員並びに各部門の部門長からなる「コンプライアンス委員会」において、円滑化対応（実施計画策定、進捗管理、実施状況分析、苦情等の把握と対応評価等）を一元管理するとともに、与信担当部門長を管理担当者と位置づけ、方針や施策の徹底に努めてきており、金融円滑化法の期限到来後についても、新たな方針のもと、法律の精神を違えることなく、従前の態勢で臨むこととしております。

なお、令和6年3月末における、当会の経営支援に向けた対応（貸付条件の変更等）実績は8先となっております。

経営者保証に関するガイドラインへの対応

当会は、農業者の協同組織金融機関として、健全な事業を営む中小企業（農業者等）をはじめとする地域のお客さまへ必要な資金を円滑に供給し、利便性の向上を図ることを最も重要な役割のひとつと位置づけております。このような認識のもと、従前より、ご融資の際にご提供いただく経営者保証については、ご契約時に保証に関する契約内容を十分説明の上、ご意思を慎重に確認させていただく等、対応に努めて参りました。また、「経営者保証に関するガイドライン」遵守するために、取組方針を策定・公表するとともに、当ガイドラインの趣旨を当会の各種規程等に盛り込み、丁寧かつ適切な対応をしております。今後も、更なる態勢整備を強化することはもちろんのこと、中小企業等の経営支援に積極的に取り組み、当ガイドラインの考え方のもと、誠実に対応するよう努めて参ります。

経営者保証に関するガイドラインへの取組状況

当会は、個人保証契約（事業資金および賃貸住宅資金）を締結する場合はもちろんのこと、既に締結した保証契約の解除・見直し等の申し入れ、更には事業承継時等において、丁寧かつ具体的に説明を行い対応していくこととしております。

また、保証契約の締結が必要と判断した場合においても当ガイドラインの趣旨を踏まえ、保証人や主たる債務者の状況を総合的に勘案し、適切に保証契約を締結することとしております。

地域と共に歩む金融機関としての取組み

当会及び県内ＪＡでは、地域に密着した金融機関として、地域の皆さまの多様なニーズにお応えするため、各種商品を取り扱っています。

令和5年度の貯金残高につきましては、**懸賞付定期貯金「うまかばい!2023」**等を提供し、貯金残高1兆904億円の実績を残すことができました。

その他の貯金商品では、県内の提携先観光農園でお得に収穫体験ができる、**収穫体験定期積金「もぎたて」**をご用意し、また、JAに年金振込または振込予約いただいている方には、満55歳以上の世代を応援する**プラチナ世代応援定期貯金「煌（かがやき）」**をご用意するとともに、一部のＪＡを除き、日ごろの取引への感謝を込めて「ＪＡ年金感謝デー」を実施しています。

また、ローンについては、住宅・教育・生活等、様々な資金使途に応じた各種ローン商品を取り扱うとともに、県内ＪＡにおいては、組合員や地域の皆さまの借入相談等に迅速・丁寧に対応するため、住宅ローンを中心とした「休日ローン相談会」を6会場で開催しています。

さらに、全ＪＡにおいて新規に年金をお受け取りになる皆さま向けに年金専門の社会保険労務士を招いた「無料年金相談会」を25回開催し、お客さまの様々な疑問や不安解消に努めました。

収穫体験定期積金「もぎたて」

ＪＡバンク佐賀では、地元農業の応援と農畜産物の消費拡大等を目的に、佐賀県内9ヵ所にある提携観光農園でお得に収穫ができる、収穫体験定期積金「もぎたて」を取り扱っています。



プラチナ世代応援定期貯金「煌（かがやき）」



ＪＡバンク佐賀では、満55歳以上で、新たにＪＡに年金振込または振込予約をいただいた方を対象に、金利上乗定期貯金「煌（かがやき）」を取り扱っています。

なお、令和5年度末における累計の契約件数は14,637件、契約額は67,853百万円の実績となりました。

懸賞付定期貯金「うまかばい！2024」

ＪＡバンク佐賀では、お客さまに感謝の気持ちを込めて、懸賞付定期貯金「うまかばい!2024」を取り扱っています。 定期貯金を新規に50万円以上ご契約された方に抽選で佐賀牛などの「うまか賞品」が当たります。

また、当商品を活用し、SDGsへの取組（①県産農畜産物寄付事業、②介護機材等の寄贈事業、③植樹等による環境保全事業）を実施します。





ＪＡ年金感謝デー

ＪＡバンク佐賀では、一部のＪＡを除き、ＪＡで年金を受け取られている方を対象に、日頃のＪＡバンクでのお取引きに感謝し、偶数月の特定日にご来店いただいた方にもれなくプレゼントをお渡しする「ＪＡ年金感謝デー」を実施しています。

休日ローン相談会開催状況

（令和6年7月末現在）

ＪＡ名	会場	開催日時
ＪＡさが	ＪＡ内３会場	会場により異なります
ＪＡ佐賀市中央	本店	毎週日曜日 午前10時～
ＪＡからつ	唐津中央支所	毎週日曜日 午前９時～
ＪＡ伊万里	本所	毎週日曜日 午前９時～

・詳しくはお近くのＪＡへお問い合わせください。



県内ローン専門スタッフ配置一覧

（令和6年7月末現在）

ＪＡ名	支所名等	所在地	電話番号
ＪＡさが	本所地区ローン相談センター	佐賀市兵庫北1丁目20-34	0952-22-0310
	三神地区ローン相談センター	鳥栖市蔵上4丁目195	0942-84-0291
	杵藤地区ローン相談センター	武雄市武雄町大字富岡12456-1	0954-23-3195
ＪＡ佐賀市中央	本店	佐賀市駅前中央1丁目3-1	0952-23-8557
ＪＡからつ	唐津中央支所	唐津市栄町2569-1	0955-73-6285
ＪＡ伊万里	本所	伊万里市立花町1290-1	0955-23-5556

・上表以外の店舗でもローンの相談・受付は行っています。
・詳しくはお近くのＪＡへお問い合わせください。

新しい生活様式に対応した店舗運営

店舗における除菌・換気の徹底や、窓口へのアクリル板の設置等、ご安心してご来店いただける対策に加え、新型コロナウイルス感染症防止対策にも有用な非対面式の金融サービスとして、「JAバンクアプリ」を取り扱っております。キャッシュカードをお持ちであれば、アプリをダウンロードする事で、いつでもスマートフォンから貯金残高や入出金明細等を確認いただけます。

地方公共団体への資金協力等

県内JAは各市町村の収納代理金融機関として税金等の公金事務を行っております。

また、当会も地方公共団体等に対する融資はもとより、佐賀県債の引受金融機関として資金協力を行っております。

地域からの資金調達の状況

当会の資金は、その大半が県内ＪＡにお預けいただいた組合員及び地域の皆さまの大切な財産である貯金を源泉としています。

貯金残高

（単位：百万円）

種　類	令和４年度	令和５年度	増　減
貯　金	746,315	688,556	△ 57,758
うち流動性貯金	21,550	15,796	△ 5,754
定期性貯金	724,551	671,215	△ 53,335
その他の貯金	213	1,544	1,331
譲渡性貯金	－	－	－
うちＪＡ	679,725	662,659	△ 17,065
その他	66,590	25,879	△ 40,692

貯金種類別構成（令和５年度）

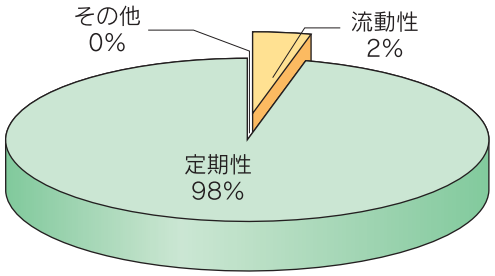

貯金受入先構成（令和５年度）

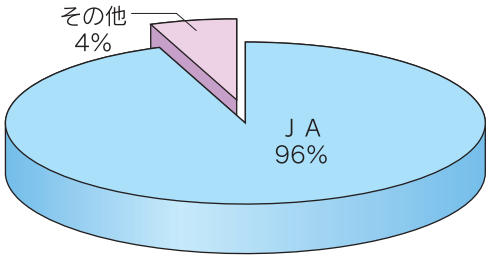

地域への資金供給の状況

当会では、地域の資金は地域に還元していくことを基本に、組合員や地域の皆さま、ＪＡ・農業に関連する企業・団体及び県内地場企業や地方公共団体などにも広くご利用いただいています。

農業専門金融機関として、地域のメインバンクとして地域振興への取り組みを積極的に支援し、地域経済の発展に貢献するために、各種資金需要に対応しています。

貸出金残高

貸出先別残高

（単位：百万円）

	令和４年度	令和５年度	増　減
貸　出　金	118,011	92,866	△ 25,144
うち会員等	15,523	10,911	△ 4,611
地方公共団体等	39,024	36,504	△ 2,519
その他事業者等	63,463	45,450	△ 18,013

貸出先比率（令和５年度）

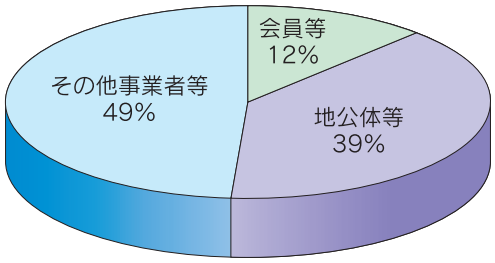

業種別の貸出金残高

（単位：百万円、％）

業　種	令和４年度	令和５年度	増　減
農　業	134（ 0.1）	260（ 0.3）	125
林　業	－（ －）	－（ －）	－
水産業	－（ －）	－（ －）	－
製造業	11,516（ 9.8）	7,082（ 7.6）	△ 4,434
鉱　業	－（ －）	－（ －）	－
建設業	2,000（ 1.7）	2,010（ 2.2）	10
電気・ガス・熱供給・水道業	7,000（ 5.9）	5,000（ 5.4）	△ 2,000
運輸・通信業	1,781（ 1.5）	934（ 1.0）	△ 847
卸売・小売業・飲食業	3,555（ 3.0）	1,566（ 1.7）	△ 1,988
金融・保険業	34,113（ 28.9）	26,912（ 29.0）	△ 7,200
不動産業	9,849（ 8.3）	4,316（ 4.6）	△ 5,533
サービス業	9,031（ 7.7）	8,276（ 8.9）	△ 755
地方公共団体	39,024（ 33.1）	36,504（ 39.3）	△ 2,519
その他	3（ 0.0）	2（ 0.0）	△0
合　計	118,011（100.0）	92,866（100.0）	△ 25,144

（注）　（ ）内は構成比です。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

JAグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を目指しております。

当会では、「地域の皆様と共に郷土の未来を拓きます。」の経営理念のもと、2017年に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、当会はもとより県内JAの利用者のみなさまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

なお、新たなお取引についてはお客さまのお住いや、利便性を重視したJAへご案内することを前提としており、当会では県内JAでのお客さま本位の業務運営の実現に向けたサポートを行ってまいります。

今後も、本方針に基づく取組の状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

1．お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と体制の構築

（1）当会においては、県内JAと一体となった研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有しJAにおいても誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための体制を構築します。

2．お客さまへの最適な商品提供

（1）お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定し、提案させていただきます。
また、JAにおいても同様の提案ができるようサポートしてまいります。なお、当会は金融商品の組成に携わっておりません。

3．お客さま本位のご提案と情報提供

（1）お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客様にふさわしい商品をご提案いたします。
なお、商品のご提案にあたり、お客様ご自身やご家族の状況について詳しくお伺いすることがあります。

（2）お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項についてご理解いただけるよう分かりやすくご説明することに務め、必要な情報を十分にご提供します。
また、JAにおいても提供する情報等を常に更新できるよう環境を整えてまいります。

（3）県内JAでの販売に関しても、お客さまにご負担いただく手数料についても、お客さまの投資判断に資するように、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。

4．利益相反の適切な管理

（1）お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理できるようサポートしてまいります。

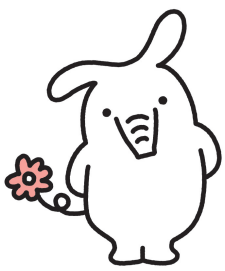

文化的・社会的貢献の状況

当会では、金融機能の提供にとどまらず、地域に根ざす金融機関としての使命を果たすため、環境・文化・教育・スポーツといった面も幅広く視野に入れ、地域社会の活性化と、社会的な貢献活動に積極的に取り組んでいます。

スポーツ振興への取組み

「学童オリンピック」大会への協賛



JAグループ佐賀の一員として、「JA杯第39回佐賀新聞学童オリンピック」大会を通じて、県内スポーツ文化の発展・向上と、児童や青少年の健全な心と体の育成を願い、同大会に特別協賛を続けています。

全16競技において、栄光のJA杯をかけて熱戦を繰り広げる児童達が、将来は大きな舞台で活躍されることを期待して、グループを挙げて声援を送っています。

今後もJAバンク佐賀では、スポーツを通じて、地域の皆さまとのふれあいを大切にし地域の発展に寄与していきます。

地域支援の取組み



ボランティア活動の取組み

令和5年7月九州北部豪雨災害により、県内の広い範囲において、浸水や冠水が発生し、農作物や畜産物、農地などで大きな被害が発生しました。

これを受けて、被災農家の営農再開に向けて、土砂の撤去作業等のボランティア活動に当会職員も参加しました。

豚熱発生にかかる応援対応

令和5年8月、県内の養豚場にて約1万頭の豚熱感染が確認されました。佐賀県は感染拡大を抑えるため殺処分を行うこととし、当会から令和5年9月20日の防疫措置完了までの22日間で延べ11名が支援要員として県からの派遣要請に応えました。

佐賀県協同組合間の提携

協同組合への理解促進や安心して暮らせる地域づくりに向けて、県内9つの協同組合が連携し、協同活動に毎年取り組んでおります。

令和5年度は有明海沿岸の豊かな自然を未来に残すため「アクトクリーンSAGA（有明海沿岸一斉清掃）」へ各構成団体の職員や家族ら約100人が集まり、海岸へ流れ込んだ葦（よし）やごみを拾い集めました。

移動店舗車配備の取組み



JAバンク佐賀では、移動手段の限られる高齢者が徒歩でも訪れられ、また、有事には被災地への金融サービス提供手段として移動店舗車を導入しております。

JAバンクは移動店舗車を通じて、地域とのつながりを大切にしながら、お客様により一層の「便利」と「安心」をお届けしております。

環境保全への取組み

当会では自治体などで企画される清掃ボランティア活動や、各種イベント等に積極的に参加し、だれもが親しめる美しいふるさとづくり活動へ協力しています。

「ふるさと美化活動」への参加

佐賀市の「ふるさと美化活動」に参加し、JA会館周辺など駅前中心部の清掃活動を行っています。また、令和5年度は、「第45回西日本軟式野球大会」に当会野球部が出場したことに伴い、会場の位置する武雄市の市役所周辺の清掃活動を実施しました。





森林整備活動への取組み

JAバンク佐賀は、地域に根差す金融機関・農業専門金融機関として、佐賀県の基幹産業である農業に不可欠な水と大地を守り、豊かな暮らしと地域発展につなげるため、森林整備活動を行っています。

平成27年度に植樹活動を行った「サンクスの森」では、ヤマザクラやクヌギなど樹木の苗木を植樹するとともに、毎年苗木の生長を促すための雑草の除去（除草）とその周辺での清掃ボランティア活動を実施しております。





再生可能エネルギー普及に向けた支援

農業者の太陽光発電事業を資金面からサポートし、地域における再生可能エネルギー普及に向けた支援を行っていくこととしております。

食農教育への取組み

ＪＡバンク食農教育応援事業

子供たちの食への関心を高め、食の大切さ、食を支える「農」の役割、自らの暮らしと社会の営みとの関わり、地域の食文化、いのちと健康の尊さなどに対する理解を広げ、深めることを目的として、JA・信連・農林中央金庫が一体となって、食農教育を中心とする教育活動を実践しています。

また、平成20年度より小学校の食農教育等で活用できる補助教材本を、県内の全小学校や図書館に継続的に贈呈するなど、小学校・教育委員会・地域の皆さまと連携して食農教育に取り組んでいます。



佐賀県教育委員会に教材本を贈呈



保険・医療・福祉への取組み

協力活動等

国の内外において災害や病気で苦しんでいる人々の救援等の活動を行っている日本赤十字社へ毎年寄付を行っており、医療において欠かすことのできない輸血用の血液が不足している現状から、定期的に献血活動へも参加しています。

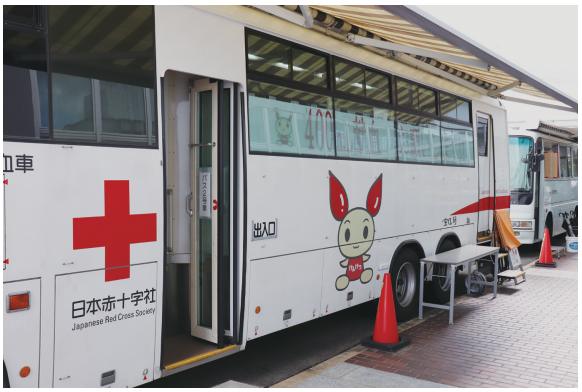



ＡＥＤ講習の受講

災害時や　来店客･通行者の心臓発作などの緊急事態に備え、佐賀市消防局より講師を招き心臓マッサージやＡＥＤ（自動体外式除細動器）を活用した救命方法について学んでいます。

高齢社会への取組み



「相続相談会･相続対策セミナー」の開催

高齢社会の進展に合わせ相続相談のニーズが高まる中、ＪＡバンク佐賀では、年金友の会会員やそのご家族の方等を対象に相続相談会･相続対策セミナーを開催しています。

「無料年金相談会」の開催

ＪＡバンク佐賀では、新規に年金をお受け取りになられる皆さま向けに年金専門の社会保険労務士を招いた「無料年金相談会」を開催しています。



ＪＡバンク佐賀および佐賀信連の様々な取組み





ブラックボードコンクールを開催

ＪＡバンク佐賀では、地域に根差し、利用者の皆さまから選ばれる金融機関として、明るく活気ある店舗づくりのため、店舗にブラックボードを設置し、皆様の来店をお待ちしております。

また、来店されるお客様に喜んでいただけるよう「ブラックボードコンクール」を開催し、品質向上に向け努めております。

懸賞付定期貯金「うまかばい！」にかかるSDGsへの取組み

ＪＡバンク佐賀ではＳＤＧｓへの取組みを目的として懸賞付定期貯金「うまかばい!」を取り扱っており、ご契約いただいた額の0.01%相当額を県内ＪＡおよび当会にて拠出することでＳＤＧｓへの取組みを行っております。

令和5年度は、佐賀市のＮＰＯ法人フードバンクさがへ佐賀県産米の贈呈、佐賀整肢学園へ介護用電動ベットの贈呈、佐賀県が管理するＳＡＧＡプラザ駐車場敷地内に桜の木の植樹・贈呈を行っております。







暴力追放に向けた協力活動

「暴力のない、安全で安心して暮らせる住みよい佐賀県」を実現するため、暴力追放に関する広報啓発活動や相談事業、各種暴追運動等の推進活動を行っている(公財)佐賀県暴力追放運動推進センターへ毎年寄付を行っています。

特殊詐欺被害未然防止に向けた取組み

満65歳以上の方で一定期間お取引がない場合には一部利用制限を設け、被害の未然防止に努めるとともに、佐賀県警等と連携して特殊詐欺被害防止にかかるチラシを配布し最新の手口や防止策について情報提供し、啓発活動を行っております。

また、全役職員が研修会を受講し、マネー・ローンダリングの未然防止のための気づき力維持・向上に努めております。

6 トピックス

「うまいもの巡りスタンプラリー」開催



コロナ禍における県内農畜産物の消費拡大やJAバンク佐賀の顧客基盤拡充を目的として、令和5年12月9日～令和6年2月12日（2ヵ月）に県内JA直売所を対象とした「うまいもの巡りスタンプラリー」を実施しました。

スタンプを集めて応募すると、抽選で150名様に佐賀牛・佐賀県産和牛のロースステーキや旬の果物の詰め合わせ、県産米『さがびより』など、美味し～い佐賀県産の農畜産物をプレゼントするというものです。多くの方（応募総数:1,777応募）に参加いただきました。

第５回ＪＡ年金友の会「うた王フェスティバル」を開催♪





令和5年8月～11月にかけて、第5回ＪＡ年金友の会「うた王フェスティバル」を開催いたしました。

本大会は新型コロナウイルス感染症の影響により、4年振りの開催でしたが、多くの皆様に来場いただき、出場者を盛り上げるために手作りのうちわやお揃いの法被を着て応援されるなど、出場者のみならず観覧者についても大変楽しまれておりました。

3地区において地区大会を開催し、佐賀市文化会館大ホールで行った決勝大会では、地区大会に参加された118名（組）の中から勝ち抜かれた24名（組）の歌自慢が出場され、会場は大いに盛り上がり、素晴らしい大会となりました。

「ばぶばぶフェスタ２０２３」への参加





子育て支援イベント「ばぶばぶフェスタ2023」が開催され、JAバンク佐賀では、次世代を担う若年層を対象としたPR活動の一環として特別協賛でブースを出展し、アンケートに答えていただいた方のお子様に「輪投げ」や「スーパーボールすくい」を行いました。

また、来場したお子さまは「よりぞう」と記念撮影をして楽しむなど、会場は多くのお客様で賑わいました。

「第45回西日本軟式野球大会」へ出場！

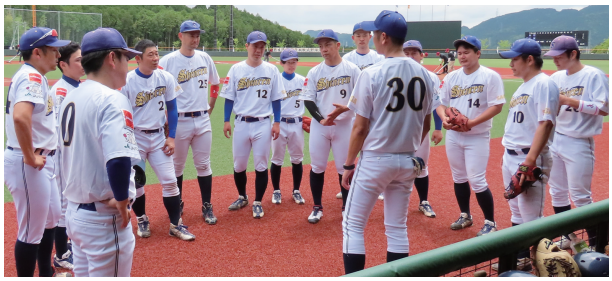

当会野球部が佐賀県で開催された第45回西日本軟式野球大会に出場しました。

近畿以西23府県より総勢26チームが出場し、熱戦が繰り広げられました。

これからも地域とのコミュニケーションを大切にし、地域社会へ貢献していける人材を育成していきたいと考えております。

7 事業のご案内

貯金業務

貯金は、当会の資金調達の柱であり、そのほとんどはJAの組合員をはじめ地域の皆さまがJAに預けられた資金が源となっています。

地域の皆さま、地場企業の皆さまに安心してお預けいただくことはもちろん、お気軽にご利用いただけるよう普通貯金、通知貯金、定期貯金など各種貯蓄商品を取り揃えています。

貸出業務

当会は、広く地域経済の発展のために協力と支援を行っています。

会員JA、地方公共団体、その他団体への貸出はもとより、商工業者の皆さまや県内に事務所を有する一般企業の皆さまなどとの取引も行っています。

JAバンク佐賀では、農業資金をはじめ短期運転資金や長期設備資金などの事業資金のほか、皆さまの豊かなくらしづくりのために、住宅の新築・増改築、教育、自動車購入などライフスタイルに合わせた各種個人ローンも取り扱っています。

受託貸付業務

県内JAの店舗を窓口に農業者等への長期・低利資金を安定的に融資する日本政策金融公庫（農林水産事業）、住宅新築・購入にかかる長期固定商品（フラット35）を提供する住宅金融支援機構、教育資金を融資する日本政策金融公庫（国民生活事業）などの受託業務を行っています。

国債・投信窓販業務

新窓販国債及び個人向け国債を窓口で販売しています。

なお、投資信託の新規口座開設については、JA各店舗へご相談ください。

相談業務

当会では、税務、法務、資金運用などに関するお客さまの幅広いご相談に対して、顧問弁護士等と連携をとり、様々なアドバイスやノウハウを提供しています。

日本銀行復代理店業務

日本銀行復代理店として、各種国庫金や国民年金保険料の収納を行う歳入金事務を行っています。

県指定代理金融機関業務

佐賀県指定代理金融機関として、県民税、不動産取得税、自動車税などの県税のほか、県施設の利用料や県からの借入返済金等各種公金の収納事務を行っています。

決済業務

全国のJAをはじめ、すべての金融機関とオンラインシステムで結び、送金、振込、代金取立等の内国為替業務を行っています。

貯金ネットサービスでは、都銀、地銀をはじめ民間金融機関7業態・ゆうちょ銀行、セブン銀行、ローソン銀行、ファミリーマートなどのコンビニエンスストアとのCD・ATMオンライン提携を行っており、全国津々浦々のCD・ATMがご利用いただけます。

自動決済サービスでは、大量の決済データを迅速に処理できるシステムにより各種代金の自動受取りや、自動支払いを取り扱っています。

また、オフィスにいながら資金移動や取引内容の照会が行えるファームバンキングサービスやJAのキャッシュカードで即座に代金の支払いができるデビットカードサービス、さらに、インターネットに接続されているパソコンや携帯電話から、残高照会や振込などのサービスがご利用いただけるインターネットバンキングサービス等非対面サービスを充実させています。

キャッシュカード、通帳等盗難・紛失受付ダイヤル

- キャッシュカード・通帳等を紛失された場合は、下記までご連絡ください。

モシモのトウロク
0120－646－106
（受付時間）平日　0：00～ 9：00
17：00～24：00
土・日・祝日　24時間受付

上記時間以外はお取引店舗へご連絡ください。

- JAカードを紛失された場合は、下記までご連絡ください。（受付は年中無休です）

0120－159－674
（受付時間）　24時間受付・年中無休

8 商品・サービスのご案内

JAバンク佐賀の主な取扱い商品・サービス

＊貯蓄商品や各種ローン等の各種サービスにつきましては、ご契約上の規定、金利変動ルール等、それぞれの商品やサービスの特色をJA各店舗へお尋ねいただくなど、ご契約内容をよく確認のうえ、ご利用ください。
＊一部JAでは取扱いしていない商品、サービス等もございます。詳しくは、JA各店舗へご確認ください。

信連及びＪＡの貯蓄商品

種　類	期　間	お預け入れ金額	特　徴
当座貯金	出し入れ自由	1円以上	手形や小切手でお支払いできる貯金です。お取引上のお支払いや代金回収に適しています。
普通貯金	同　上	同　上	いつでも出し入れができ、自動支払い・自動受取りもご利用になれます。キャッシュカードと合わせて、サイフ代わりにご利用ください。
決済用貯金	同　上	同　上	いつでも出し入れができ、自動支払い・自動受取りもご利用になれますが、利息がつきません。貯金保険制度により全額保護されます。
通知貯金	据置7日	5万円以上	7日間以上で短期の資金運用に適した貯金です。お引き出しは2日前までにご連絡が必要です。
スーパー定期貯金	1・2・3・6カ月 1・2・3・4・5・7・10年	1円以上	預入期間に応じた利率でお預かりします。1カ月超10年未満のご都合のよい日を満期日とする期日指定方式もご利用いただけます。
大口定期貯金	同　上	1,000万円以上	大口資金の運用に適した貯金です。 スーパー定期貯金と同様に期日指定方式もご利用いただけます。
譲渡性貯金（ＮＣＤ）	7日以上 5年以内	1,000万円以上	1,000万円単位の大口資金の運用に適した貯金で、譲渡することも可能です。

ＪＡの貯蓄商品

種　類	期　間	お預け入れ金額	特　徴
総合口座	出し入れ自由	1円以上	普通貯金と定期貯金が1冊の通帳でご利用になれます。公共料金などの自動支払いや給与・年金などの自動受取り、さらに預入定期貯金の90%、最高300万円までの融資がご利用になれ、大変便利です。
貯蓄貯金	同　上	同　上	いつでも出し入れができ、預入時の残高に応じた利率が適用される貯金です。普通貯金とのスウィングサービスをご利用いただけます。
期日指定定期貯金	最長預入期間3年 （据置1年）	1円以上 300万円未満	預入期間は最長3年ですが、1年経過後は1カ月前までに満期日をご指定いただければ必要なときにお引き出しできます。元金の一部（1万円以上）を引出すこともできますので、大変便利です。（個人のみ）
変動金利定期貯金	1・2・3年	1円以上	預け入れから半年ごとに約定金利が変動する定期貯金です。 複利型は6カ月複利で運用する定期貯金です。
定期積金	6カ月以上 10年以下	1,000円以上	積立開始時の利回りを適用します。 将来の計画の実現に備えた資金づくりに適した積立商品です。
納税準備貯金	入金は自由	1円以上	税金納付のための貯金です。お引き出しは原則として納税時のみで、納税のためのお引き出しは非課税です。
一般財形貯金	積立期間3年以上	同　上	給与・ボーナスから天引きで積み立てる貯金です。1口ごとの期日指定定期貯金として預け入れし、解約の申し入れがない限り最長預入期限に元利合計額で継続預入いたします。
財形年金貯金	積立期間5年以上	同　上	給与・ボーナスから天引きで積み立てる貯金で、財形住宅と合わせて1人550万円までの非課税枠が特典です。60歳以降のライフプランに適した貯金です。
財形住宅貯金	同　上	同　上	給与・ボーナスから天引きで積み立てる貯金で、財形年金と合わせて1人550万円までの非課税枠が特典です。マイホームを実現するための貯金です。
据置定期貯金	最長預入期間5年 （据置6ヵ月）	1円以上 1,000万円未満	6カ月の据置期間経過後は、いつでも、何回でも一部支払いができる便利な定期貯金です。金利は預入期間に応じて、6段階の金利を適用し、6カ月複利でお預かりします。

各種ＪＡローン

種類		資金のお使いみち	融資金額	融資期間	保証	担保
住宅関連	ＪＡ住宅ローン	住宅の新築、住宅の購入（中古・分譲・マンション等）、土地購入、住宅改良、住宅金融支援機構・他行からの借換等	10,000万円以内	５０年以内	県農業信用基金協会・民間保証機関の保証 必要により個人保証	融資対象建物及びその敷地
	JAリフォームローン	住宅の増改築、改装、補修、他行からの借換等	1,000万円以内	１５年以内		不要
生活関連	ＪＡ教育ローン	入学金、授業料、学費、下宿代、他行からの借換等	1,000万円以内	１５年以内		
	JAマイカーローン	自動車、バイクの購入、諸経費、他行からの借換等	1,000万円以内	１０年以内		
フリーローン	ＪＡ多目的ローン	暮らしの資金 結婚、出産、医療、旅行資金等	500万円以内	１０年以内		
	ＪＡカードローン		300万円以内	1年毎の更新		
	カードローン（ＹＯＣＡＪＡ）	生活に必要な一切の資金（ただし、事業性資金を除く）	30・50・100万円以内	2年毎の更新		

※保証機関により資金使途・融資金額・融資期間が異なる場合があります。

信連の個人事業者・法人向け融資商品

種類		資金のお使いみち	融資金額	融資期間	保証・担保
一般資金	短期事業資金	通常の運転資金、決算・賞与資金、その他季節的・一時的な資金等	必要な額〔内容により個別にご相談させていただきます。〕	原則として１年以内	必要に応じてご提供していただきます。 県信用保証協会の保証もご利用いただけます。
	長期事業資金	設備資金、長期の運転資金等		３０年以内	
制度資金		農業近代化資金など各種制度資金を取り扱っています。			

国債窓販商品

種類	期間	最低申込単位	発行月	募集期間
新窓販国債	10年	5万円	毎月	発行月前月の上旬から下旬まで
	5年			発行月前月の中旬から下旬まで
	2年			発行月前々月の下旬から前月の下旬まで
個人向け国債	3年・5年・10年	1万円	毎月	発行月前月の上旬から下旬まで

投信窓販商品

商品（ファンド）名	投資信託会社	ファンドの特徴
農林中金＜パートナーズ＞ 日米6資産分散ファンド 安定運用コース・資産形成コース	農林中金全共連アセットマネジメント	日米の不動産・債券・株式の3資産にそれぞれ分散投資します。為替ヘッジを行います。資産配分の異なる2タイプ間でスイッチングが可能です。
農林中金＜パートナーズ＞ 先進国債券ファンド 部分為替ヘッジあり・為替ヘッジなし	農林中金全共連アセットマネジメント	日本を除く先進国の様々な債券や米国のモーゲージ証券に分散投資します。部分的に為替ヘッジを行います。為替ヘッジの異なる2タイプ間でスイッチングが可能です。
セゾン・ グローバルバランスファンド	セゾン投信	日本・海外の債券・株式に分散投資します。株式と債券へ半分ずつ投資し、地域別の投資比率は市場の規模に応じて調整します。為替ヘッジは行いません。つみたてNISA対象です。
HSBC世界資産選抜 種まきコース（安定運用型） 収穫コース（予想分配金提示型） 育てるコース（資産形成型） 充実生活コース（定率払出型）	HSBC投信	幅広く世界の様々な債券・株式等に分散投資します。投資比率は市場環境を分析し、適宜見直しを行います。いずれのコースも部分的に為替ヘッジを行います。異なる4コース間でスイッチングが可能です。
JA日本債券ファンド	農林中金全共連アセットマネジメント	日本の債券に投資し、NOMURA-BPI総合指数を中長期的に上回る収益獲得を目指します。
Oneニッポン債券オープン	アセットマネジメントOne	日系企業が発行する円建ておよび外貨建ての各種債券を中心に投資します。為替ヘッジを行います。
上記記載ファンドは、JAバンクセレクトファンドのうちコアファンドを記載しています。上記ファンド以外にサテライトファンドとして、12商品を取り扱っています。		

JAバンクでは受付金融機関として、みずほ銀行を運営管理機関としたiDeCo（個人型確定拠出年金）の取扱いを行っています。

農業融資商品の提供

当会および県内JAでは、JA独自の農業資金を提供するとともに、農業近代化資金及び日本政策金融公庫資金の制度資金の取扱いを通じて農業者の農業経営と生活をサポートしています。

資金名	融資(原資)機関	主な資金使途
農業近代化資金	JA	○農地の造成・改良　○農機具・農舎等の取得 ○素畜・果樹の導入　○長期運転資金　など
アグリマイティー資金	JA	○農地の取得・造成・改良　○農機具・農舎等の取得 ○素畜・果樹の導入　○長期運転資金　など
アグリステップアップ資金	JA	○農業生産および農産物の加工・流通・販売等に必要な設備資金・運転資金　○農地の取得、造成、改良　など
JA農機ハウスローン	JA	○農機具の購入(中古農機を含む)、点検・修理費等 ○パイプハウス等資材、建設費用 ○格納庫建設資金　○発電・蓄電設備の取得資金 ○他金融機関の農機ローンの借換資金
営農ローン	JA	○肥料・農薬等の農業資材の購入 ○その他営農に必要な運転資金全般
農業経営改善促進資金(スーパーS)	JA	○肥料・農薬等の農業資材の購入 ○その他営農に必要な運転資金全般 ※認定農業者または六次産業化法認定者が対象
農業経営負担軽減支援資金	JA	○償還困難となった営農負債の借換え
担い手応援ローン	JA	【個人】農業生産に直結する運転資金 【法人】農業経営に必要な運転資金
アグリスーパー資金	JA	【個人】農業生産に直結する運転資金 【法人】農業経営に必要な運転資金
交付金等つなぎ資金	JA	○国等の行政による各種交付金等受領までのつなぎ資金
青年等就農資金	公庫	○農地の借地料・機械のリース料 ○家畜・果樹の導入　○農業生産・加工設備資金 ※市町から青年等就農計画の認定を受けた個人・法人(認定新規就農者)
農業改良資金	公庫	○設備の改良、取得　○技術の開発，研修費用 ○品種の改良、導入費用　など ※エコファーマー、6次産業化法認定者等が対象
農業経営基盤強化資金(スーパーL)	公庫	○農地の取得・造成・改良　○農機具・農舎等の取得 ○素畜・果樹の導入　○長期運転資金　など ※要認定農業者
農林漁業セーフティネット資金	公庫	○天災による被害からの運転資金 ○経営悪化による経営改善のための運転資金
経営体育成強化資金	公庫	○農地の取得・造成・改良　○農機具・農舎等の取得 ○素畜・果樹の導入　○長期運転資金　など
経営体育成強化資金(負債整理)	公庫	○営農負債の整理資金 ○制度資金の償還円滑化資金

各種サービス

項　目	内　容
ＪＡキャッシュサービス	JAのキャッシュカードがあれば全国のJA·信連·農林中金·都銀·地銀·第二地銀·信金·信組·労金·ゆうちょ銀行·セブン銀行·ローソン銀行·ファミリーマートのCD（現金自動支払機）ＡＴＭ（現金自動預入·支払機）で、現金のお引き出し、お預け入れ·残高照会がご利用いただけます。また、県内JA·信連のATMでは通帳·カードによる現金のお預け入れやカードによる為替振込もご利用いただけます。 なお、全国のJAのATMでキャッシュカードによる現金のお引き出し·お預け入れをされる場合は、いつでも手数料無料でご利用いただけます。
デビットカードサービス	ＪＡのキャッシュカードで代金のお支払いができる便利なサービスです。サインの記入や釣銭の手間がなく、多額の現金を持ち歩く必要がなく安全です。
給与振込サービス	給与・ボーナスがお客さまのご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。振り込まれた資金はキャッシュカードにより必要な時にお引き出しができます。
各種自動受取サービス	国民年金、厚生年金等の年金、配当金などがお客さまの口座に自動的に振り込まれます。その都度お受取りに出かけられる手間も省け、期日忘れのご心配がなくなるほか、貯金口座に振り込まれた日から利息がつきますので大変お得です。
各種自動支払サービス	電気料、NHK放送受信料、電話料のほか、税金、高校授業料、水道料、介護保険料など、普通貯金（総合口座）から自動的にお支払いいたしますので、払い込みのわずらわしさがなくなります。
クレジットカード（ＪＡカード）	お買物、ご旅行、お食事など、お客さまのサインひとつでご利用いただけます。また、キャッシングサービスも利用でき、ご利用に応じてポイントがたまり、素敵なプレゼントがもらえるお得なカードです。 その他ＪＡのキャッシュカードをセットすれば、一枚二役でご利用いただけます。
総合振込サービス	お客様からお預かりした振込データに基づき、お振込みいたします。
貸金庫	貯金証書、証券、株券、権利書などお客さまの重要な書類をお預かりします。
Ｑネット代金回収サービス	お客さまの集金先の金融機関から口座振替により代金を集金代行するサービスです。
ファームバンキングサービス	オフィスにいながら資金移動や取引内容の照会をスピーディーに行えます。
JAネットバンクサービス	窓口やATMに行かなくてもインターネットに接続可能なパソコンやスマートフォンから、平日、休日問わず、残高照会や振込、定期貯金などのサービスがお気軽にご利用いただけます。 スマートフォンの場合は、「JAバンクアプリ　プラス」からでも本サービスをご利用いただけます。
ＪＡバンクアプリ	JAバンク専用アプリ「JAバンクアプリ」をお使いのスマートフォンにインストールしていただき、簡単な手続きのみで、口座残高や明細の照会をお気軽にご利用いただけます。
JAバンクアプリ　プラス	JAバンク専用アプリ「JAバンクアプリ　プラス」をお使いのスマートフォンにインストールしていただくことで、残高照会や振込、定期貯金などのJAネットバンクサービスと同様のサービスがお気軽にご利用いただけます。
法人JAネットバンクサービス	残高照会、振込、振替や、給与振込などのデータ転送サービスもオフィスのパソコンでご利用いただけます。
でんさいネットサービス	手形の発行、振込の準備など、支払に関する事務負担が軽減され、手形の搬送コストが軽減されます。 また、手形とは異なるため、印紙税が課税されないことや、複数の支払手段を一本化することが可能であり、効率化が図られます。
マルチペイメントネットワークサービス	窓口やＡＴＭに行かなくてもパソコンや携帯電話から、平日、休日を問わず、NHK放送受信料、電話料（NTT docomo）、税金などをお支払いいただけます。
メールオーダーサービス	お客さまが窓口に行かなくても、パソコンや携帯電話、スマートフォンを利用して、ＪＡバンクのホームページから口座開設やネットバンクのお申込み、住所変更をお手続きいただけます。
ネットローンサービス	各種ローンについて、平日・休日を問わず、ＪＡバンク佐賀のホームページから申込み（仮審査）いただけます。
JAバンク投信ネットサービス	インターネットに接続可能なパソコンやスマートフォンから、投資信託の取引や照会などがご利用いただけます。スマートフォンの場合は、JAバンクアプリからでも本サービスをご利用いただけます。
iDeCo（個人型確定拠出年金）	お客様の様々なニーズに合わせた商品を多数取り揃えております。また、インターネットに接続可能なパソコンやスマートフォンからもお手続きいただけます。

手数料一覧

内国為替の取扱手数料

（令和6年7月31日現在）

区分＼仕向先	当会自店あて	系統金融機関あて	系統金融機関以外の金融機関あて	
振込手数料	3万円未満1件につき 330円 3万円以上1件につき 550円	3万円未満1件につき 440円 3万円以上1件につき 660円	電信扱い	3万円未満1件につき 660円 3万円以上1件につき 880円
			文書扱い	3万円未満1件につき 550円 3万円以上1件につき 770円
ファームバンキング手数料	1件につき 110円	3万円未満1件につき 110円 3万円以上1件につき 220円	3万円未満1件につき 3万円以上1件につき	330円 550円
インターネットバンキング手数料	―	3万円未満1件につき 110円 3万円以上1件につき 220円	3万円未満1件につき 3万円以上1件につき	275円 440円
法人インターネットバンキング手数料	―	3万円未満1件につき 110円 3万円以上1件につき 220円	3万円未満1件につき 3万円以上1件につき	275円 440円
自動化機器振込手数料（カード振り込み）	1件につき 110円	3万円未満1件につき 110円 3万円以上1件につき 220円	3万円未満1件につき 3万円以上1件につき	330円 550円
代金取立手数料	個別取立		1通につき	1,100円

（注）上記手数料には消費税（10%）が含まれております。

その他の諸手数料

（令和6年7月31日現在）

通帳再発行手数料	1冊につき			1,100円
証書再発行手数料	1枚につき			1,100円
ICキャッシュカード再発行手数料	1枚につき			1,100円
JAカード再発行手数料	1枚につき			550円
自己宛小切手発行手数料	1枚につき			550円
残高証明書発行手数料	貯金残高証明書	継続発行	1枚につき	330円
		都度発行	1枚につき	550円
	定型外貯金残高証明書		1通につき	3,300円
	その他各種証明書等		1通につき	550円
貯金取引履歴照会手数料	1枚につき			110円
ファームバンキング手数料	基本利用料（月額）			1,100円
インターネットバンキング手数料	基本利用料（月額）			無料
法人インターネットバンキング手数料	基本機能＋伝送機能（月額）			3,300円
	基本機能（月額）			1,100円
大口両替手数料	50枚まで無料 51枚以上2,000枚まで枚数に応じて220円～1,650円 以後、1,000枚ごとに550円加算			
大量硬貨入金手数料	500枚まで無料 501枚以上2,000枚まで枚数に応じて330円～660円 2001枚以上は990円 以後、1,000枚ごとに330円加算			
個人情報開示手数料	1件につき			1,100円
未利用口座管理手数料	年間			1,320円

（注）上記手数料には消費税（10%）が含まれております。

9 組織の概要

役　員（令和6年7月31日現在）

経営管理委員会

経営管理委員会会長	大島信之
経営管理委員会副会長	堤　武彦
経営管理委員	田代直樹
経営管理委員	佐々木慎一
経営管理委員	飯盛啓次
経営管理委員	楠　泰誠
経営管理委員	大隈博義

理事会

代表理事理事長	材木洋幸
常務理事	中西孝明
常務理事	光武良憲

監事会

代表監事	松本　弘
常任監事	杉原浩樹
監事	江口広樹

職　員

	令和4年度	令和5年度
参事	0人	0人
男子職員	64人	63人
女子職員	33人	32人
合計	97人	95人

店舗一覧

店舗名	本所
所在地	佐賀県佐賀市栄町3番32号
代表電話番号	0952－25－5131

特定信用事業代理業者

該当する事項はありません。

自動化機器（ATM）設置状況

店舗内	店舗外	合計
1台	1台	2台

協同会社（令和6年7月31日現在）

名称	所在地	設立年月日	資本金	当会出資比率	業務内容
㈱九州地区農協オンラインセンター	福岡市南区横手2-13-35	昭和52年10月1日	63億円	14.28%	九州地区の農協・連合会業務の電算機による処理

機　構（令和6年7月31日現在）

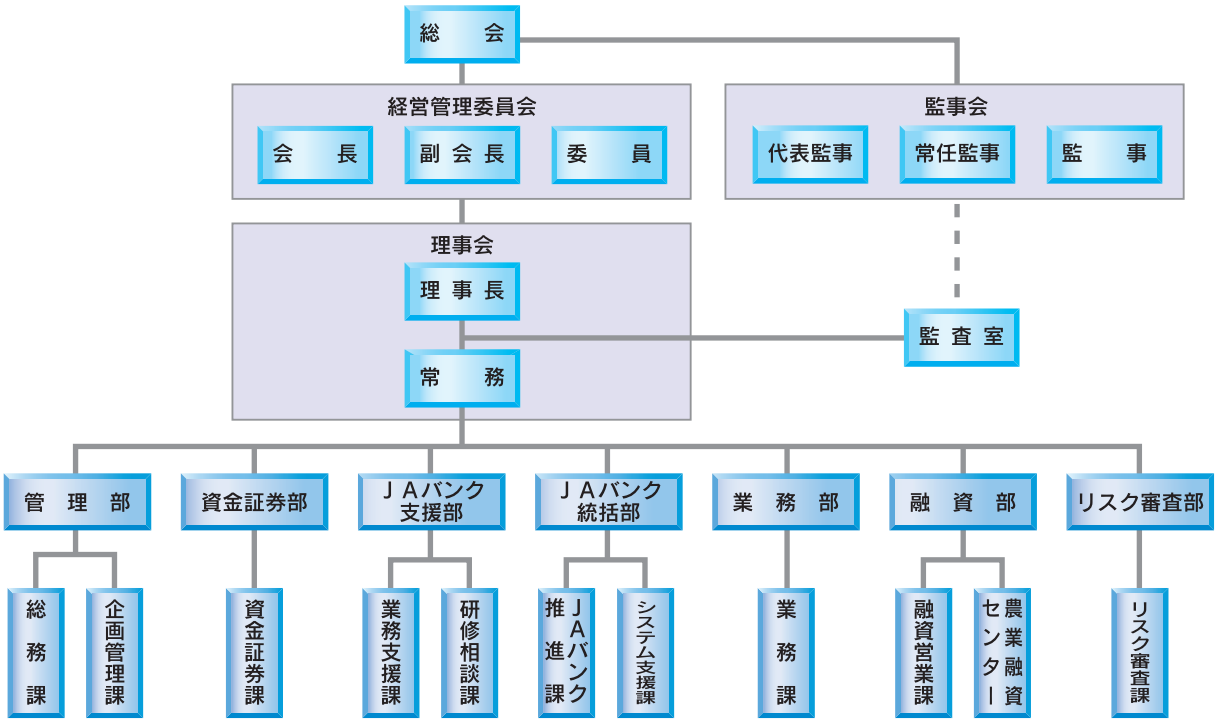

10 役員等の報酬体系

1．役　員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和5年度における対象役員に対する報酬等の支給総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て基本報酬に準じた方法で支払っています。

（単位：百万円）

	支　給　総　額(注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	44	8

（注１）　対象役員は、経営管理委員9名、理事3名、監事4名です。
（期中に退任した者を含む。）

（注２）　退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等

①役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事会によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会(構成:有識者・組合員・組織代表等から選出された委員7人)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

②役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員退職慰労金支給算定基準に基づいて算定し、総会で各役員に支給する退職慰労金の承認を受けた後、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2．職員等

・対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬を受けるもののうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はおりませんでした。

3．その他

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

11 資料編

財務諸表
- 貸借対照表…… 49
- 損益計算書…… 50
- キャッシュ・フロー計算書…… 51
- 剰余金処分計算書…… 51
- 注記表…… 52
- 財務諸表の適正性等にかかる確認…… 62
- 会計監査人の監査…… 62

経営指標等
- 最近５年間の主要な経営指標…… 63
- 利益総括表…… 63
- 事業純益…… 63
- 資金運用収支の内訳…… 64
- 受取・支払利息の増減額…… 64
- 利益率…… 64
- 貯貸率・貯証率…… 64

貯金
- 貯金に関する指標…… 65

為替業務
- 内国為替の取扱実績…… 65

貸出金
- 貸出金等に関する指標…… 66
- 貸出金の使途別内訳残高…… 67
- 営農類型別貸出金残高…… 67
- 資金種類別貸出金残高…… 67
- 受託貸付金残高…… 67
- 農協法及び金融再生法に基づく開示債権…… 68
- 貸倒引当金及びＪＡバンク支援積立金の期末残高及び期中の増減額… 68
- 貸出金償却の額…… 68
- 元本補填契約のある信託にかかる貸出金のリスク管理債権の状況…… 68

有価証券
- 有価証券に関する指標…… 69
- 有価証券等の時価情報…… 70

自己資本の充実の状況
- 自己資本の充実の状況…… 72
- 信用リスクに関する事項…… 76
- 信用リスク削減手法に関する事項…… 79
- 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項…… 80
- 証券化エクスポージャーに関する事項…… 81
- オペレーショナル・リスクに関する事項…… 82
- 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項…… 82
- 金利リスクに関する事項…… 83

財　務　諸　表

貸借対照表

（単位：百万円）

科目	令和４年度（令和５年３月31日現在）	令和５年度（令和６年３月31日現在）	科目	令和４年度（令和５年３月31日現在）	令和５年度（令和６年３月31日現在）
（資産の部）			（負債の部）		
現金	239	225	貯金	746,315	688,556
預け金	434,411	380,639	当座貯金	13,723	7,552
系統預け金	434,269	380,419	普通貯金	7,827	8,244
系統外預け金	142	220	通知貯金	－	－
金銭の信託	27,933	21,301	別段貯金	213	1,544
有価証券	214,441	243,474	定期貯金	724,551	671,215
国債	73,806	77,057	借用金	25,000	17,300
地方債	6,220	－	代理業務勘定	8	13
社債	54,658	62,057	その他負債	575	692
外国証券	41,739	42,797	貸付留保金	－	2
株式	9,363	16,077	未払法人税等	40	126
受益証券	27,306	44,149	貯金利子諸税その他	1	0
投資証券	1,345	1,335	従業員預り金	57	62
貸出金	118,011	92,866	仮受金	60	12
手形貸付	226	226	未払金	2	0
証書貸付	74,383	65,710	未払費用	407	481
当座貸越	377	309	前受収益	0	0
金融機関貸付	43,024	26,621	未決済為替借	2	6
その他資産	1,506	2,404	約定取引未決済借	－	－
従業員貸付金	3	3	諸引当金	2,614	2,643
差入保証金	0	0	相互援助積立金	1,953	1,953
仮払金	32	3	賞与引当金	26	26
その他の資産	411	279	退職給付引当金	616	640
未収収益	719	1,659	役員退職慰労引当金	18	23
未決済為替貸	9	51	繰延税金負債	1,521	3,908
約定取引未決済貸	329	406	債務保証	525	483
繰延消費税	－	－			
有形固定資産	2,071	1,996	負債の部合計	776,560	713,599
建物	2,057	1,984	（純資産の部）		
その他の有形固定資産	14	11	出資金	28,129	28,129
無形固定資産	2	2	利益剰余金	28,160	29,076
その他の無形固定資産	2	2	利益準備金	10,871	11,071
外部出資	38,920	38,920	その他利益剰余金	17,289	18,005
系統出資	36,369	36,368	システム対策積立金	300	295
系統外出資	2,551	2,552	経営基盤安定化積立金	6,550	6,550
債務保証見返	525	483	有価証券資産改善等積立金	2,400	2,400
貸倒引当金	△320	△260	特別積立金	5,565	5,565
			当期未処分剰余金	2,474	3,194
			（うち当期剰余金）	937	1,619
			会員資本合計	56,289	57,206
			その他有価証券評価差額金	4,892	11,249
			評価・換算差額等合計	4,892	11,249
			純資産の部合計	61,182	68,455
資産の部合計	837,743	782,054	負債及び純資産の部合計	837,743	782,054

損益計算書

（単位：百万円）

科目	令和４年度（自令和4年4月1日 至令和5年3月31日）	令和５年度（自令和5年4月1日 至令和6年3月31日）
経常収益	8,053	9,216
資金運用収益	5,104	5,585
貸出金利息	761	737
預け金利息	9	8
有価証券利息配当金	2,114	2,858
その他受入利息	2,219	1,980
（うち受取奨励金）	1,987	1,945
（うち受取特別配当金）	231	34
役務取引等収益	107	97
受入為替手数料	16	16
その他の受入手数料	91	80
その他事業収益	2,270	2,056
受取助成金	14	17
外国為替売買益	－	－
国債等債券売却益	1,639	1,512
国債等債券償還益	89	－
受取出資配当金	525	525
金融派生商品収益	－	－
その他経常収益	570	1,478
貸倒引当金戻入益	81	59
償却債権取立益	－	－
株式等売却益	159	525
金銭の信託運用益	256	813
その他の経常収益	73	80
経常費用	7,021	7,275
資金調達費用	3,970	4,006
貯金利息	28	28
その他支払利息	3,942	3,978
（うち支払奨励金）	3,939	3,977
役務取引等費用	27	21
支払為替手数料	1	1
その他の支払手数料	25	19
その他の役務取引等費用	0	0
その他事業費用	1,551	1,477
支払助成金	25	27
国債等債券売却損	1,098	681
国債等債券償却損	－	753
国債等債券償却	427	14
経費	1,419	1,385
人件費	713	678
物件費	676	676
税金	29	29
その他経常費用	53	384
貸倒引当金繰入額	－	－
相互援助積立金繰入額	－	－
株式等売却損	41	336
株式等償却	－	31
その他の経常費用	11	17

科目	令和４年度（自令和4年4月1日 至令和5年3月31日）	令和５年度（自令和5年4月1日 至令和6年3月31日）
経常利益	1,031	1,941
特別利益	87	－
特別損失	－	0
税引前当期利益	1,118	1,940
法人税、住民税及び事業税	104	341
法人税等調整額	76	△20
法人税等合計	181	320
当期剰余金	937	1,619
当期首繰越剰余金	1,537	1,570
目的積立金取崩額	－	4
システム対策積立金取崩額	－	4
当期未処分剰余金	2,474	3,194

キャッシュ・フロー計算書

（単位：百万円）

科　　目	令和４年度 （自令和4年4月1日至令和5年3月31日）	令和５年度 （自令和5年4月1日至令和6年3月31日）
1　事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	1,118	1,940
減価償却費	114	114
貸倒引当金の増減額	△ 83	△ 59
退職給付引当金の増減額	△ 6	24
その他の引当金・積立金の増減額	△ 1	5
資金運用収益	△ 5,104	△ 5,585
資金調達費用	3,970	4,006
有価証券関係損益(△)	△ 230	△ 243
金銭の信託の運用損益(△)	△ 256	△ 813
固定資産処分損益	－	0
貸出金の純増(△)減	25,906	25,144
預け金の純増(△)減	38,000	40,000
貯金の純増減(△)	△ 6,449	△ 57,758
借用金の純増減(△)	△ 5,100	△ 7,700
事業分量配当金の支払額	△ 718	△ 422
その他	△ 485	△ 639
資金運用による収入	5,301	6,008
資金調達による支出	△ 3,974	△ 4,007
小計	52,000	14
法人税等の支払額	△ 964	△ 256
事業活動によるキャッシュ・フロー	51,036	△ 242
2　投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 137,894	△ 96,340
有価証券の売却による収入	120,436	75,248
有価証券の償還による収入	2,452	1,427
金銭の信託の増加による支出	△ 7,294	△ 6,600
金銭の信託の減少による収入	0	13,040
固定資産の取得による支出	△ 3	△ 39
外部出資の増加による支出	－	△ 1
外部出資の売却等による収入	150	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 22,152	△ 13,263
3　財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資金の払戻しによる支出	－	－
出資配当金の支払額	△ 282	△ 281
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 282	△ 281
4　現金及び現金同等物に係る換算差額	－	－
5　現金及び現金同等物の増加額	28,601	△ 13,786
6　現金及び現金同等物の期首残高	29,046	57,647
7　現金及び現金同等物の当期末残高	57,647	43,860

剰余金処分計算書

（単位：百万円）

科　　目	令和４年度	令和５年度
当期未処分剰余金	2,474	3,194
任意積立金取崩額	－	－
剰余金処分額	903	1,086
利益準備金	200	330
任意積立金	－	4
システム対策積立金	－	4
出資配当金（配当率）	281(1.0%)	281(1.0%)
事業分量配当金	422	471
次期繰越剰余金	1,570	2,107

注　記　表

区　分	令和４年度 （自令和4年4月1日至令和5年3月31日）	令和５年度 （自令和5年4月1日至令和6年3月31日）
１．重要な会計方針に関する事項	（１）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「０」で表示しております。 （２）　有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。 ・関連法人等株式……原価法（売却原価は移動平均法により算定） ・その他有価証券…… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。 なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。 （３）　金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記（２）の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。 （４）　デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。 （５）　有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建　物　８年～50年 その他　３年～45年 （６）　無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。 （７）　外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。 （８）　引当金の計上方法 ①　貸倒引当金 貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しております。 正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。 破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。 なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しております。 破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。 ②　相互援助積立金 ＪＡバンクの持続的・安定的経営に資するため、佐賀県ＪＡバンク支援制度要領に基づき相互援助積立金を積み立てております。	（１）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「０」で表示しております。 （２）　有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。 ・その他有価証券…… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。 なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。 （３）　金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記（２）の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。 （４）　有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建　物　８年～50年 その他　３年～45年 （５）　無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。 （６）　外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。 （７）　引当金の計上方法 ①　貸倒引当金 貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しております。 正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。 破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。 なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しております。 破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。 ②　相互援助積立金 ＪＡバンクの持続的・安定的経営に資するため、佐賀県ＪＡバンク支援制度要領に基づき相互援助積立金を積み立てております。

区　分	令和４年度 （自令和4年4月1日至令和5年3月31日）	令和５年度 （自令和5年4月1日至令和6年3月31日）
	③　賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。 ④　退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。 ⑤　役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金引当規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。 （9）　消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。	③　賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。 ④　退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。 ⑤　役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金引当規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。 （8）　消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。
会計方針の変更に関する事項	（1）　時価の算定に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第31号2021年６月17日）の適用 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年６月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。 これによる当年度の計算書類への影響はありません。	
２．会計上の見積りに関する事項	会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。 （1）　貸倒引当金 ①　当年度に係る計算書類に計上した額 貸倒引当金320百万円 ②　識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 a　算出方法 貸倒引当金の算出方法は、「1.重要な会計方針に関する事項」「（8）引当金の計上基準」「①貸倒引当金」に記載しております。 b　主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。 c　翌年度に係る計算書類に及ぼす影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。 （2）　金融商品の時価 ①　当年度に係る計算書類に計上した額 金融商品の時価に関する事項は、「6.金融商品に関する事項」「（2）金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。 ②　識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 a　算出方法 金融商品の時価の算出方法は、「6.金融商品に関する事項」「（2）金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定方法」に記載しております。 b　主要な仮定 主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプッ	会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。 （1）　貸倒引当金 ①　当年度に係る計算書類に計上した額 貸倒引当金260百万円 ②　識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 a　算出方法 貸倒引当金の算出方法は、「1.重要な会計方針に関する事項」「（7）引当金の計上基準」「①貸倒引当金」に記載しております。 b　主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。 c　翌年度に係る計算書類に及ぼす影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。 （2）　金融商品の時価 ①　当年度に係る計算書類に計上した額 金融商品の時価に関する事項は、「5.金融商品に関する事項」「（2）金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。 ②　識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 a　算出方法 金融商品の時価の算出方法は、「5.金融商品に関する事項」「（2）金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しております。 b　主要な仮定 主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプッ

<table>
<tr><th>区　分</th><th>令和４年度
（自令和4年4月1日至令和5年3月31日）</th><th>令和５年度
（自令和5年4月1日至令和6年3月31日）</th></tr>
<tr><td></td><td>トであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。
c　翌年度に係る計算書類に及ぼす影響
市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。</td><td>トであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。
c　翌年度に係る計算書類に及ぼす影響
市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。</td></tr>
<tr><td>３．貸借対照表に関する事項</td><td>（１）　有形固定資産の減価償却累計額は、830百万円です。
（２）　貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機・端末機・自動車等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。
<table>
<tr><th></th><th>１年以内</th><th>１年超</th><th>合計</th></tr>
<tr><th></th><th>百万円</th><th>百万円</th><th>百万円</th></tr>
<tr><td>オペレーティング・リース</td><td>16</td><td>26</td><td>42</td></tr>
</table>
（３）　担保に供している資産は次のとおりです。
為替決済の取引の担保として預け金20,000百万円、日銀成長基盤強化支援資金にかかる担保として有価証券16,080百万円、先物取引証拠金等の代用として有価証券219百万円を差し入れております。
（４）　無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債及び外国証券に合計3,435百万円含まれております。
（５）　理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はございません。
（６）　理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はございません。
（７）　破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりであります。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額　―百万円
危険債権額　55百万円
三月以上延滞債権額　―百万円
貸出条件緩和債権額　―百万円
合計額　55百万円
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
また、破綻懸念先、実質破産先及び破綻先に対する資産不計上未収利息については貸借対照表に計上されていないため開示対象外です。
（８）　当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、</td><td>（１）　有形固定資産の減価償却累計額は、929百万円です。
（２）　貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機・端末機・自動車等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。
<table>
<tr><th></th><th>１年以内</th><th>１年超</th><th>合計</th></tr>
<tr><th></th><th>百万円</th><th>百万円</th><th>百万円</th></tr>
<tr><td>オペレーティング・リース</td><td>17</td><td>34</td><td>52</td></tr>
</table>
（３）　担保に供している資産は次のとおりです。
為替決済の取引の担保として預け金38,000百万円、日銀成長基盤強化支援資金にかかる担保として有価証券8,507百万円、先物取引証拠金等の代用として有価証券213百万円を差し入れております。
（４）　無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債及び外国証券に合計3,346百万円含まれております。
（５）　理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はございません。
（６）　理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はございません。
（７）　破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりであります。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額　―百万円
危険債権額　84百万円
三月以上延滞債権額　―百万円
貸出条件緩和債権額　―百万円
合計額　84百万円
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
また、破綻懸念先、実質破産先及び破綻先に対する資産不計上未収利息については貸借対照表に計上されていないため開示対象外です。
（８）　当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、</td></tr>
</table>

区　分	令和４年度 （自令和4年4月1日至令和5年3月31日）	令和５年度 （自令和5年4月1日至令和6年3月31日）
	一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は26,331百万円であります。 （９）　貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金15,821百万円が含まれております。	一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は26,598百万円であります。 （９）　貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金15,821百万円が含まれております。
４．損益計算書に関する事項	記載すべき事項はございません。	記載すべき事項はございません。
５．金融商品に関する事項	（１）　金融商品の状況に関する事項 ①　金融商品に対する取組方針 当会は、佐賀県を事業区域として、地元のＪＡ等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。 ＪＡは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。 当会では、これを原資として、資金を必要とするＪＡや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。 また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。 ②　金融商品の内容及びそのリスク 当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（及び個人）に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。 当年度末における貸出金のうち、28.9%は金融・保険業に対するものであり、当該金融・保険業を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。 金銭の信託は特定金銭信託により運用しており、その構成資産は、国債、株式および受益証券等であり、純投資目的（その他目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されております。 また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、その他目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、為替の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。 当会ではデリバティブ取引は、外貨建外債の為替変動を相殺する目的で為替予約を行っております。 ③　金融商品に係るリスク管理体制 a　信用リスクの管理 当会は、「リスクマネジメントの基本方針」及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。 これらの与信管理は、各部署のほかリスク審査部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、リスク審査部がチェックしております。 有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、	（１）　金融商品の状況に関する事項 ①　金融商品に対する取組方針 当会は、佐賀県を事業区域として、地元のＪＡ等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。 ＪＡは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。 当会では、これを原資として、資金を必要とするＪＡや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。 また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。 ②　金融商品の内容及びそのリスク 当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（及び個人）に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。 当年度末における貸出金のうち、29.0%は金融・保険業に対するものであり、当該金融・保険業を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。 金銭の信託は特定金銭信託により運用しており、その構成資産は、国債、株式および受益証券等であり、純投資目的（その他目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されております。 また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、その他目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、為替の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。 当会ではデリバティブ取引は、外貨建外債の為替変動を相殺する目的で為替予約を行っております。 ③　金融商品に係るリスク管理体制 a　信用リスクの管理 当会は、「リスクマネジメントの基本方針」及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。 これらの与信管理は、各部署のほかリスク審査部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、リスク審査部がチェックしております。 有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、

区　分	令和４年度 （自令和4年4月1日至令和5年3月31日）	令和５年度 （自令和5年4月1日至令和6年3月31日）
	リスク審査部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。 b　市場リスクの管理 （a）　金利リスクの管理 当会は、ＡＬＭによって金利の変動リスクを管理しております。ＡＬＭに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ＡＬＭ委員会において決定されたＡＬＭに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。 日常的にはリスク審査部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しております。 （b）　為替リスクの管理 当会は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。なお、為替の変動リスクをヘッジするため、為替予約を行っております。 （c）　価格変動リスクの管理 有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われております。 運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。 管理部で保有している外部出資の多くは、業務上、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。 これらの情報はリスク審査部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。 （d）　デリバティブ取引 デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しております。 （e）　市場リスクに係る定量的情報 当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」であります。 当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をＶａＲにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。 当会のＶａＲは分散・共分散法（保有期間120日、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和５年３月３１日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で11,487百万円です。 なお、当会では、バックテストを実施のうえ、ＶａＲ計測モデルの妥当性を検証しております。ただし、ＶａＲは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。 c　資金調達に係る流動性リスクの管理 当会は、ＡＬＭを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。 ④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。	リスク審査部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。 b　市場リスクの管理 （a）　金利リスクの管理 当会は、ＡＬＭによって金利の変動リスクを管理しております。ＡＬＭに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ＡＬＭ委員会において決定されたＡＬＭに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。 日常的にはリスク審査部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しております。 （b）　為替リスクの管理 当会は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。なお、為替の変動リスクをヘッジするため、為替予約を行っております。 （c）　価格変動リスクの管理 有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われております。 運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。 管理部で保有している外部出資の多くは、業務上、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。 これらの情報はリスク審査部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。 （d）　デリバティブ取引 デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しております。 （e）　市場リスクに係る定量的情報 当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」であります。 当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をＶａＲにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。 当会のＶａＲは分散・共分散法（保有期間120日、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和６年３月３１日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で16,492百万円です。 なお、当会では、バックテストを実施のうえ、ＶａＲ計測モデルの妥当性を検証しております。ただし、ＶａＲは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。 c　資金調達に係る流動性リスクの管理 当会は、ＡＬＭを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。 ④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

区　分	令和４年度 （自令和4年4月1日至令和5年3月31日）	令和５年度 （自令和5年4月1日至令和6年3月31日）

（２）　金融商品の時価等に関する事項

①　金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
	百万円	百万円	百万円
預け金	434,411	434,378	△32
金銭の信託			
その他の金銭の信託	27,933	27,933	―
有価証券			
その他有価証券	214,441	214,441	―
貸出金	118,011		
貸倒引当金	△320		
貸倒引当金控除後	117,691	118,013	322
資産計	794,476	794,767	289
貯　金	746,315	746,244	△70
借用金	25,000	24,948	△51
負債計	771,315	771,193	△122
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	―	―	―
デリバティブ取引計	―	―	―

（注）１．その他の金銭の信託には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年６月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した金銭の信託が含まれております。

２．貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

３．譲渡性貯金はございません。

４．デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

②　金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a　預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b　金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記ｃと同様の方法により評価しております。

c　有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

なお、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年６月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用しております。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッドが含まれます。

（２）　金融商品の時価等に関する事項

①　金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
	百万円	百万円	百万円
預け金	380,639	380,462	△177
金銭の信託			
その他の金銭の信託	21,301	21,301	―
有価証券			
その他有価証券	243,474	243,474	―
貸出金	92,866		
貸倒引当金	△260		
貸倒引当金控除後	92,606	92,815	209
資産計	738,020	738,053	32
貯　金	688,556	688,228	△328
借用金	17,300	17,256	△43
負債計	705,856	705,485	△371
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	―	―	―
デリバティブ取引計	―	―	―

（注）１．その他の金銭の信託には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年６月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した金銭の信託が含まれております。

２．貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

３．譲渡性貯金はございません。

４．デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

②　金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a　預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b　金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記ｃと同様の方法により評価しております。

c　有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

なお、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年６月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用しております。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッドが含まれます。

<table>
<tr><th>区　分</th><th>令和４年度
（自令和4年4月1日至令和5年3月31日）</th><th>令和５年度
（自令和5年4月1日至令和6年3月31日）</th></tr>
<tr><td></td><td>
d　貸出金
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。
一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。
また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。
【負債】
a　貯金
要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。
b　借用金
借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。
固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借用金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。
【デリバティブ取引】
デリバティブ取引は、為替予約であり、取引所の価格や割引現在価値により算出した価額によっております。

③　市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。
<table>
<tr><th></th><th>貸借対照表計上額</th></tr>
<tr><td>外　部　出　資</td><td>38,920百万円</td></tr>
</table>
（注）外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年３月31日）第５項に基づき、時価開示の対象としておりません。

④　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
<table>
<tr><th></th><th>1年以内</th><th>1年超
2年以内</th><th>2年超
3年以内</th><th>3年超
4年以内</th><th>4年超
5年以内</th><th>5年超</th></tr>
<tr><td></td><td>百万円</td><td>百万円</td><td>百万円</td><td>百万円</td><td>百万円</td><td>百万円</td></tr>
<tr><td>預け金</td><td>434,411</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>有価証券
その他
有価
証券の
うち
満期が
ある
もの</td><td>12,234</td><td>7,628</td><td>5,576</td><td>15,576</td><td>17,954</td><td>141,711</td></tr>
<tr><td>貸出金</td><td>35,874</td><td>17,124</td><td>9,049</td><td>8,461</td><td>9,884</td><td>37,616</td></tr>
<tr><td>合　計</td><td>482,520</td><td>24,753</td><td>14,626</td><td>24,037</td><td>27,839</td><td>179,327</td></tr>
</table>
（注）１．貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越377百万円については「１年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約貸出金15,821百万円については「5年超」に含めております。
</td><td>
d　貸出金
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。
一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。
また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。
【負債】
a　貯金
要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。
b　借用金
借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。
固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借用金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。
【デリバティブ取引】
デリバティブ取引は、為替予約であり、取引所の価格や割引現在価値により算出した価額によっております。

③　市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。
<table>
<tr><th></th><th>貸借対照表計上額</th></tr>
<tr><td>外　部　出　資</td><td>38,920百万円</td></tr>
</table>
（注）外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年３月31日）第５項に基づき、時価開示の対象としておりません。

④　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
<table>
<tr><th></th><th>1年以内</th><th>1年超
2年以内</th><th>2年超
3年以内</th><th>3年超
4年以内</th><th>4年超
5年以内</th><th>5年超</th></tr>
<tr><td></td><td>百万円</td><td>百万円</td><td>百万円</td><td>百万円</td><td>百万円</td><td>百万円</td></tr>
<tr><td>預け金</td><td>380,639</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>有価証券
その他
有価
証券の
うち
満期が
ある
もの</td><td>4,902</td><td>5,739</td><td>11,984</td><td>15,598</td><td>10,739</td><td>162,671</td></tr>
<tr><td>貸出金</td><td>16,770</td><td>8,339</td><td>7,903</td><td>9,127</td><td>8,946</td><td>41,778</td></tr>
<tr><td>合　計</td><td>402,313</td><td>14,078</td><td>19,888</td><td>24,726</td><td>19,685</td><td>204,449</td></tr>
</table>
（注）１．貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越309百万円については「１年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約貸出金15,821百万円については「5年超」に含めております。
</td></tr>
</table>

区　分	令和４年度 （自令和4年4月1日至令和5年3月31日）	令和５年度 （自令和5年4月1日至令和6年3月31日）

⑤借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
貯　金	745,857	388	－	－	70	－
借用金	7,700	8,400	7,100	1,800	－	－
合　計	753,557	8,788	7,100	1,800	70	－

（注）１．貯金のうち、要求払貯金については「１年以内」に含めています。

⑤借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
貯　金	688,179	160	147	70	－	－
借用金	8,400	7,100	1,800	－	－	－
合　計	696,579	7,260	1,947	70	－	－

（注）１．貯金のうち、要求払貯金については「１年以内」に含めています。

６．有価証券に関する事項

（１）　有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。

①　売買目的有価証券

売買目的として保有している有価証券はございません。

②　満期保有目的の債券

満期保有目的として保有している債券はございません。

③　その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	種　類		取得原価	貸借対照表計上額	差額
			百万円	百万円	百万円
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株　式		3,303	9,161	5,858
	債券	国債	38,694	39,845	1,151
		地方債	－	－	－
		社債	12,050	12,111	60
		外国証券	29,104	32,724	3,620
	その他		17,199	18,327	1,128
	小　計		100,352	112,170	11,817
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株　式		212	201	△10
	債券	国債	36,539	33,960	△2,578
		地方債	6,685	6,220	△464
		社債	43,822	42,547	△1,274
		外国証券	9,356	9,015	△341
	その他		11,177	10,325	△852
	小　計		107,793	102,270	△5,522
	合　計		208,145	214,441	6,295

（注）１．上記の差額から繰延税金負債1,707百万円を差し引いた金額4,587百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

２．その他有価証券のうち、当該有価証券の発行会社の信用状況に重大な懸念が生じており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当年度における減損処理額は、427百万円（うち、社債427百万円）であります。

（２）　当年度中に売却した満期保有目的の債券はございません。

（３）　当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
	百万円	百万円	百万円
株　式	－	－	－
債　券	101,967	1,639	1,098
その他	10,720	159	41
合　計	112,688	1,799	1,140

（１）　有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。

①　売買目的有価証券

売買目的として保有している有価証券はございません。

②　満期保有目的の債券

満期保有目的として保有している債券はございません。

③　その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	種　類		取得原価	貸借対照表計上額	差額
			百万円	百万円	百万円
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株　式		4,554	15,940	11,385
	債券	国債	18,931	19,454	522
		地方債	－	－	－
		社債	16,155	16,315	160
		外国証券	30,599	36,087	5,488
	その他		20,894	26,549	5,654
	小　計		91,135	114,347	23,211
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株　式		150	137	△13
	債券	国債	63,139	57,603	△5,535
		地方債	－	－	－
		社債	46,756	45,741	△1,015
		外国証券	6,843	6,709	△134
	その他		19,950	18,935	△1,015
	小　計		136,841	129,127	△7,713
	合　計		227,977	243,474	15,497

（注）１．上記の差額から繰延税金負債4,220百万円を差し引いた金額11,277百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

２．その他有価証券のうち、当該有価証券の発行会社の信用状況に重大な懸念が生じており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当年度における減損処理額は、46百万円（うち、社債14百万円・投資証券31百万円）であります。

（２）　当年度中に売却した満期保有目的の債券はございません。

（３）　当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
	百万円	百万円	百万円
株　式	－	－	－
債　券	55,472	1,512	681
その他	8,645	525	336
合　計	64,118	2,037	1,017

<table>
<tr><th>区　分</th><th>令和４年度
（自令和4年4月1日至令和5年3月31日）</th><th>令和５年度
（自令和5年4月1日至令和6年3月31日）</th></tr>
<tr><td>７．金銭の信託に関する事項</td><td>金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりであります。
①　運用目的の金銭の信託
運用目的として保有している金銭の信託はございません。
②　満期保有目的の金銭の信託
満期保有目的として保有している金銭の信託はございません。
③　その他の金銭の信託
<table><tr><th></th><th>貸借対照表計上額</th><th>取得原価</th><th>差額</th><th>うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの</th><th>うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの</th></tr><tr><td></td><td>百万円</td><td>百万円</td><td>百万円</td><td>百万円</td><td>百万円</td></tr><tr><td>その他の金銭の信託</td><td>27,933</td><td>27,534</td><td>398</td><td>1,360</td><td>961</td></tr></table>（注）１．上記の差額から繰延税金負債93百万円を差し引いた金額304百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。
２．「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。</td><td>金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりであります。
①　運用目的の金銭の信託
運用目的として保有している金銭の信託はございません。
②　満期保有目的の金銭の信託
満期保有目的として保有している金銭の信託はございません。
③　その他の金銭の信託
<table><tr><th></th><th>貸借対照表計上額</th><th>取得原価</th><th>差額</th><th>うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの</th><th>うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの</th></tr><tr><td></td><td>百万円</td><td>百万円</td><td>百万円</td><td>百万円</td><td>百万円</td></tr><tr><td>その他の金銭の信託</td><td>21,301</td><td>21,340</td><td>△39</td><td>329</td><td>368</td></tr></table>（注）１．上記の差額から繰延税金負債△10百万円を差し引いた金額△28百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。
２．「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。</td></tr>
<tr><td>８．退職給付に関する事項</td><td>（１）　退職給付
①　採用している退職給付制度の概要
当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けており、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。
当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。
②　確定給付制度
a　退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表
期首における退職給付引当金　622百万円
退職給付費用　42百万円
退職給付の支払額　△48百万円
期末における退職給付引当金　616百万円
b　退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表
非積立型制度の退職給付債務　616百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額　616百万円
退職給付引当金　616百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額　616百万円
c　退職給付に関連する損益
簡便法で計算した退職給付費用　42百万円
（２）　人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。
なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は8百万円となっております。
また、存続組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は72百万円となっています。</td><td>（１）　退職給付
①　採用している退職給付制度の概要
当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けており、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。
当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。
②　確定給付制度
a　退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表
期首における退職給付引当金　616百万円
退職給付費用　37百万円
退職給付の支払額　△13百万円
期末における退職給付引当金　640百万円
b　退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表
非積立型制度の退職給付債務　640百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額　640百万円
退職給付引当金　640百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額　640百万円
c　退職給付に関連する損益
簡便法で計算した退職給付費用　37百万円
（２）　人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。
なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は8百万円となっております。
また、存続組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は63百万円となっています。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>区　分</th><th>令和４年度
（自令和4年4月1日至令和5年3月31日）</th><th>令和５年度
（自令和5年4月1日至令和6年3月31日）</th></tr>
<tr><td>９．税効果会計に関する事項</td><td>（１）　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等
<table><tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr><tr><td>賞与引当金超過額</td><td>7　百万円</td></tr><tr><td>退職給付引当金超過額</td><td>170　百万円</td></tr><tr><td>相互援助積立金超過額</td><td>540　百万円</td></tr><tr><td>有価証券有税償却額</td><td>119　百万円</td></tr><tr><td>未払事業税</td><td>6　百万円</td></tr><tr><td>未払奨励金</td><td>92　百万円</td></tr><tr><td>その他</td><td>8　百万円</td></tr><tr><td>繰延税金資産小計</td><td>944　百万円</td></tr><tr><td>評価性引当額</td><td>△664　百万円</td></tr><tr><td>繰延税金資産合計(A)</td><td>280　百万円</td></tr><tr><td>繰延税金負債</td><td></td></tr><tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>△1,801　百万円</td></tr><tr><td>繰延税金負債合計(B)</td><td>△1,801　百万円</td></tr><tr><td>繰延税金負債の純額(A)＋(B)</td><td>△1,521　百万円</td></tr></table>（２）　法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因
法定実効税率　27.66%
（調整）
交際費等永久に損金に算入されない項目　0.41%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目　△10.48%
事業分量配当金　△10.44%
住民税均等割等　0.40%
評価性引当額の増減　8.62%
その他　0.05%
税効果会計適用後の法人税等の負担率　16.22%</td><td>（１）　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等
<table><tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr><tr><td>賞与引当金超過額</td><td>7　百万円</td></tr><tr><td>退職給付引当金超過額</td><td>177　百万円</td></tr><tr><td>相互援助積立金超過額</td><td>540　百万円</td></tr><tr><td>有価証券有税償却額</td><td>135　百万円</td></tr><tr><td>未払事業税</td><td>21　百万円</td></tr><tr><td>未払奨励金</td><td>91　百万円</td></tr><tr><td>その他</td><td>10　百万円</td></tr><tr><td>繰延税金資産小計</td><td>982　百万円</td></tr><tr><td>評価性引当額</td><td>△682　百万円</td></tr><tr><td>繰延税金資産合計(A)</td><td>300　百万円</td></tr><tr><td>繰延税金負債</td><td></td></tr><tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>△4,209　百万円</td></tr><tr><td>繰延税金負債合計(B)</td><td>△4,209　百万円</td></tr><tr><td>繰延税金負債の純額(A)＋(B)</td><td>△3,908　百万円</td></tr></table>（２）　法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因
法定実効税率　27.66%
（調整）
交際費等永久に損金に算入されない項目　0.36%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目　△5.71%
事業分量配当金　△6.72%
住民税均等割等　0.23%
評価性引当額の増減　0.88%
その他　△0.17%
税効果会計適用後の法人税等の負担率　16.53%</td></tr>
<tr><td>10．キャッシュ・フロー計算書に関する事項</td><td>キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。</td><td>キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。</td></tr>
</table>

財務諸表の適正性等にかかる確認

確　認　書

1　私は令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの事業年度に係るディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。

2　当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。

①　業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。

②　業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。

③　重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和６年７月１日

佐賀県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長　材木　洋幸

（注）財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、剰余金処分計算書、注記表を指しています。

会計監査人の監査

令和５年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、会計監査人の監査を受けております。

（会計監査人の名称）　みのり監査法人（令和6年7月末現在）
所在地　東京都港区芝5-29-11　G-BASE田町

経営指標等

最近５年間の主要な経営指標

（単位：百万円、人、％）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
経常収益	6,843	7,283	10,999	8,053	9,216
経常利益	875	945	5,263	1,031	1,941
当期剰余金	855	885	4,097	937	1,619
出資金	28,129	28,129	28,129	28,129	28,129
（出資口数）	(937,642)	(937,642)	(937,642)	(937,642)	(937,642)
純資産額	59,382	65,013	64,560	61,182	68,455
総資産額	823,865	822,582	854,900	837,743	782,054
貯金等残高	740,441	723,063	752,765	746,315	688,556
貸出金残高	128,042	142,902	143,918	118,011	92,866
有価証券残高	161,360	177,983	203,867	214,441	243,474
剰余金配当金額	692	761	999	903	752
・普通出資配当額	281	281	281	281	281
・事業分量配当額	411	480	718	422	471
職員数	91	90	98	95	93
単体自己資本比率	17.08	17.05	16.82	17.21	18.66

（注）「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成 18 年金融庁・農林水産省告示第２号）に基づき算出しております。

利益総括表

（単位：百万円、％）

	令和４年度	令和５年度	増　減
資金運用収支	1,254	1,699	445
役務取引等収支	79	75	△ 4
その他事業収支	719	578	△ 141
事業粗利益	2,053	2,354	300
（事業粗利益率）	(0.26)	(0.31)	(0.05)

（注）１．資金運用収支＝資金運用収益－（資金調達費用－金銭の信託運用見合費用）
２．役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用
３．その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用
４．事業粗利益＝資金運用収支+役務取引等収支+その他事業収支
５．事業粗利益率＝事業粗利益÷資金運用勘定平均残高×100

事業純益

（単位：百万円）

	令和４年度	令和５年度	増　減
事業純益	338	751	412
実質事業純益	634	969	334
コア事業純益	430	907	476
コア事業純益（投資信託解約損益を除く）	1,086	2,189	1,103

（注）１．事業純益＝事業収益－（事業費用－金銭の信託運用見合費用）－一般貸倒引当金繰入額
２．実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
３．コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益
国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用収支の内訳

（単位：百万円、％）

	令和４年度			令和５年度		
	平均残高	利　息	利回り	平均残高	利　息	利回り
資金運用勘定	787,169	5,104	0.65	766,634	5,585	0.73
うち預け金	454,189	2,229	0.49	440,883	1,989	0.45
有価証券	196,245	2,114	1.08	215,512	2,858	1.33
貸出金	136,730	761	0.56	110,234	737	0.56
資金調達勘定	792,658	3,970	0.50	771,091	4,006	0.52
うち貯金	763,935	3,967	0.52	749,379	4,006	0.53
譲渡性貯金	－	－	－	－	－	－
借入金	28,597	－	－	21,648	－	－
総資金利ざや	－	－	△ 0.02	－	－	0.03

（注）１．総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率
　　令和４年度　　0.65%　　0.67%
　　令和５年度　　0.73%　　0.70%
　２．預け金には受取奨励金･特別配当金を、貯金には支払奨励金を含んでいます。
　３．資金調達勘定計の平均残高及び利息は金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

受取・支払利息の増減額

（単位：百万円）

	令和４年度増減額	令和５年度増減額
受　取　利　息	△ 891	480
うち　預　け　金	△ 344	△ 239
有　価　証　券	△ 495	744
貸　出　金	△ 50	△ 24
支　払　利　息	△ 91	34
うち　貯　金	△ 48	38
譲　渡　性　貯　金	－	－
借　用　金	－	－
差　　引	△ 799	445

（注）１．増減額は前年度対比です。
　２．預け金には受取奨励金･特別配当金を、貯金には支払奨励金を含んでいます。
　３．支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

利益率

（単位：％）

	令和４年度	令和５年度	増　減
総資産経常利益率	0.12	0.23	0.11
純資産経常利益率	1.80	3.35	1.55
総資産当期純利益率	0.11	0.19	0.08
純資産当期純利益率	1.63	2.80	1.17

（注）１．総資産経常利益率＝経常利益÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×１００
　２．純資産経常利益率＝経常利益÷純資産勘定平均残高×１００
　３．総資産当期純利益率＝当期剰余金÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×１００
　４．純資産当期純利益率＝当期剰余金÷純資産勘定平均残高×１００

貯貸率・貯証率

（単位：％）

		令和４年度	令和５年度	増　減
貯貸率	期　末	15.81	13.48	△ 2.33
	期中平均	17.89	14.71	△ 3.18
貯証率	期　末	28.73	35.36	6.63
	期中平均	25.69	28.76	3.07

貯　　金

貯金に関する指標

（科目別貯金平均残高）

（単位：百万円、％）

	令和４年度	令和５年度	増　減
流動性貯金	17,185（ 2.2）	19,940（ 2.7）	2,754
定期性貯金	746,545（ 97.7）	729,223（ 97.3）	△ 17,322
その他の貯金	204（ 0.0）	215（ 0.0）	11
計	763,935（100.0）	749,379（100.0）	△ 14,556
譲渡性貯金	－（ －）	－（ －）	－
合計	763,935（100.0）	749,379（100.0）	△ 14,556

（注）１．流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋通知貯金
　　２．定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
　　３．（ ）内は構成比です。

（定期貯金残高）

（単位：百万円、％）

	令和４年度	令和５年度	増　減
定期貯金	724,551（100.0）	671,215（100.0）	△ 53,335
うち固定金利定期	724,551（100.0）	671,215（100.0）	△ 53,335
変動金利定期	－（ －）	－（ － ）	－

（注）１．固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
　　２．変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
　　３．（ ）内は構成比です。

為替業務

内国為替の取扱実績

（単位：件、百万円）

種類		令和４年度		令和５年度	
		仕　向	被仕向	仕　向	被仕向
送金・振込	（件数）	（83,430）	（42,225）	（86,557）	（41,772）
	金額	193,814	433,465	184,197	396,810
代金取立	（件数）	（25）	（－）	（－）	（－）
	金額	79	－	－	－
雑為替	（件数）	（2,144）	（2,874）	（1,904）	（2,960）
	金額	2,635	4,264	1,830	3,122

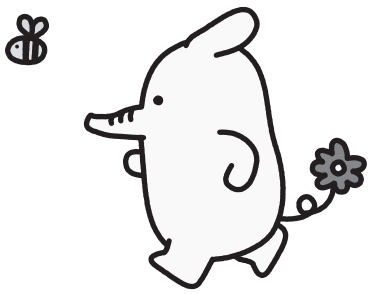

貸　出　金

貸出金等に関する指標

（科目別貸出金平均残高）

（単位：百万円）

	令和４年度	令和５年度	増　減
手形貸付	226	226	△ 0
証書貸付	136,156	109,641	△ 26,514
当座貸越	346	366	19
割引手形	－	－	－
合計	136,730	110,234	△ 26,495

（貸出金の金利条件別内訳残高）

（単位：百万円、％）

	令和４年度	令和５年度	増　減
固定金利貸出	89,990（ 76.3）	68,434（ 73.7）	△ 21,556
変動金利貸出	28,021（ 23.7）	24,432（ 26.3）	△ 3,588
合計	118,011（100.0）	92,866（100.0）	△ 25,144

（注）　（　）内は構成比です。

（貸出金の担保別内訳残高）

（単位：百万円）

	令和４年度	令和５年度	増　減
貯金等	226	226	－
有価証券	－	－	－
動産	113	124	10
不動産	1,487	1,058	△ 429
その他担保物	－	－	－
計	1,828	1,409	△ 418
農業信用基金協会保証	29	22	△ 7
その他保証	91	177	85
計	120	199	78
信用	116,062	91,257	△ 24,804
合計	118,011	92,866	△ 25,144

（債務保証の担保別内訳残高）

（単位：百万円）

	令和４年度	令和５年度	増　減
貯金等	－	－	－
有価証券	－	－	－
動産	－	－	－
不動産	68	51	△ 16
その他担保物	－	－	－
計	68	51	△ 16
信用	457	431	△ 25
合計	525	483	△ 41

貸出金の使途別内訳残高

（単位：百万円、％）

	令和４年度	令和５年度	増　減
設　備　資　金	16,350（ 13.9）	11,598（ 12.5）	△ 4,752
運　転　資　金	101,661（ 86.1）	81,268（ 87.5）	△ 20,392
合　　計	118,011（100.0）	92,866（100.0）	△ 25,144

（注）（　）内は構成比です。

営農類型別貸出金残高

（単位：百万円）

種　　類	令和４年度	令和５年度	増　減
農　　業	－	－	－
うち耕作	5	17	11
野菜・園芸	15	33	17
果樹・樹園農業	5	4	△ 1
工芸作物	－	－	－
養豚・肉牛・酪農	72	78	5
養鶏・養卵	6	3	△ 3
養蚕	－	－	－
その他農業	－	－	－
農業関連団体等	4,310	5,725	1,414
合　　計	4,416	5,860	1,444

（注）１．農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関係団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。
２．「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられていない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
３．「農業関連団体等」には、ＪＡ及び専門農協とそれらの子会社が含まれています。

資金種類別貸出金残高

（単位：百万円）

種　　類	令和４年度	令和５年度	増　減
プロパー資金	679	697	17
農業制度資金	3,736	5,163	1,426
うち農業近代化資金	3,736	5,163	1,427
その他制度資金	0	－	△ 0
合　　計	4,416	5,860	1,444

（注）１．プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
２．農業制度資金には、①地方公共団体が直接的又は間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
３．その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーＳ資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

受託貸付金残高

（単位：百万円）

受　　託　　先	令和４年度	令和５年度	増　減
株式会社日本政策金融公庫（農林水産事業）	5,855	6,241	385
株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業）	5	3	△ 1
独立行政法人住宅金融支援機構	1,138	968	△ 170
独立行政法人福祉医療機構	15	12	△ 2
合　　計	7,014	7,225	211

農協法及び金融再生法に基づく開示債権

（単位：百万円）

区分	令和４年度					令和５年度				
	債権額	保全額				債権額	保全額			
		担保	保証	引当	合計		担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
危険債権	55	12	0	23	36	84	23	－	42	66
要管理債権	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
三月以上延滞債権	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
貸出条件緩和債権	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
小計	55	12	0	23	36	84	23	－	42	66
正常債権	118,524	－	－	－	－	93,316	－	－	－	－
合計	118,579	12	0	23	36	93,400	23	－	42	66

貸倒引当金及びJAバンク支援積立金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

区分	令和４年度					令和５年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	371	296	－	371	296	296	217	－	296	217
個別貸倒引当金	31	23	1	29	23	23	42	－	23	42
計	403	320	1	401	320	320	260	－	320	260
JAバンク支援積立金	1,953	－	－	－	1,953	1,953	－	－	－	1,953
合計	2,357	320	1	401	2,273	2,273	260	－	320	2,214

貸出金償却の額

（単位：百万円）

	令和４年度	令和５年度
貸出金償却額	―	―

（注）貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。なお、５年度は相殺は行っておりません。

元本補填契約のある信託にかかる貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

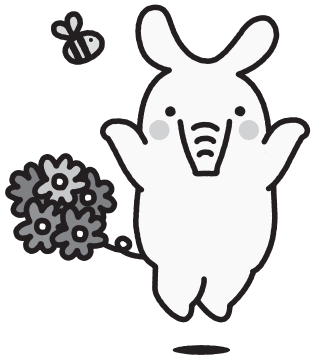

有価証券

有価証券に関する指標

（種類別有価証券平均残高）

（単位：百万円）

	令和４年度	令和５年度	増　減
国債	72,828	83,609	10,781
地方債	7,020	1,366	△ 5,653
政府保証債	－	－	－
金融債	－	－	－
短期社債	－	－	－
社債	53,085	60,510	7,424
外国証券	35,664	35,820	155
株式	3,450	3,987	537
受益証券	22,946	28,972	6,025
投資証券	1,249	1,246	△ 3
合計	196,245	215,512	19,266

（商品有価証券種類別平均残高）

該当する取引はありません。

（有価証券残存期間別残高）

（単位：百万円）

	１年以下	１年超３年以下	３年超５年以下	５年超７年以下	７年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合　計
令和４年度								
国債	4,013	4,154	6,575	2,239	1,149	55,674	－	73,806
地方債	－	－	－	－	1,646	4,574	－	6,220
政府保証債	－	－	－	－	－	－	－	－
金融債	－	－	－	－	－	－	－	－
短期社債	－	－	－	－	－	－	－	－
社債	1,603	2,607	12,227	4,676	15,760	17,782	－	54,658
株式	－	－	－	－	－	－	9,363	9,363
外国証券	5,946	4,626	10,494	7,855	6,355	6,462	－	41,739
受益証券	2,809	1,588	2,365	4,308	6,147	518	9,568	27,306
投資証券	－	－	－	－	－	－	1,345	1,345
令和５年度								
国債	－	4,181	4,312	1,118	1,092	66,352	－	77,057
地方債	－	－	－	－	－	－	－	－
政府保証債	－	－	－	－	－	－	－	－
金融債	－	－	－	－	－	－	－	－
短期社債	－	－	－	－	－	－	－	－
社債	1,501	6,025	3,971	3,932	28,174	18,451	－	62,057
株式	－	－	－	－	－	－	16,077	16,077
外国証券	2,944	6,321	14,027	4,614	6,467	8,422	－	42,797
受益証券	434	1,082	3,723	6,099	7,607	920	24,281	44,149
投資証券	－	－	－	－	－	－	1,335	1,335

有価証券等の時価情報

（有価証券）

売買目的有価証券

売買目的として保有している有価証券はありません。

満期保有目的の債券

満期保有目的として保有している有価証券はありません。

その他有価証券

（単位：百万円）

		令和４年度			令和５年度		
		取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	3,303	9,161	5,858	4,554	15,940	11,385
	債券 国債	38,694	39,845	1,151	18,931	19,454	522
	債券 地方債	－	－	－	－	－	－
	債券 社債	12,050	12,111	60	16,155	16,315	160
	債券 外国証券	29,104	32,724	3,620	30,599	36,087	5,488
	その他	17,199	18,327	1,128	20,894	26,549	5,654
	小計	100,352	112,170	11,817	91,135	114,347	23,211
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	212	201	△ 10	150	137	△ 13
	債券 国債	36,539	33,960	△ 2,578	63,139	57,603	△ 5,535
	債券 地方債	6,685	6,220	△ 464	－	－	－
	債券 社債	43,822	42,547	△ 1,274	46,756	45,741	△ 1,015
	債券 外国証券	9,356	9,015	△ 341	6,843	6,709	△ 134
	その他	11,177	10,325	△ 852	19,950	18,935	△ 1,015
	小計	107,793	102,270	△ 5,522	136,841	129,127	△ 7,713
合計		208,145	214,441	6,295	227,977	243,474	15,497

（注）貸借対照表計上額は、当年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。

（金銭の信託）

運用目的の金銭の信託

運用目的として保有している金銭の信託はありません。

満期保有目的の金銭の信託

満期保有目的として保有している金銭の信託はありません。

その他の金銭の信託

（単位：百万円）

	令和４年度					令和５年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	27,933	27,534	398	1,360	961	21,301	21,340	△ 39	329	368

（注）「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ差額の内訳であります。

（デリバティブ取引等）

金利関連取引

（単位：百万円）

区分			令和４年度			令和５年度		
			契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	売建	－	－	－	－	－	－
		買建	－	－	－	－	－	－
	金利オプション	売建	－	－	－	－	－	－
		買建	－	－	－	－	－	－
店頭	金利スワップ	受取固定支払変動	－	－	－	－	－	－
		受取変動支払固定	－	－	－	－	－	－
	金利オプション	売建	－	－	－	－	－	－
		買建	－	－	－	－	－	－
合計			－	－	－	－	－	－

通貨関連取引

（単位：百万円）

区分			令和４年度			令和５年度		
			契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	売建	－	－	－	－	－	－
		買建	－	－	－	－	－	－
	通貨オプション	売建	－	－	－	－	－	－
		買建	－	－	－	－	－	－
店頭	通貨スワップ		－	－	－	－	－	－
	為替予約	売建	－	－	－	－	－	－
		買建	－	－	－	－	－	－
合計			－	－	－	－	－	－

株式関連取引

（単位：百万円）

区分			令和４年度			令和５年度		
			契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
取引所	株価指数先物	売建	－	－	－	－	－	－
		買建	－	－	－	－	－	－
	株価指数オプション	売建	－	－	－	－	－	－
		買建	－	－	－	－	－	－
合計			－	－	－	－	－	－

債券関連取引

（単位：百万円）

区分			令和４年度			令和５年度		
			契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
取引所	債券先物	売建	－	－	－	－	－	－
		買建	－	－	－	－	－	－
	債券先物オプション	売建	－	－	－	－	－	－
		買建	－	－	－	－	－	－
店頭	債券店頭オプション	売建	－	－	－	－	－	－
		買建	－	－	－	－	－	－
合計			－	－	－	－	－	－

自己資本の充実の状況

自己資本の充実の状況

◆自己資本の状況

○自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保の増加に努めるとともに、不良債権処理および業務の効率化等に取り組んだ結果、令和６年３月末における自己資本比率は、１８．６６％となりました。

当会は、まず規制対応及び事業継続を確保する目的から、法令で定められた要件に基づき規制上の自己資本比率を算出し、規制資本を把握、管理することにより自己資本充実度の評価を行っています。

具体的には、「規制資本管理規程」を定め、信用リスク・アセット額については標準的手法及び信用リスク削減手法、オペレーショナル・リスク相当額については、基礎的手法を採用して、自己資本比率を算出し、モニタリングを実施するほか、所要自己資本額の充実度を評価するため、毎月ストレス・テストを行っています。自己資本比率が一定の水準を下回るもしくは下回る可能性が高い等の場合は、自己資本増強等の実行可能な対応策を検討し、対応する体制を構築しています。

○経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金により調達しています。

普通出資金

項　目	内　容
発行主体	佐賀県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本にかかる基礎項目に算入した額	２８１億円

当会では、将来的な信用リスクや金利リスクの増加に備え、安定した経営基盤を構築するため、収益力強化による内部留保の充実に努めるなど自己資本増強への取組みを進めています。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。



○自己資本の構成

（単位：百万円）

項　　目	令和４年度	経過措置による不算入額	令和５年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目　　（1）				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	55,586		56,453	
うち、出資金及び資本準備金の額	28,129		28,129	
うち、再評価積立金の額	－		－	
うち、利益剰余金の額	28,160		29,076	
うち、外部流出予定額（△）	703		752	
うち、処分未済持分の額	－		－	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,249		2,171	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	2,249		2,171	
うち、適格引当金コア資本算入額	－		－	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－		－	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－		－	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－		－	
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	57,835		58,624	
コア資本に係る調整項目　　（2）				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	2		2	
うち、のれんに係るものの額	－		－	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	2		2	
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－		－	
適格引当金不足額	－		－	
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	－		－	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－		－	
前払年金費用の額	－		－	
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－		－	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－		－	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－		－	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	－		－	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－		－	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－		－	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－		－	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	－		－	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－		－	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－		－	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－		－	
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	2		2	
自己資本				
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）	57,833		58,621	
リスク・アセット等　　（3）				
信用リスク・アセットの額の合計額	332,062		310,443	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	－		－	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	－		－	
うち、上記以外に該当するものの額	－		－	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	3,817		3,579	
信用リスク・アセット調整額	－		－	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－		－	
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	335,879		314,022	
自己資本比率				
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	17.21%		18.66%	

（注）１．　農協法第１１条の２第１項第１号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準にかかる算式に基づき算出しています。
　　なお、当会は国内基準を採用しています。
２．　当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
　　基礎的手法とは、１年間の粗利益に０．１５を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。
　　なお、１年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債権売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

◆自己資本の充実度に関する事項

○信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

（単位：百万円）

信用リスク・アセット	令和４年度			令和５年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	239	－	－	225	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	85,274	－	－	82,180	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	21,281	－	－	20,774	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	46,249	－	－	37,038	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	567	113	4	567	113	4
我が国の政府関係機関向け	3,452	690	27	3,460	692	27
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	460,969	89,330	3,573	401,875	78,356	3,134
法人等向け	108,954	59,498	2,379	99,309	49,604	1,984
中小企業等向け及び個人向け	47	35	1	27	20	0
抵当権付住宅ローン	77	27	1	190	66	2
不動産取得等事業向け	288	264	10	306	287	11
三月以上延滞等	－	－	－	－	－	－
取立未済手形	9	1	0	51	10	0
信用保証協会等による保証付	27	2	0	20	2	0
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
出資等	8,634	8,634	345	8,599	8,599	343
（うち出資等のエクスポージャー）	8,634	8,634	345	8,599	8,599	343
（うち重要な出資のエクスポージャー）	－	－	－	－	－	－
上記以外	57,668	144,613	5,784	57,193	139,446	5,577
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	17,845	44,613	1,784	16,824	42,061	1,682
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	36,239	90,598	3,623	36,239	90,598	3,623
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	279	699	27	300	752	30
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	－	－	－	－	－	－
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	－	－	－	－	－	－
（うち上記以外のエクスポージャー）	3,303	8,702	348	3,828	8,254	330
証券化	－	－	－	－	－	－
（うちＳＴＣ要件適用分）	－	－	－	－	－	－
（うち非ＳＴＣ要件適用分）	－	－	－	－	－	－
再証券化	－	－	－	－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	41,480	28,850	1,154	58,836	33,242	1,329
（うちルックスルー方式）	41,480	28,850	1,154	58,836	33,242	1,329
（うちマンデート方式）	－	－	－	－	－	－
（うち蓋然性方式250%）	－	－	－	－	－	－
（うち蓋然性方式400%）	－	－	－	－	－	－
（うちフォールバック方式）	－	－	－	－	－	－
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	－	－	－	－	－	－
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	－	－	－	－	－	－
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	835,221	332,062	13,282	770,658	310,443	12,417
CVAリスク相当額÷8%	－	－	－	－	－	－
中央清算機関関連エクスポージャー	－	－	－	－	－	－
合計（信用リスクアセットの額）	835,221	332,062	13,282	770,658	310,443	12,417

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除した額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除した額	所要自己資本額
	a	b=a×4%	a	b=a×4%
	3,817	152	3,579	143

所要自己資本額	リスク・アセット等（分母）合計	所要自己資本額	リスク・アセット等（分母）合計	所要自己資本額
	a	b=a×4%	a	b=a×4%
	335,879	13,435	314,022	12,560

（注）１．「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
２．「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
３．「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが１５０％になったエクスポージャーのことです。
４．「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
５．「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
６．「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金にかかる経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
７．「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
８．オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）×１５%）の直近３年間の合計額}}{\text{直近３年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

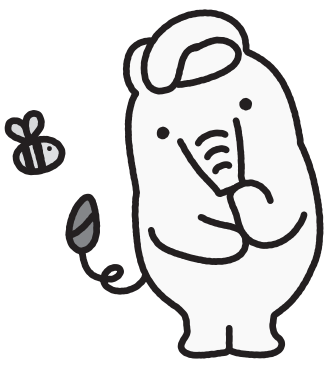

信用リスクに関する事項

◆リスク管理の方針及び手続の概要

○　当会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢として、リスク管理に関する規程類を整備しています。

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し損失を被るリスクのことです。当会は信用リスクを、極めて重要な収益源と位置付け、主体的にリスクテイクを行うとともに、効率的な信用リスクポートフォリオを構築し、安定的な収益の確保を目指しています。

このため、信用リスク取引にかかる方針の策定（企画）、与信状況のモニタリング、個別案件の審査、執行の担当セクションが、それぞれ組織的に分離・独立し、相互に牽制し合うことにより、十全なリスクマネジメントを行うこととしており、信用リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢として、「信用リスクマネジメント規程」を制定しています。

また、理事長、常務、各部長、監査室長をもって構成するリスク管理委員会を半期ごと（必要に応じて随時）に開催し、基本方針やリスク内容について審議しています。

○　当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却・引当要領」に基づき計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む）に相当する債権については、債務者区分毎に分類し、貸倒実績率等に基づき算定した額を計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りにかかるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアーで按分した金額と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

◆標準的手法に関する事項

当会では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

○　リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（Ｒ＆Ｉ）
株式会社日本格付研究所（ＪＣＲ）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Ｍｏｏｄｙ’ｓ）
Ｓ＆Ｐグローバル・レーティング（Ｓ＆Ｐ）
フィッチレーティングスリミテッド（Ｆｉｔｃｈ）

○　リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

◆信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和４年度					令和５年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
地域別	国内	766,444	122,138	159,412	－	－	685,565	96,874	156,769	－	－
	国外	27,296	－	27,296	－	－	26,256	－	26,256	－	－
地域別残高計		793,741	122,138	186,709	－	－	711,821	96,874	183,025	－	－
業種別 法人	農業	129	129	－	－	－	257	257	－	－	－
	林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業	22,906	5,218	14,771	－	－	23,546	4,534	16,095	－	－
	鉱業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設・不動産業	11,829	3,320	7,248	－	－	15,021	3,452	10,342	－	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	18,464	4,002	14,445	－	－	18,666	4,002	14,647	－	－
	運輸・通信業	11,954	438	9,886	－	－	12,417	934	9,855	－	－
	金融・保険業	555,301	62,514	19,792	－	－	480,032	40,473	20,269	－	－
	卸売・小売・飲食・サービス業	10,700	3,738	6,217	－	－	10,052	1,549	7,759	－	－
	日本国政府・地方公共団体	129,783	39,024	90,759	－	－	119,218	36,505	82,713	－	－
	上記以外	28,702	3,050	23,588	－	－	27,990	4,501	21,341	－	－
	個人	699	699	－	－	－	663	663	－	－	－
	その他	3,269	－	－	－	－	3,953	－	－	－	－
業種別残高計		793,741	122,138	186,709	－	－	711,821	96,874	183,025	－	－
残存期間別	１年以下	472,596	27,872	10,145	－		401,557	16,795	3,931	－	
	１年超３年以下	44,894	33,868	11,025	－		31,601	15,729	15,872	－	
	３年超５年以下	42,293	14,181	28,112	－		31,796	12,413	19,382	－	
	５年超７年以下	26,014	11,824	14,189	－		20,227	11,054	9,173	－	
	７年超１０年以下	36,501	11,079	25,421	－		46,434	10,698	35,736	－	
	１０年超	118,625	20,810	97,814	－		127,868	28,938	98,929	－	
	期限の定めのないもの	52,815	2,501	0	－		52,335	1,245	0	－	
残存期間別残高計		793,741	122,138	186,709	－		711,821	96,874	183,025	－	
平均残高計		854,986	137,235	168,598	－		833,313	110,743	181,306	－	

（注）１．信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
２．「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
３．「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
４．「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
５．「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

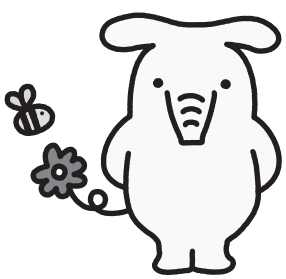

◆貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

	令和４年度					令和５年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	371	296	－	371	296	296	217	－	296	217
個別貸倒引当金	31	23	1	29	23	23	42	－	23	42

○業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

（単位：百万円）

		令和４年度						令和５年度					
		個別貸倒引当金					貸出金償却	個別貸倒引当金					貸出金償却
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	
				目的使用	その他					目的使用	その他		
地域別計	国内	31	23	1	29	23	－	23	42	－	23	42	－
	国外	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	地域別計	31	23	1	29	23	－	23	42	－	23	42	－
法人	農業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	鉱業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設・不動産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	運輸・通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	金融・保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	卸売・小売・飲食・サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個人		31	23	1	29	23	－	23	42	－	23	42	－
業種別計		31	23	1	29	23	－	23	42	－	23	42	－

（注）１．一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。
２．貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を記載しています。
３．当会では国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。

◆信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

（単位：百万円）

		令和４年度			令和５年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	－	167,591	167,591	－	150,557	150,557
	10%	－	27	27	－	20	20
	20%	16,788	450,682	467,470	22,589	395,863	418,453
	35%	－	77	77	－	190	190
	50%	71,618	－	71,618	58,252	4,500	62,752
	75%	－	47	47	－	27	27
	100%	14,429	18,115	32,544	10,946	15,509	26,455
	150%	－	－	－	－	－	－
	250%	－	54,364	54,364	－	53,364	53,364
	その他	－	－	－	－	－	－
	1250%	－	－	－	－	－	－
合計		102,835	690,905	793,741	91,788	620,033	711,821

（注）１．信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
２．「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
３．経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
４．1250%には、非同時決済取引にかかるもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額にかかるもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスク削減手法に関する事項

◆信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもとに定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

○適格金融資産担保付取引

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当会では、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

○保証

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

○貸出金と自会貯金の相殺

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

○信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：百万円）

	令和４年度			令和５年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け	153	－	－	164	4,500	－
中小企業等向け及び個人向け	－	－	－	－	－	－
抵当権付住宅ローン	－	－	－	－	－	－
不動産取得等事業向け	－	－	－	－	－	－
三月以上延滞等	－	－	－	－	－	－
証券化	－	－	－	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－	－	－	－
上記以外	－	－	－	13	－	－
合計	153	－	－	178	4,500	－

（注）１．「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

２．「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが１５０％になったエクスポージャーのことです。

３．「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

４．「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

５．「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

◆派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が５営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡しまたは資金の支払いを行う取引です。

当会では、派生商品取引については、ヘッジ目的のために実施しており、「信用リスクマネジメント規程」に基づきリスク管理委員会において与信限度額について審議し、ロスカットルールを設けてリスク管理を行っています。

なお、リスク資本の割当についての方針は、別段定めておりません。

◆派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

	令和４年度	令和５年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

令和４年度

（単位：百万円）

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債券	その他	
(1)外国為替関連取引	－	－	－	－	－	－
(2)金利関連取引	－	－	－	－	－	－
(3)金関連取引	－	－	－	－	－	－
(4)株式関連取引	－	－	－	－	－	－
(5)貴金属(金を除く)関連取引	－	－	－	－	－	－
(6)その他コモディティ関連取引	－	－	－	－	－	－
(7)クレジット・デリバティブ	－	－	－	－	－	－
派生商品合計	－	－	－	－	－	－
長期決済期間取引	－	－	－	－	－	－
一括清算ネッティング契約による与信相当額削減効果(▲)		－				－
合　計	－	－	－	－	－	－

令和５年度

（単位：百万円）

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債券	その他	
(1)外国為替関連取引	－	－	－	－	－	－
(2)金利関連取引	－	－	－	－	－	－
(3)金関連取引	－	－	－	－	－	－
(4)株式関連取引	－	－	－	－	－	－
(5)貴金属(金を除く)関連取引	－	－	－	－	－	－
(6)その他コモディティ関連取引	－	－	－	－	－	－
(7)クレジット・デリバティブ	－	－	－	－	－	－
派生商品合計	－	－	－	－	－	－
長期決済期間取引	－	－	－	－	－	－
一括清算ネッティング契約による与信相当額削減効果(▲)		－				－
合　計	－	－	－	－	－	－

（注）１．「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし０を下回らない）をいいます。

２．「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

３．「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

◆与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

◆信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

◆リスク管理の方針及び手続の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部または全部が証券化エクスポージャーである取引にかかるエクスポージャーのことです。

当会における証券化エクスポージャー・再証券化エクスポージャーについて、現在保有しているものはありませんが、取得する際には、信用リスク及び市場リスクの枠組みの中で適切にリスク管理を行うこととしております。

◆体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーに該当する取引はなく、現時点では体制の整備を行っておりません。

◆信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

証券化エクスポージャーに該当する取引はなく、現時点では方針の制定を行っておりません。

◆信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

◆当会が証券化目的導管体を用いて行った第三者の資産にかかる証券化取引

該当する取引はありません。

◆当会が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有している子会社等及び関連法人等

該当する取引はありません。

◆証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品にかかる会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

なお、該当する取引はありません。

◆証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（Ｒ＆Ｉ）
株式会社日本格付研究所（ＪＣＲ）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Ｍｏｏｄｙ’ｓ）
Ｓ＆Ｐグローバル・レーティング（Ｓ＆Ｐ）
フィッチレーティングスリミテッド（Ｆｉｔｃｈ）

◆内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため、該当しません。

◆当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

◆当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

◆リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務遂行に伴って受動的に発生するリスクで事務リスク、法務リスク、システムリスク、人的リスク、有形資産リスク、情報漏洩等リスク、系統組織の経営リスク、風評リスク、業務継続リスクのことです。

当会では、「オペレーショナル・リスク管理規程」を制定し、金融機関にとって健全性を測る指標として極めて重要な開示項目である自己資本比率の適正な算出に向けて、また、統合的なリスク管理態勢を構築するためにオペレーショナル・リスク量を年１回算出し、リスク管理委員会及び理事長へ報告するなどの管理を行っています。

◆オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。

基礎的手法とは、１年間の粗利益に０.１５を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、１年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用費用を加算して算出します。

出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

◆出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。

○その他有価証券として区分される株式

その他有価証券として区分される株式については、信用リスク及び市場リスクの枠組みの中で適切にリスク管理を行っています。

詳細については、「信用リスクに関する事項」の「リスク管理の方針及び手続の概要」及び「金利リスクに関する事項」の「リスク管理の方針及び手続の概要」に記載しています。

○外部出資勘定の株式または出資

外部出資勘定の株式または出資については、信用リスク管理の枠組みの中で適切に管理を行っています。詳細については、「信用リスクに関する事項」の「リスク管理の方針及び手続の概要」に記載しています。

◆出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

	令和４年度		令和５年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上　　場	9,363	9,363	16,077	16,077
非 上 場	38,920	38,920	38,920	38,920
合　　計	48,284	48,284	54,997	54,997

（注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

◆出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

（単位：百万円）

令和４年度			令和５年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
－	－	－	－	－	－

◆貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式･出資の評価損益等）

（単位：百万円）

令和４年度		令和５年度	
評　価　益	評　価　損	評　価　益	評　価　損
5,858	10	11,385	13

◆貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

（単位：百万円）

令和４年度		令和５年度	
評　価　益	評　価　損	評　価　益	評　価　損
－	－	－	－

◆リスク･ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	令和４年度	令和５年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	41,480	58,836
マンデート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	－	－

金利リスクに関する事項

◆リスク管理の方針および手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。

金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

○リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当会は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

○金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

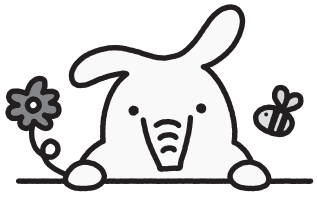

◆金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（⊿EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

○流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、当会では、①過去５年の最低残高、②過去５年の最大年間流出量を現在残高から差し引いた残高、③現在高の50％相当額のうち、最小の額を上限とし、０～５年の期間に振り分けて（平均残存期間2.5年）リスク量を算定しています。

○流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

○流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

○固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済定期貯金の早期解約について考慮していません。

○複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

○スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

○内部モデルの使用等、⊿EVEおよび⊿NIIに重大な影響をおよぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明

内部モデルは使用しておりません。

○計算値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◆⊿EVEおよび⊿NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

○金利ショックに関する説明

経済資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

○金利ショックに関する説明リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる⊿EVEおよび⊿NIIと大きく異なる点

特段ありません。

◆金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB１：金利リスク

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		⊿EVE		⊿NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	20,235	18,862	1,687	1,964
2	下方パラレルシフト	0	0	△ 307	△ 51
3	スティープ化	14,714	13,823		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	2,428	2,292		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	20,235	18,862	1,687	1,964
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	58,621		57,833	

12 沿革・歩み

昭和23年 8月	佐賀県信用農業協同組合連合会設立 所在地 佐賀市城内　会員数 133組合 出資金 834万円
29年 4月	農林漁業金融公庫の業務受託
31年12月	農業改良資金の事務取扱開始
33年12月	県内農協貯金100億円達成
37年12月	信連貯金残高100億円達成
38年 2月	住宅金融公庫の業務受託
40年 2月	佐賀県農協貯金者保護制度発足
47年12月	県内農協貯金1,000億円達成
48年 9月	農水産業協同組合貯金保険制度発足
49年 4月	農協信用事業相互援助制度発足
50年12月	信連貯金残高1,000億円達成
52年10月	㈱九州地区農協 オンラインセンターを設立
54年 2月	全国銀行内国為替制度に加盟
59年 3月	全国農協貯金ネットサービス取扱開始
60年12月	県内農協貯金5,000億円達成
61年12月	国債等窓販業務開始
62年 3月	系統自動決済サービス開始
63年 7月	㈱信用情報センターに加盟
平成 2年11月	日銀歳入金受入事務取扱開始
3年 2月	CDオンライン提携 全国キャッシュサービス開始
3年12月	信連貯金残高5,000億円達成
4年 2月	サンデーバンキング開始
4年 4月	新愛称として「JA」を導入
5年 4月	九州金融ネットワークのサービス開始
6年11月	県内農協貯金7,000億円達成
8年 2月	㈱九州地区農協オンラインセンター 新システム稼動
9年 9月	ホリデーバンキング開始
10年 8月	信連創立50周年（8月14日）
10年10月	系統信用事業の愛称として 「JAバンク」を導入
11年 8月	投信窓販業務の開始
12年 5月	ファームバンキング開始
12年 5月	郵貯とのATMオンライン提携開始
13年 1月	デビットカードサービス開始
13年10月	日銀歳入金復代理店事務取扱開始
平成13年11月	「JAネットバンク」サービス開始
14年 1月	「JAバンクシステム」スタート
14年12月	系統信用格付システム導入
15年 6月	個人向け国債の取扱開始
15年12月	信連貯金残高6,000億円達成
16年 5月	JASTEMシステムへ移行
16年 5月	マルチペイメントネットワーク サービス開始
16年 6月	経営管理委員会制度導入
17年 6月	印鑑照会システム稼動
17年11月	セブン銀行とのATMオンライン 提携開始
17年12月	県内農協貯金8,000億円達成
18年10月	「ICキャッシュカード」発行
20年 3月	県内ATMのIC化完了
20年 7月	「JAバンクのCD・ATM 入出金手数料の終日無料化」開始
20年10月	JAバンク佐賀ローンセンター開設
22年 4月	ゆうちょ銀行及びJFマリンバンク とのATM手数料無料化提携開始
23年 5月	JASTEM新システムへ移行
23年 7月	農業金融課設置
24年 4月	事務集中課設置
26年 4月	年金・相続相談センター設置
26年12月	県内農協貯金9,000億円達成
26年12月	信連貯金残高7,000億円達成
28年 4月	農業金融支援センター設置
29年 2月	新JA会館に事務所移転
29年 3月	次期JASTEM窓口端末機等更改
29年12月	県内農協貯金1兆円達成
29年12月	信連貯金残高8,000億円達成
30年 4月	年金・資産形成サポートセンター設置
30年10月	JASTEMシステム基盤更改
令和 元年12月	「JAバンクアプリ」リリース
2年 3月	新型コロナウイルス感染症対策 緊急資金の取扱開始
3年 9月	「JAバンク佐賀優遇プログラム」導入
4年 6月	JA住宅ローン2,000億円達成
5年 8月	信連創立75周年（8月14日）
5年 9月	「貸出システム」導入

13 県内ＪＡ店舗体制

ＪＡバンク佐賀では、県内の各市町村を事業区域とする４ＪＡと県域を事業区域とする信連のネットワークによって、組合員をはじめ地域の皆さまへより良いサービスの提供を行っています。

県内ＪＡの店舗（令和6年7月31日現在）

（単位：数、台）

ＪＡ名		所　在　地	ＴＥＬ	店舗数	自動化機器設置台数	移動店舗車両台数
ＪＡさが	本所	840-0803 佐賀市栄町3番32号	0952-25-5370	49	83	0
JA佐賀市中央	本店	840-0801 佐賀市駅前中央1丁目3番1号	0952-23-8556	1	1	0
ＪＡからつ	本所	849-5131 唐津市浜玉町浜崎598番地1	0955-70-5225	10	22	1
ＪＡ伊万里	本所	848-0027 伊万里市立花町1290番地1	0955-23-5556	8	9	1
			合　計	68	115	2

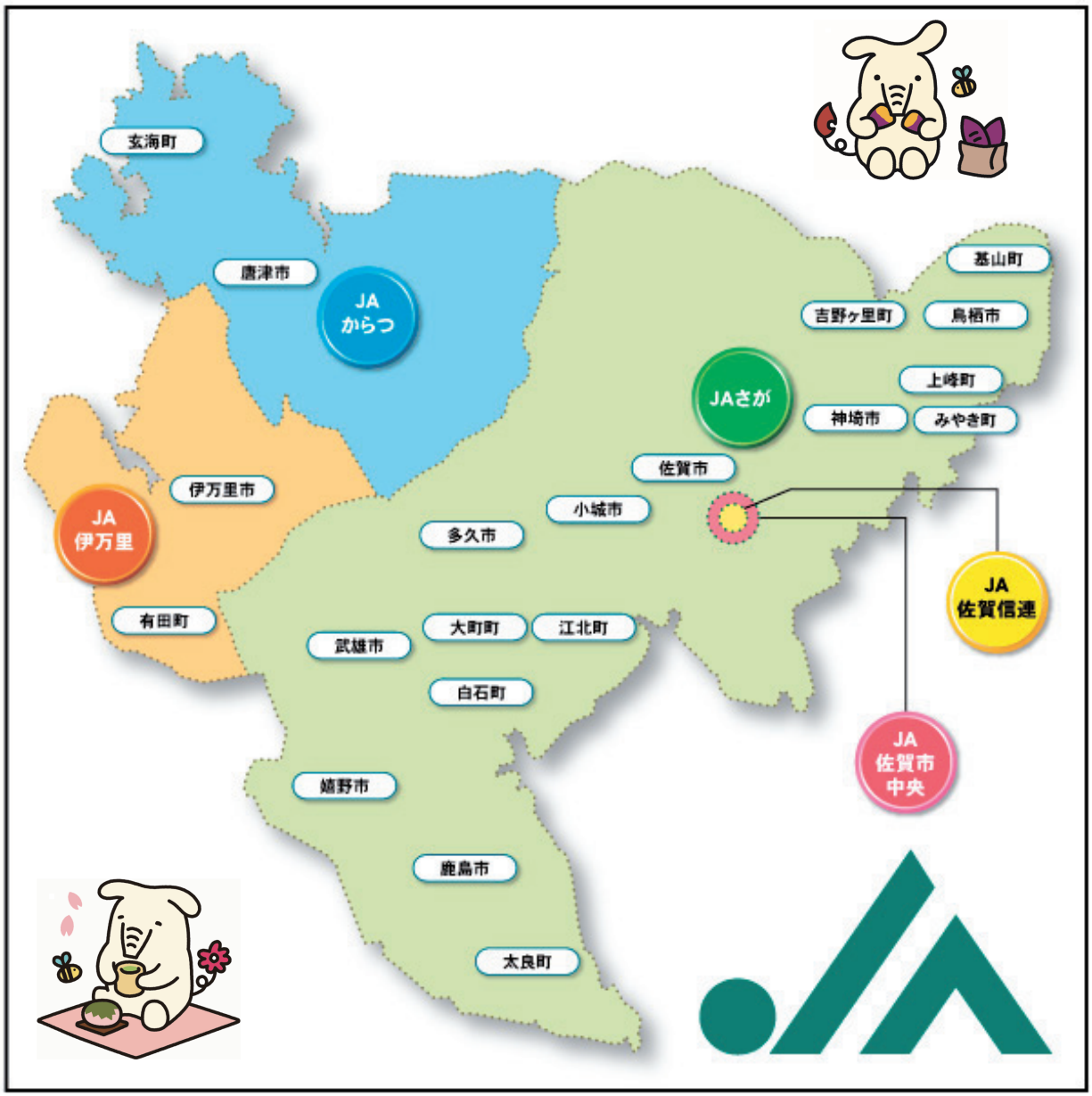

14 索　引

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第54条の3に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに記載しております。

単体開示項目（農業協同組合法施行規則第204条関連）	ページ
1　概況及び組織に関する事項	
（1）業務の運営の組織	46
（2）理事，経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	46
（3）事務所の名称及び所在地	46
（4）特定信用事業代理業者に関する事項	46
2　主要な業務に関する事項	
（1）直近の事業年度における事業の概況	12～13
（2）直近の5事業年度における主要な業務の状況	
a　経常収益	63
b　経常利益又は経常損失	63
c　当期剰余金又は当期損失金	63
d　出資金及び出資口数	63
e　純資産額	63
f　総資産額	63
g　貯金等残高	63
h　貸出金残高	63
i　有価証券残高	63
j　単体自己資本比率	63
k　剰余金の配当の金額	63
l　職員数	63
（3）直近の２事業年度における事業の状況	
a　主要な業務の状況を示す指標	63～64
b　貯金に関する指標	33,65
c　貸出金等に関する指標	33,64,66～68
d　有価証券に関する指標	64,69～71
3　業務の運営に関する事項	
（1）リスク管理の体制	17～19
（2）法令遵守の体制	20～24
（3）中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	28～32
（4）苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	21
4　直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
（1）貸借対照表，損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	49～51
（2）貸出金にかかる額及びその合計額	
a　破綻更生債権及びこれらに準ずる債権に該当する貸出金	68
b　危険債権に該当する貸出金	68
c　三月以上延滞債権に該当する貸出金	68
d　貸出条件緩和債権に該当する貸出金	68
（3）元本補填契約のある信託に係る貸出金に係る事項	68
（4）自己資本の充実の状況	72～84
（5）取得価額又は契約価額，時価及び評価損益	
a　有価証券	70
b　金銭の信託	70
c　デリバティブ取引	71
d　金融等デリバティブ取引	71
e　有価証券関連店頭デリバティブ取引	71
（6）貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	68
（7）貸出金償却の額	68
5　その他重要な事項	
（1）役員等の報酬体系	47



「みんなのよい食プロジェクト」とは、これからの日本人にとって「よい食」とは何かを、日本の農家とJAグループ、そして消費者の皆さまが一緒になって考え、行動していく運動です。
(当プロジェクトのサイトは、
https://life.ja-group.jp/education/yoi-shoku/
となっております。)



当会の情報はもちろんのこと、JAバンク佐賀のお得な金融商品等も掲載しておりますので、ぜひご活用下さい。

ホームページアドレス
https://www.jabank-saga.jp



残高照会などは
JAバンクアプリ

振込などは
JAネットバンク

発　行　佐賀県信用農業協同組合連合会
管理部　企画管理課
住　所　〒840-0803　佐賀市栄町３番32号
電　話　0952-25-5131（代表）

佐賀県信用農業協同組合連合会

VEGETABLE OIL INK
この冊子は、ベジタブルインキを使用しています。